

16 薬事衛生対策

〔現況及び施策の状況〕

1 医薬品、医療機器等の安全性確保対策

医薬品、医療機器等は、医療に不可欠なものである反面、副作用もあるため、その品質、有効性及び安全性の確保が非常に重要である。

県民が安全な医薬品、医療機器等を安心して使用できるように、関係施設等に対する監視指導の徹底を図るとともに、医薬品の適正使用の推進、緊急医薬品の確保及び在宅医療の推進などに努める。

2 医薬品等関連産業の活性化対策

医薬品関連産業は、知識集約型、高付加価値型の産業として今後の成長が大いに期待されているところであり、その健全な育成を図ることは、本県の産業振興はもとより、県民医療の面からも極めて重要である。このため、薬事指導体制の充実、講習会の開催などの活性化対策に取り組むとともに、薬事経済調査による医薬品関連産業の実態把握に努める。

3 新型インフルエンザ対策

新型インフルエンザ発生時に備え、平成18年度から抗インフルエンザウイルス薬を備蓄している。抗インフルエンザ薬の備蓄については、「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」において、全り患者（被害想定において全人口の25%が罹患すると想定）の治療その他の医療対応に必要な量が目標とされ、これに基づき国と各都道府県の備蓄目標が設定されている。本県においても、国から示された都道府県別の備蓄薬及び備蓄量を目標として備蓄を進める。

4 薬物乱用防止対策

覚醒剤等の薬物の乱用は、暴力団関係者のみならず、一般県民にまで広がっており、特に大麻の乱用が若者を中心に増加が懸念されるなど、深刻な社会問題となっているため、関係機関と連携して啓発活動や薬物依存者等の相談業務などに取り組む。

5 血液事業対策

輸血用血液製剤は国内自給で賄えるようになったが、血漿分画製剤は一部の製剤を除き未だに輸入に頼っている。また、少子化の進展による献血可能人口の減少を考えると、将来の献血を支える若年層への対策が、これまで以上に重要となっている。このため、若年層への献血思想の普及啓発や献血組織の育成強化など、献血者の確保対策に積極的に取り組むとともに、貴重な血液を大切に使うための適正使用の推進に努める。

6 温泉事業対策

現在、広島県内には341の源泉（令和7年3月31日現在）がある。近年、健康志向の高まりから温泉に対する需要が増大しており、温泉資源の保護と適正利用の推進に努める。

7 シックハウス対策

住宅の高気密化などが進むに従って、建材等から発生する化学物質などによる室内空気汚染等が原因とみられる様々な体調不良が居住者に生じる状態（シックハウス症候群）が報告されている。

症状が多様で、症状発生の仕組みをはじめ、未解明な部分も多く、また様々な複合要因が考えられることから、情報収集に努め、関係機関と連携して県民からの相談に応じる。

8 新たな感染症の感染拡大防止にむけた医療資材の備蓄

令和6年度「新型インフルエンザ対策等行動計画」が改訂される予定であり、医療資材（ガウン、マスク等）についても、都道府県別の備蓄量目標が設定される。国から示された備蓄計画に基づき、医療資材の備蓄方法を決定の上、必要数を購入、備蓄する。

9 薬剤師確保対策

薬剤師の従事先には地域偏在や業態偏在があることが指摘されており、令和5年度、厚生労働省から「薬剤師確保ガイドライン」が示され、都道府県においては当該指針に基づき薬剤師確保の取組を推進することが求められている。本県においては、第8次広島県保健医療計画に定めた薬剤師確保計画に基づき、薬剤師の偏在の解消に向けた取組を行う。

【事業の内容】

1 医薬品、医療機器等の安全性確保対策（予算額 160,443千円）

(1) 薬事等監視指導事業（予算額 5,605千円）

ア 医薬品、医療機器等の監視指導

薬局、医薬品販売業、医療機器販売業、再生医療等製品販売業及び医薬品等を業務上取り扱う施設の立入検査、収去検査を実施し、医薬品等の適正な管理、取扱い等を指導する。また、医薬品等製造販売業及び製造業の施設の立入検査、収去検査を実施し、医薬品等の有効性・安全性の確保に努める。（昭和35年度創設）

第1表 薬事監視指導状況

(単位 施設、件)

区 分	対象施設数	監視延件数
令和6年度	18,787	3,418
令和5年度	18,587	3,860
令和4年度	18,212	3,375

イ 無承認無許可医薬品等の監視指導

いわゆる健康食品について、容器包装やチラシ、パンフレット等の監視指導を行うとともに、試買検査を実施し、国及び他都道府県と連携して無承認無許可医薬品に該当するものを排除する。（昭和52年度創設）

また、平成19年から規制対象となった指定薬物についても、販売店等に対して監視指導を行っており、平成24年度には指定薬物が検出されたことから販売中止等の指示を行った。

今後も関係機関と連携して排除に努める。

第2表 無承認無許可医薬品の監視指導状況

(単位 件)

区 分	店 頭 等 調 査		
	監視件数	不適正数	違反件数
令和6年度	2,126	2	0
令和5年度	1,830	0	0
令和4年度	6,120	0	0

ウ 毒物劇物の監視指導

毒物劇物の製造業、輸入業、販売業及び業務上取扱施設等の立入検査、収去検査を実施し、毒物劇物による危害の防止等安全確保に努める。（昭和25年度創設）

第3表 毒物劇物監視指導状況

(単位 施設、件)

区 分	対 象 施 設 数	監 視 延 件 数
令 和 6 年 度	1,732	794
令 和 5 年 度	1,789	732
令 和 4 年 度	1,879	1,298

エ 農薬の危害防止

6月1日から8月31日までを農薬危害防止運動月間とし、農林水産局と連携して広報活動、講習会、立入検査及び現地講習を実施し、農薬に対する正しい知識を普及して、農薬による危害を防止する。(昭和44年度創設)

第4表 農薬による事故発生状況

(単位 件)

区 分	自 殺	事 故	自 殺 未 遂	そ の 他	計
令和6年度	0	0	0	0	0
令和5年度	0	0	0	0	0
令和4年度	0	0	0	0	0

オ 家庭用品の監視指導

規制対象家庭用品の試買検査を実施し、不良製品の排除に努める。(昭和45年度創設)

(2) 薬事等許可登録事務事業 (予算額 22,163千円)

薬務課及び各保健所・支所において医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、毒物及び劇物取締法等に基づく許可及び登録等を行う。(昭和35年度創設)

一般用医薬品の販売制度の改正に伴う登録販売者試験を行うとともに、その合格者の登録を行う。(平成20年度創設)

(3) 医薬品の適正使用推進事業 (予算額 356千円)

ア 薬事関係の啓発

県民に対し、薬の正しい知識の普及を図るため、(公社)広島県薬剤師会が「くすりと健康の週間」の行事の一環として行う「くすりと健康の相談窓口事業」に対し助成する。また、同会が地域の保健衛生の向上を図るための制度として設けている、薬事衛生指導員の資質向上と育成に努める研修会活動に助成する。(昭和48年度創設)

イ 医薬品の適正使用の推進

医薬品の適正使用を普及、推進するため、「かかりつけ薬局」の機能を活用し、県民が安心して医薬品等を使用できる体制を構築するため、広島県地域保健対策協議会において、医薬品の適正使用について検討する。(平成14年度創設)

ウ 適正な医薬分業の推進

近年の医薬分業の進展など薬局を取り巻く環境の変化をふまえ、薬局の地域住民に信頼される「かかりつけ薬局」としての機能を充実するため、平成29年度に改訂した「広島県薬局業務運営ガイドライン」に基づいた指導を行い、良質な医療の提供に寄与する。(平成6年度創設)

- (4) 薬剤師の在宅チーム医療連携事業（予算額 5,004千円）
 地域医療介護総合確保基金を活用し、薬局と多職種の連携に関する課題の調査・検討や研修の実施を通じて、在宅医療に参画し、災害時にも多職種連携ができる薬剤師を育成することで、在宅医療体制の充実を図る。（令和3年度創設）
- (5) 薬局機能情報提供事業（予算額 400千円）
 薬局から報告を受けた薬局機能情報を医療情報ネット（ナビイ）で公表し、県民・患者による薬局の適切な選択を支援する。（平成19年度創設）
- (6) 予防医材需給調整事業（予算額 4,550千円）
 医療機関に対して感染症の予防に必要なワクチン及び緊急時用の治療血清等の円滑な供給を行う。また、そのための需給量調査を行う。（昭和53年度創設）
- (7) 毒物中毒治療薬備蓄事業（予算額 1,487千円）
 毒物中毒患者発生時に、速やかに治療薬を医療機関に供給する。（平成10年度創設）
- (8) 電子処方箋の活用・普及促進事業（予算額 120,878千円）
 電子処方箋の活用・普及に向けて、電子処方箋を導入した保険医療機関・薬局に対して導入費用の助成を補助する。補助を受けた保険医療機関等は、一定期間県の取組（電子処方箋に関する啓発資料の掲示、利活用状況調査等）に協力する。

2 医薬品等関連産業の活性化対策（予算額 5,080千円）

- (1) 医薬品等関連産業活性化対策推進事業（予算額 4,796千円）
 医薬品等関連産業の育成振興のため、各種事業を行う。

第5表 医薬品等製造販売（製造）業者施設数（令和6年度末）

（単位 施設）

実 態 \ 業 種	製造販売業	製造業	計
医 薬 品	10	27	37
医 薬 部 外 品	11	17	28
化 粧 品	32	35	67
医療機器（医療機器修理業）	31 (212)	59	90 (212)
体外診断用医薬品	1	1	2
計	85 (212)	139	224 (212)

ア 薬事指導機能の強化

県内医薬品等製造販売（製造）業者を対象として、保健環境センターの協力を得てバリデーション適合性等の实地指導を実施するとともに、全国薬事指導協議会へ参画する。（昭和39年度創設）

第6表 实地指導実施状況（令和6年度）

実施回数	調査品目数	対象施設
0回	0品目	0施設

（注）实地指導：医薬品の製造管理及び品質管理等の方法が適正である旨の検証の正確性に関する指導

イ 講演会、講習会の開催

医薬品等製造販売（製造）業者を対象に、最新かつ適正な薬事情報を提供するため、講習会を開催する。（昭和61年度創設）

第7表 講習会の開催状況（令和6年度）

開催回数	対象者	参加者数
1	医薬品等製造販売・製造業者	250

※Web（オンデマンド方式）で実施

(2) 薬事経済調査事業（予算額 284千円）

医薬品等の適正な生産と健全で円滑な流通を確保するため、厚生労働省の委託を受け、各種調査を実施する。（昭和55年度創設）

ア 医薬品価格信頼性調査（他計調査）

薬価本調査及び経時変動調査の信頼性を確保するため、医薬品を販売している卸売販売業者に対して、実勢価格及び取引数等を調査する。

第8表 医薬品価格信頼性調査の状況

（単位 件）

区分	調査対象	調査品目数
令和6年度	2	300

イ 医薬品価格調査客体精密化調査

医療用医薬品価格調査の調査客体を的確に把握するため、事業所名称、所在地、電話番号等を調査する。

第9表 医薬品価格調査客体精密化調査の状況

（単位 件）

区分	調査客体
令和6年度	179
令和5年度	184

ウ 材料価格・再生医療等製品経時変動調査（他計調査）

市場の実勢価格を的確に材料価格基準に反映させるために、特定保険材料・再生医療等製品の販売業者を対象とし、市場価格の変動を調査する。

第10表 材料価格・再生医療等製品経時変動調査の状況

（単位 件）

区分	調査対象	調査品目数
令和6年度	2	3

エ 材料価格・再生医療等製品調査客体精密化調査

材料価格本調査の調査客体を的確に把握するため、事業所名称、所在地、電話番号等を調査する。

第11表 材料価格・再生医療等製品調査客体精密化調査の状況

（単位 件）

区分	調査客体	
	医科向販売業者	歯科向販売業者
令和6年度	303	22
令和5年度	275	19

3 新型インフルエンザ対策（予算額 3,224千円）

抗インフルエンザウイルス薬の備蓄（予算額 3,224千円）

新型インフルエンザ発生時に備え、国の備蓄方針に基づき、本県においても当該薬を行政備蓄している。

令和4年7月に示された国の備蓄方針（タミフル11.32万人分、タミフルドライシロップ6.54万人分、リレンザ2.65万人分、ラピアクタ1.01万人分、イナビル14.14万人分、ゾフルーザ3.19万人分）に基づき、既存の備蓄薬の使用期限切れになる時期を勘案しながら順次切り換えを進める。

第12表 抗インフルエンザウイルス薬備蓄状況（年度末数量）

（単位 万人分）

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度(予定)
タミフル	15.0	15.0	10.55	10.55	10.55	10.55	10.55	10.55
タミフルドライシロップ	2.98	5.08	5.08	5.08	5.08	5.08	6.54	6.54
リレンザ	10.0	9.0	9.0	9.0	9.0	9.0	2.65	2.65
イナビル	3.5	6.88	12.33	12.5	12.5	12.5	13.96	13.96
ラピアクタ	2.13	2.13	2.13	1.96	1.96	1.96	1.96	1.96
ゾフルーザ					0	0	3.19	3.19
計	50.71	39.09	39.09	39.09	39.09	39.09	38.85	38.85

4 薬物乱用防止対策（予算額 12,174千円）

(1) 麻薬覚醒剤等監視指導事業（予算額 6,537千円）

ア 麻薬取扱者への監視指導

家庭麻薬製造業者、麻薬卸売業者、麻薬小売業者、麻薬診療施設等に対する監視指導を行い、医療用麻薬の適正な保管・管理等の徹底を図る。（昭和28年度創設）

第13表 麻薬取扱者監視指導状況

（単位 施設、件）

区分	対象施設数	監視指導延件数
令和6年度	3,006	1,182
令和5年度	3,039	1,209
令和4年度	3,054	1,107

イ 向精神薬取扱者への監視指導

向精神薬卸売業者、向精神薬試験研究施設、医療機関、薬局等に対する監視指導を行い、向精神薬の保管・管理等の徹底を図る。（平成2年度創設）

第14表 向精神薬取扱者監視指導状況

（単位 施設、件）

区分	対象施設数	監視指導延件数
令和6年度	6,547	1,255
令和5年度	6,563	1,206

ウ 覚醒剤等取扱者への監視指導

覚醒剤等取扱者への監視指導を行い、覚醒剤等の適正な保管・管理等の徹底を図る。（昭和26年度創設）

第15表 覚醒剤等取扱者監視指導状況

（単位 施設、件）

区分	対象施設数	監視指導延件数
令和6年度	6,258	968
令和5年度	6,267	931
令和4年度	6,337	840

エ 薬物中毒者等に対する指導

麻薬中毒者の早期発見と精神保健指定医による診療及び措置入院等、中毒者の医療保護に努める。
また、広島刑務所における薬物事犯による受刑者に対して、薬物精神衛生講座を実施し、再犯防止に努める。(昭和38年度創設)

オ 不正大麻・けし及び自生けし撲滅運動の実施

大麻及び麻薬成分を含むけしは一般に栽培が禁止されており、不正栽培防止の徹底を図る。特に、鑑賞を目的としたけしの不正栽培を撲滅するため、開花期に合わせて栽培防止に努めるとともに、自生けしの撲滅にも努める。(昭和35年度創設)

〔 不正大麻・けし撲滅運動 令和7年4月1日から6月30日まで 〕

第16表 けし・大麻除去状況

(単位 本)

区 分	不正けし	不正大麻	自生けし	自生大麻
令和6年度	0	0	41,420	0
令和5年度	0	0	26,235	0
令和4年度	0	0	45,206	0

カ 薬物乱用対策推進本部の設置・運営

薬物乱用対策を効果的、効率的に推進するため、県内の関係機関・団体(21機関・2団体)で構成する広島県薬物乱用対策推進本部を設置し、総合的、一体的な広報啓発活動、取締活動等を行う。
(昭和28年度創設)

(2) 覚醒剂等薬物乱用防止対策事業(予算額 5,637千円)

ア 薬物乱用防止広報強化等の月間の実施

次の期間を啓発月間等と定め、この期間に各種啓発事業を実施し、薬物乱用による弊害の恐ろしさを広く訴える。(昭和28年度創設)

第17表 啓発月間等の期間

区 分	期 間
「ダメ。ゼッタイ。」普及運動	令和7年6月20日から7月19日まで
麻薬・覚醒剤・大麻乱用防止運動	令和7年10月1日から11月30日まで

- ・啓発用ポスターの掲示
薬物乱用防止を訴えるポスターを掲示し、啓発に努める。
- ・懸垂幕の掲示
関係機関の庁舎に懸垂幕を掲示し、薬物乱用防止を訴える。
- ・ラジオ等の広報媒体を利用した啓発活動
ラジオ等を利用して、薬物乱用の弊害を広く訴える。
- ・キャンペーン
ポスターの掲示、リーフレットの配架を行うとともに、「ダメ。ゼッタイ。」国連支援募金に協力する。
令和6年度626ヤング街頭キャンペーンは、雨天等で中止となった3地区を除く6地区で実施。
- ・注射器販売業者等に対する指導
注射器販売業者に対して、注射器等の適正な保管管理を指導する。

イ 保護者対象薬物乱用防止教室の開催

中学生の保護者を対象とした薬物乱用防止教室を開催し、家庭における薬物乱用防止機能の強化を図る。(平成14年度創設)

ウ 啓発用資料の作成・配布及び啓発用視聴覚教材の整備・貸出

県内の中学生、高校生等から募集した図案を採用してポスター、チラシを作成し、配布するとともに、ビデオ等を整備し、県民に貸出しを行う等広く啓発に努める。(昭和62年度創設)

エ 薬物乱用防止教室指導者の養成

学校医、学校薬剤師、広島県薬物乱用防止指導員等を対象に、教育委員会と共催で育成研修を行い薬物乱用防止に関する指導の充実を図る。(令和6年度開始)

令和6年度薬物乱用防止教室指導者研修会はオンデマンド形式で開催。

オ 薬物乱用防止指導員の配置

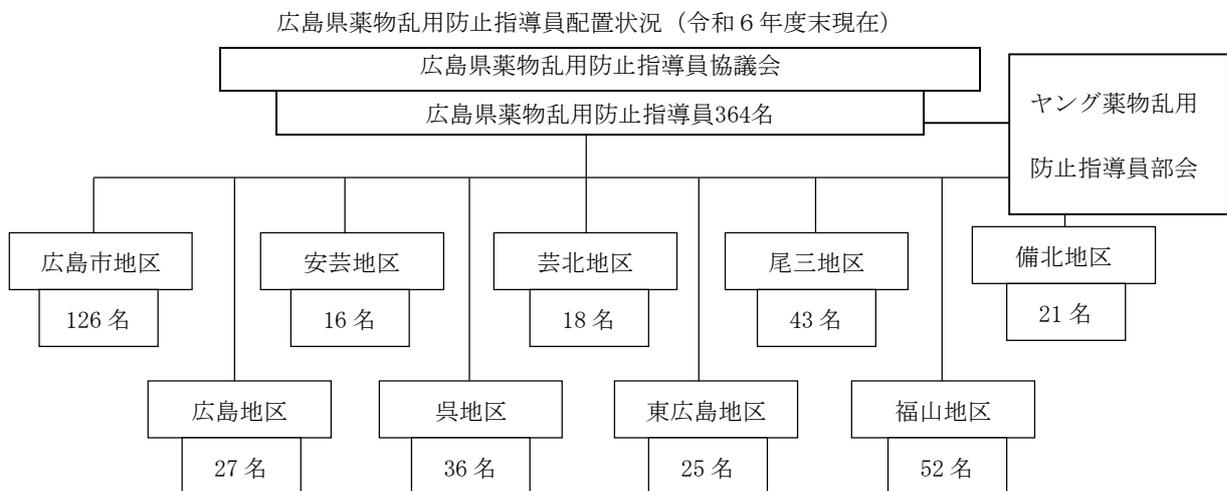
地域で保健衛生や健全な社会環境づくりを推進するため、薬物乱用防止に熱意と理解のある県民に広島県薬物乱用防止指導員を委嘱し、地域に根差した啓発活動の展開を図る。

また、平成元年度に県内5地区に協議会を設置し、その後4地区を加え、地域の実情に応じた啓発活動を展開してきた。

なお、平成11年度から指導員の活動に相談指導を加え、薬物乱用者及びその家族に対する相談指導の充実強化を図っている。(昭和62年度創設)

カ ヤング薬物乱用防止指導員の委嘱

大学からの推薦に基づき、要件を満たす学生をヤング指導員として委嘱し、ライオンズクラブ及び広島県薬物乱用防止指導員と連携し、薬物乱用防止教室の開催をはじめとした種々の薬物乱用防止啓発活動を行う。(平成29年度創設)



キ 薬物依存者等再乱用防止

(ア) 県立総合精神保健福祉センター等における薬物相談

県立総合精神保健福祉センター等において、薬物依存者及びその家族に対する相談指導等を実施する。(平成11年度創設)

- ・薬物相談事業推進連絡会議の設置

相談窓口を有する関係機関による、相談・指導業務のネットワーク化を図る。(平成11年度創設)

- ・家族教室の開催

薬物依存者の家族に対して、薬物依存・中毒に対する正しい知識を普及するとともに、依存者の回復を支援するための基本的・具体的な対応方法について指導する。(平成12年度創設)

- ・個別相談窓口の設置
薬物依存者及びその家族に対し、精神科医等の専門家による継続的な個別指導を行う。(平成11年度創設)
- ・再乱用防止対策
薬物乱用経験者に対し、再乱用防止プログラムを実施する。(平成21年度創設)

(イ) 保健所等における薬物相談

県保健所・支所に覚醒剤等相談窓口を設置し、地域住民からの薬物乱用に関する相談に応じ、正しい知識の普及に努める。(昭和63年度創設)

なお、広島市、呉市、福山市保健所にも同様に相談窓口が設置されている。

(ウ) 薬物依存症専門医療機関等の選定

薬物依存症に関する治療を行う専門医療機関及び治療機関となる医療機関を選定し、依存症患者が地域で適切な医療を受けられるようにする。(平成29年度創設)

5 血液事業対策(予算額 6,823千円)

(1) 献血思想普及啓発事業(予算額 6,667千円)

各種事業を展開し、医療に必要な血液の確保に努める。(昭和40年度創設)

第18表 保健所(支所)及び政令市等献血実績

(単位 人)

区分	年度別実績			
	保健所・保健所支所	令和4年度	令和5年度	令和6年度
移動 献血	西部	3,017	3,157	2,885
	西部広島支所	4,892	4,869	5,650
	西部呉支所	810	714	786
	西部東部	6,134	5,813	5,947
	東部	3,854	4,266	4,108
	東部福山市支所	731	769	671
	北部	1,109	1,070	935
	広島市	25,550	25,805	25,728
	呉市	4,939	5,008	4,923
福山市	6,393	6,366	6,704	
	計	57,429	57,837	58,337
献血 ルーム	本通出張所(献血ルーム「もみじ」)	30,199	30,343	29,590
	紙屋町出張所(献血ルーム「ピース」)	30,167	29,429	30,137
	計	60,366	59,772	59,727
合	計	117,795	117,609	118,064

ア 広島県献血推進功労者等表彰伝達式の開催

毎年7月の「愛の血液助け合い運動」と1月及び2月の「はたちの献血」キャンペーンに呼応して、市町等の協力を得て、ポスター、チラシ等の作成・配布や県ホームページ、SNSを含むインターネット等の各広報媒体を効果的に活用し、献血や血液製剤に関する理解と協力を呼びかける。

また、「愛の血液助け合い運動」の一環として、県、日本赤十字社広島県支部及び広島県赤十字血液センターが共催し、献血功労者及び献血推進ポスター入賞者の表彰を行うなど献血意識の高揚に努める。(昭和47年度創設)

イ 広島県献血推進審議会の開催

昭和39年8月の閣議決定に基づき、昭和40年2月に献血推進協議会が設置された。平成26年4月1日からは県の附属機関設置条例に基づいた献血推進審議会として、翌年度の広島県献血推進計画の策定等を協議する。

ウ 献血推進担当者会議の開催

市町等の献血推進担当者を対象に会議を開催し、移動献血計画の策定及び関係団体との意見交換を積極的に行い、地域における献血推進運動の活性化を図る。(昭和61年度創設)

エ 若年層への普及啓発

若年層への普及啓発の一環として、献血への理解を促す啓発資材を作成し、教育委員会等と連携して県内の高校3年生に配付する。

また、献血の正しい知識の普及啓発を図るため、血液センター開催の「献血セミナー」への協力について依頼するとともに、献血への関心を高めるため県内の中学校・高等学校及び特別支援学校(中学部・高等部)の生徒を対象に、献血推進ポスターの図案を募集する。(平成12年度創設)

オ 複数回献血の推進

献血者に対して次回の献血を促す啓発資材の作成及び配布等を通じて、採血業者による複数回献血への呼びかけ等に協力する。

カ 献血推進組織の活動支援

各市町献血推進協議会と協力して、県内各地で開催されている行事と連動した献血のイベントを啓発資材の提供等を通じて支援するとともに、参加団体の拡大に向けた取組に協力する。

(2) 血液製剤使用適正化事業(予算額 156千円)

昭和61年度から行っているこの事業を発展させ、平成23年度から医療関係者、医療関係団体及び学識経験者からなる県合同輸血療法委員会を設置し、医療機関における輸血療法委員会相互の情報交換を図り県内輸血医療の標準化に取り組む。(昭和61年度創設)

6 温泉事業対策(予算額 309千円)

(1) 温泉指導事業(予算額 309千円)

ア 温泉掘削等許可・監視指導

温泉の保護及びその利用の適正を図るため、掘削等の許可を行うとともに、監視指導を行う。(昭和23年度創設)

第19表 温泉掘削等許可・監視指導状況

(単位 施設、件)

区 分		令 和 4 年 度	令 和 5 年 度	令 和 6 年 度	
源 泉	総 数	373	337	341	
	許 可 数	掘 削	5	—	4
		増 掘	—	—	—
		動 力 装 置	—	3	3
立 入 検 査 回 数		5	3	6	
利 用 施 設	総 数	167	141	167	
	利 用 許 可 数	17	6	20	
	立 入 検 査 回 数	63	87	110	

イ 温泉分析機関の登録

温泉の分析機関の登録を行うとともに監視指導を行う。

令和6年度末現在の登録分析機関数は、2件である。(平成14年度創設)

7 シックハウス対策

県保健所・支所及び薬務課を窓口として、県民からのシックハウスに関する相談に応じ、健康被害の予防及び軽減を図る。(平成12年度創設)

第20表 相談受理件数

(単位 件)

区 分	令 和 4 年 度	令 和 5 年 度	令 和 6 年 度
相 談	4	5	1

8 薬剤師確保対策 (予算額 7,809 千円)

地域医療介護総合確保基金を活用し、関係団体等と連携し、病院薬剤師と薬局薬剤師それぞれの地域の需要を満たす薬剤師数の確保に取り組むことで、薬剤師偏在の解消及び医薬品提供体制の確立を目指す。

(令和6年度創設)

17 肝炎対策

〔現況及び施策の方向〕

肝炎ウイルス持続感染者（以下「キャリア」という。）はB型、C型合わせて国内に200万人から250万人程度存在すると推定され、長期間の経過の後に肝硬変や肝細胞がんに移行することが指摘されている。

しかし、自覚症状に乏しいことから、肝機能に異常が出てから医療機関を受診すると既に肝硬変・肝がんに移行しているケースが少なくなく、県民への正しい知識の普及啓発、検診受診率の向上、検査で要診療と診断された者への保健指導、専門医療機関の整備が必要となっている。

このため、広島県では肝疾患の専門医等で構成する肝炎対策協議会を設置し、広島県の現状と課題を整理し、肝炎対策の諸施策を推進する。

〔事業の内容〕

1 肝炎対策事業（予算額 14,281千円）

肝炎対策協議会の設置、肝疾患診療支援ネットワーク体制の充実、肝疾患診療連携拠点病院の運営及び県民への普及啓発等、総合的な肝炎対策を推進する。（平成19年度創設）

区 分	内 容
総合的な推進体制の強化	治療・検査・普及啓発に係る総合的な肝炎対策を推進するため「肝炎対策協議会」を設置
肝疾患診療連携拠点病院の機能強化	○肝疾患診療連携拠点病院等連絡会の運営 ○肝疾患相談室の設置
普及啓発活動	○肝炎ウイルスに関する正しい知識の普及啓発 ○肝炎ウイルス検査の受検促進

第1表 肝炎対策協議会の開催状況

区 分	開催回数	主 な 議 題
令和6年度	1	第4次広島県肝炎対策計画の進捗状況等について
令和5年度	2	第4次広島県肝炎対策計画の進捗状況等について
令和4年度	3	第4次広島県肝炎対策計画の策定等について

第2表 肝疾患相談室における相談件数

（単位 件）

区 分	広島大学病院	福山市民病院	合計
令和6年度	3,704	826	4,530
令和5年度	4,248	576	4,824
令和4年度	4,904	706	5,610

2 肝炎ウイルス検査・治療費助成事業（予算額 331,312千円）

- (1) 早期発見・早期治療体制を充実させるために、保健所で実施している検査に加え、医療機関に委託し肝炎ウイルス検査を実施する。（平成20年度創設）
- (2) B型・C型ウイルス性肝炎は、抗ウイルス治療（インターフェロン治療、インターフェロンフリー治療及び核酸アナログ製剤治療）により、肝硬変及び肝がんへの進行を防ぐことが可能な疾患であるが、治療費が高額となることから、治療費の一部を助成してアクセスを改善することにより、早期治療の促進を図る。（平成20年度創設）

- (3) B型・C型肝炎ウイルスに起因する肝がん・重度肝硬変の医療費の一部を助成して患者の負担軽減を図るとともに治療の研究促進を図る。(平成30年度創設)

区 分	内 容
制度に係る説明会	○肝炎治療費助成制度及び肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業について、各種関係機関に説明会を実施(対象:保健所・市町、医療機関、患者)
受給資格の審査・受給者証の発行	○当該制度の受給者認定に係る経費 ・認定協議会の開催 ・申請受付業務等
肝炎ウイルス検査の実施	○無料検査の実施 (実施場所:保健所(支所)、委託医療機関)
医療費助成等	○患者の所得階層に応じた一定の自己負担額の上限を超えた額の助成等

第3表 肝炎治療受給者証交付件数

(単位 件)

区 分	インターフェロン治療	インターフェロンフリー治療	核酸アナログ製剤治療		合計
			新規	更新	
令和6年度	1	134	155	3,216	3,506
令和5年度	3	198	183	3,256	3,440
令和4年度	0	220	180	3,290	3,690

第4表 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業参加者証交付件数

(単位 件)

区 分	肝がん		非代償性肝硬変		肝がん・非代償性肝硬変併発		合計	
	新規	更新	新規	更新	新規	更新	新規	更新
令和6年度	52	36	4	0	9	8	65	44
令和5年度	18	24	3	2	0	3	21	29
令和4年度	23	27	2	0	4	4	29	31

第5表 肝炎ウイルス検査受検者数

(単位 人)

区 分	県保健所(支所)	県委託医療機関	合計
令和6年度	6	1,885	1,891
令和5年度	9	3,006	3,015
令和4年度	4	1,065	1,069

3 ウイルス性肝炎対策（予算額 11,408 千円）

(1) 肝炎ウイルス検査の受検勧奨や陽性者に対する医療機関への受診勧奨を一層強化するため、市町の保健師、医療機関の看護師及び企業の健康管理担当者等を対象に肝炎に関する研修を実施し、肝炎患者等の適切な肝炎治療をコーディネートできる者を養成し、「ひろしま肝疾患コーディネーター」として認定する。既に認定を受けた者に対しても継続的に研修を行い、最新の知見を習得させる。（平成 23 年度創設）

(2) 「広島県肝疾患患者フォローアップシステム」を活用した継続的な受診勧奨及び慢性肝炎患者等に対する定期検査費用等の助成により肝炎重症化・肝がん移行を予防する。

平成 27 年度は定期検査費用の助成回数を年 1 回から 2 回に拡大し、平成 28 年度は所得制限を緩和した。平成 29 年度は自己負担限度額を減額、令和元年度は初回精密検査費用の助成対象者に職域で実施する肝炎ウイルス検査陽性者を追加、令和 2 年度は初回精密検査費用の助成対象者に妊婦健診の肝炎ウイルス検査、手術前の肝炎ウイルス検査陽性者を追加するなど、制度利用の促進を図った。（平成 26 年度創設）

区 分	内 容
肝疾患コーディネーターの養成・活用	○養成講座（オンデマンドで実施）200 名養成 ○継続研修（1 会場（福山）、オンデマンドで実施）
肝炎重症化・肝がん予防推進事業	○肝炎ウイルス陽性者のデータベース登録及び受診勧奨 ○慢性肝炎患者等に対する定期検査費用等を助成

第 6 表 肝疾患コーディネーター養成者数

（単位 人）

区 分	養成者数
令和 6 年度	207
令和 5 年度	249
令和 4 年度	177

第 7 表 フォローアップシステム新規登録者数・検査費用助成利用者数

（単位 人）

区 分	フォローアップシステム 新規登録者数	初回精密検査費用助成 利用者数	定期検査費用助成 利用者数（※）
令和 6 年度	128	11	239
令和 5 年度	127	20	295
令和 4 年度	88	12	311

※定期検査費用助成利用者数は延べ人数

18 医療提供体制の確保

〔現況及び施策の方向〕

「広島県保健医療計画」及び「ひろしま高齢者プラン」に基づき、質が高く安心できる保健医療提供体制と地域包括ケアシステムの構築を一体的に推進し、医療及び介護の総合的な確保を促進していくとともに、健康寿命の延伸に向け「重症化予防、再発予防」や「介護予防」等の取組を進める。

〔事業の内容〕

1 総合的な施策の企画・調整（予算額 25,467 千円）

(1) 保健医療計画の推進（予算額 23,753 千円）

医療及び介護の総合的な確保を推進するため、地域関係者による協議の場である地域医療構想調整会議を開催し、地域医療構想の実現に向けた協議・検討を行う。

また、7つの二次保健医療圏ごとに策定した広島県保健医療計画の地域計画の着実な推進に向け、各圏域に設置された圏域地域保健対策協議会において必要な調査及び事業を実施するとともに、圏域ごとの連携強化のための合同研修会を実施する。（昭和53年度創設）

(2) 第9期ひろしま高齢者プランの推進（予算額 1,714 千円）

「第9期ひろしま高齢者プラン」（令和6～令和8年度）に基づき、高齢者の健康寿命の更なる延伸や、地域共生社会の実現に向けた地域包括ケアシステムの充実を図るための取組を着実に推進していく。（平成12年度創設）

2 医療及び介護の総合的な確保の促進（予算額 2,260,267 千円）

(1) 医療介護総合確保促進法に基づく広島県計画の推進

地域における医療及び介護の総合的な確保を促進するために県が策定する計画に基づく地域医療介護総合確保基金を活用した事業を実施する。（平成26年度創設）※毎年度策定

【対象事業】

- 1-1 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業
- 1-2 地域医療構想の達成に向けた病床の機能又は病床数の変更に関する事業
- 2 居宅等における医療の提供に関する事業
- 3 介護施設等の整備に関する事業
- 4 医療従事者の確保に関する事業
- 5 介護従事者の確保に関する事業
- 6 勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業
- 7 その他の事業

(2) 療養病床転換支援事業（予算額 11,448 千円）

療養病床の再編成により、現に療養病床へ入院している人の行き場が失われることのないよう、患者の状態に配慮した受入施設の整備を促進する。（平成19年度創設）

(3) 医療情報連携の推進（予算額 50,095 千円）

医療機関の連携や機能分担を進め、効率的な医療連携体制を全県で構築するため、診療情報や画像情報などの医療情報を複数の医療機関で共有できるよう、基盤となる「ひろしま医療情報ネットワーク（HMネット）」を整備する。（平成 23 年度創設）

(4) 医療資源偏在解消の推進（予算額 29,957 千円）

地域医療の維持・確保に向けて、医療・介護の提供、受給状況等を把握することができる医療・介護・保健情報総合分析システムによるデータ把握・分析を行い、各種施策への活用を図る。（平成 23 年度創設）

(5) 病床機能分化・連携の促進（予算額 2,643,320 千円）

地域の実態に応じた医療機能の配置を実現するため、医療機関が実施する病床機能の転換やダウンサイジング、複数医療機関の再編に係る施設・設備整備等への支援や、二次保健医療圏毎の医療機能分析、経営・資金調達に係る相談支援を実施する。（平成 29 年度創設）

(6) 高度医療・人材育成拠点整備事業（予算額 67,073,308 千円）

少子高齢化の進展とともに疾患構造や医療需要等の急速な変化が見込まれる中、本県の医療を将来にわたり持続可能とするための「高度医療・人材育成拠点基本計画」に基づく新病院の整備に向け基本設計及び組織体制の構築等を進めるとともに、地方独立行政法人広島県立病院機構における政策医療の確保等に必要となる運営費の負担を行う。（令和 3 年度創設）

(7) 【新】経営状況の急変等を踏まえた支援（予算額 1,988,926 千円）

ア 医療機関経営状況等対策支援事業（予算額 1,790,596 千円）

効率的な医療提供体制の確保を図るため、医療需要の急激な変化を踏まえ病床数の適正化を進める医療機関や物価高騰を含む経済状況の変化により施設整備等が困難となっている医療機関を支援する。（令和 6 年度創設）

イ 産科・小児科医療確保事業（予算額 198,330 千円）

地域で子どもを安心して生み育てることのできる周産期医療体制及び地域の小児医療体制の維持を図るため、特に分娩取扱施設が少ない地域等において分娩数が減少している分娩取扱施設や、分娩取扱休止・中止後も妊婦健診や産後健診を継続する医療機関、患者数が減少している小児医療の拠点となる医療機関を支援する。（令和 6 年度創設）

3 救急医療の充実（予算額 895,640 千円）

(1) 救急医療コントロール機能を担う広島市民病院の整備等（予算額 3,241 千円）

救急搬送患者の受入困難事案を解消するため、広島市民病院に救急医療コントロール機能を整備し、その運営費を助成するとともに、コントロール機能を支援する医療機関に搬送等を行うことにより、広島都市圏の救急医療体制を確保する。（平成 22 年度創設）

(2) 救命救急センターの運営支援（予算額 178,735 千円）

重篤な救急患者に対する医療を 24 時間体制で確保するため、独立行政法人国立病院機構呉医療センターの救命救急センター並びに厚生連広島総合病院及び厚生連尾道総合病院の地域救命救急センターの運営を支援する。（平成 22 年度創設）

(3) 救急医療施設等の整備

ア 初期（一次）救急医療体制の確保

軽症の救急患者に対応する初期救急医療として、市町が設置する休日夜間急患センターや市郡地区医師会による在宅当番医制の充実を図り、休日・夜間における救急医療体制を確保する。

第 1 表 休日夜間急患センター整備状況

（令和 7 年 4 月 1 日現在）

名 称	開設年月	診 療 科 目					診 療 体 制		
		内科	小児科	外科	眼科	歯科	休日	準夜	終夜
広島市医師会 千田町夜間急病センター	H21. 3	○		○	○		○	○	
安佐医師会 可部夜間救急センター	H23. 3	○						○	
呉市医師会 休日急患センター { 小児夜間救急センター 内科夜間救急センター }	S48. 9 { 小児科夜間 H15. 10 内科夜間 H22. 4 }	○	○	○			○	○ (外科除く)	
竹原市休日診療所	S49. 5 (H2. 12移転)	○	○				○		
三原市医師会 休日夜間急患診療所	S49. 3 (S57. 12移転)	○	○	○			○ (小児科除く)	○	○ (小児科除く)
尾道市立夜間救急診療所	S51. 10 (H26. 4 移転)	○		○			○	○	
福山夜間小児診療所	H12. 4		○				○	○	
福山夜間成人診療所	H25. 5	○		○				○	
三次市休日夜間急患センター	H26. 4	○					○	○	
庄原市休日診療センター	H25. 4	○					○		
大竹市休日診療所	H7. 10	○		○			○		
東広島市休日診療所	S50. 5 (H3. 4 移転)	○	○			○	○		
廿日市休日夜間急患センター	H14. 4 (R2. 4 移転)	○		○			○	○	
高田地区休日夜間救急診療所	H7. 1	○		○			○		○

イ 二次救急医療体制の確保

初期救急医療施設で対応することが困難な重症救急患者を受け入れ、治療することを主たる目的として、病院群輪番制病院及び救急告示医療機関による二次救急医療体制を確保する。

第2表 二次救急医療施設整備状況

(令和7年4月1日現在)

区分	地区	医療機関名
病院群輪番制病院	1 広島地区	広島市立舟入市民病院・荒木脳神経外科病院・一ノ瀬病院 慈恵会いまだ病院・太田川病院・加川整形外科病院 翠清会梶川病院・広島記念病院・広島市立広島市民病院 曙会シムラ病院・広島赤十字・原爆病院・あかね会土谷総合病院 おると会浜脇整形外科病院・県立二葉の里病院・吉島病院 マツダ病院・五日市記念病院・安芸市民病院 広島厚生病院・一陽会原田病院・ヒロシマ平松病院 県立広島病院・槇殿順記念病院・中電病院
	2 安佐・山県・高田地区	広島市立安佐市民病院・広島共立病院・メリィホスピタル 野村病院・サカ緑井病院・日比野病院・長久堂野村病院 高陽ニュータウン病院・広島心臓血管病院・山崎整形外科内科クリニック
	3 佐伯・大竹地区	厚生連広島総合病院・国立病院機構広島西医療センター
	4 呉地区	呉共済病院・済生会呉病院・中国労災病院
	5 東広島地区	西条中央病院・本永病院・国立病院機構東広島医療センター 井野口病院・八本松病院
	6 竹原地区	県立安芸津病院・安田病院・馬場病院
	7 三原地区	興生総合病院・三原城町病院・三原赤十字病院
	8 尾道地区	尾道市立市民病院
	9 因島地区	厚生連尾道総合病院
	10 御調・世羅地区	公立みつぎ総合病院・世羅中央病院
	11 福山地区	国立病院機構福山医療センター・神原病院・セントラル病院 大田記念病院・日本鋼管福山病院・中国中央病院 楠本病院・福山第一病院・寺岡整形外科病院 沼隈病院・山陽病院・住吉ふじい病院 三宅会グッドライフ病院・西福山病院・小島病院
	12 府中地区	寺岡記念病院・府中市民病院
	13 三次地区	市立三次中央病院
	14 庄原地区	庄原赤十字病院・庄原市立西城市民病院
小児救急医療支援事業	1 庄原地区	庄原赤十字病院
	2 呉地区	国立病院機構呉医療センター・中国労災病院
	3 東広島地区	国立病院機構東広島医療センター
小児救急医療拠点病院	広島市立舟入市民病院 (H14.10)・厚生連尾道総合病院 (H15.5)・市立三次中央病院 (H16.7) 福山市民病院 (R3.4)	

第3表 救急告示医療機関

(令和7年4月1日現在)

保健所(支所)、市	施設数			保健所(支所)、市	施設数		
	病院	診療所	計		病院	診療所	計
広島市	41	6	47	福山市	24	2	26
呉市	11	1	12	東部	17	1	18
西部	10	1	11	(うち福山支所)	(4)	(1)	(5)
(うち広島支所)	(7)	(0)	(7)	北部	4	1	5
(うち呉支所)	(1)	(1)	(2)				
西部東	11	1	12	計	118	13	131

ウ 三次救急医療体制の確保

救急患者のうち、二次救急医療施設では対応が困難な重症及び複数の診療科領域にわたる重篤患者に対応する救急医療を確保する。

第4表 三次救急医療施設整備状況

(令和7年4月1日現在)

区分	病院名	運営開始年月
高度救命救急センター	広島大学病院	H17.4
救命救急センター	広島市立広島市民病院	S52.7
	国立病院機構呉医療センター	S54.10
	県立広島病院	H8.11
	福山市市民病院	H17.4
地域救命救急センター	厚生連広島総合病院	H23.4
	厚生連尾道総合病院	H27.4
	広島市立北部医療センター安佐市民病院	R4.5

(4) 救急医療情報ネットワークの運営 (予算額 331,867千円)

高齢化等による救急需要の増加などを背景に、救急医療分野の負担が増加していることを踏まえ、救急搬送の迅速化・業務効率化などを図るため、救急搬送に係る新たな支援システムの構築に向けた実証実験(令和5年10月～令和7年9月予定)を実施しており、その結果等も踏まえ、機能・運用方法等の見直しを行うとともに、厚生労働省・消防庁とも連携した新たな実証実験(令和7年10月～令和10年9月予定)を実施する。(令和5年度創設)

(5) ドクターヘリ事業 (予算額 342,118千円)

ドクターヘリの運航により、事故・災害現場等に医師等を搬送し、迅速に救命医療行為を開始することで、救命率の向上や後遺障害の軽減を図り、広域的な救急医療体制を強化する。(平成23年度創設)

(6) メディカルコントロール体制の強化 (予算額 14,380千円)

救急救命士の特定行為に指示を行うメディカルコントロール(MC)指示医師、及び事後それを検証するMC検証医師を育成、再教育し、救急医療の向上を図る。(平成20年度創設)

(7) 救急搬送受入体制確保事業 (予算額 25,299千円)

救急搬送時における受入困難事案患者を確実に受け入れる医療機関を確保することにより、円滑な救急搬送受入体制を構築する。(平成23年度創設)

4 災害医療体制の充実 (予算額 40,364千円)

大規模災害等での医療救護体制の確立を図るため、災害拠点病院と他の関係機関との連携体制や広域搬送体制のあり方等について検討するための会議を開催するとともに、各種訓練を実施する。

第5表 災害医療救護体制整備の状況

(単位 千円)

年度	予算額	事業内容
令和7年度	40,364	DMA T連絡会議、二次保健医療圏別「医療機関災害対応研修」、防災訓練への参加支援、DMA T、医療関係者及び保健師等への研修実施、災害派遣者の保険料、災害拠点病院本部訓練の実施
令和6年度	35,866	中国地区DMA T連絡協議会実動訓練の実施、DMA T連絡会議、二次保健医療圏別「医療機関災害対応研修」、防災訓練への参加支援、DMA T、医療関係者及び保健師等への研修実施、災害派遣者の保険料
令和5年度	29,923	DMA T連絡会議、二次保健医療圏別「医療機関災害対応研修」、防災訓練への参加支援、DMA T、医療関係者及び保健師等への研修実施、災害派遣者の保険料、災害拠点病院本部訓練の実施

5 へき地・中山間地域医療対策の充実（予算額 134,150 千円）

「広島県保健医療計画」（第8次（令和6年3月中間見直し））を踏まえた医療支援事業や医療資源に恵まれない中山間地域等における医療を確保するため、当該地域の市町が実施する医療確保事業に対する援助を行う。

(1) へき地医療拠点病院の整備・運営費の助成（予算額 112,355 千円）

へき地医療支援機構の調整・指導の下で、所属する二次保健医療圏を越えて、へき地診療所等に対する代診医派遣、無医地区等への巡回診療等による診療支援等を実施する機関として12病院を指定（令和6年4月1日現在）し、その施設・設備整備費及び運営費を助成する。（平成14年度創設）

また、医療機器を搭載した移動診療車を5つのへき地医療拠点病院が共同利用し、無医地区等へ巡回診療等を実施する。（平成24年度創設）

第6表 へき地医療拠点病院の状況

病院名	二次保健医療圏	へき地医療活動	指 定
県立広島病院	広島	代診医派遣 (随時)	平成14年
厚生連吉田総合病院	広島	へき地診療所等医師派遣	平成14年
安芸太田病院	広島	代診医派遣 (随時)	平成15年
広島市立安佐市民病院	広島	へき地診療所等医師派遣	平成24年
国立病院機構広島西医療センター	広島西	代診医派遣 (随時)	平成14年
厚生連広島総合病院	広島西	へき地診療所等医師派遣	平成23年
厚生連尾道総合病院	尾三	へき地診療所等医師派遣 代診医派遣	令和2年
公立世羅中央病院	尾三	無医地区巡回診療	令和6年
神石高原町立病院	福山・府中	無医地区巡回診療 代診医派遣 (随時)	平成21年
府中市病院機構府中市民病院	福山・府中	無医地区巡回診療	平成27年
市立三次中央病院	備北	へき地診療所等医師派遣 代診医派遣 (随時)	平成14年
庄原赤十字病院	備北	無医地区巡回診療 へき地診療所等医師派遣	平成14年
庄原市立西城市民病院	備北	無医地区巡回診療	平成27年

第7表 へき地医療拠点病院助成実施・予定状況

(単位 か所)

年 度	整 備		運 営
	施 設	設 備	
令和7年度(予定)	—	6	13
令和6年度	—	6	10
令和5年度	—	6	9

〔負担割合 国1/2、県1/2〕

(2) へき地医療拠点病院の維持・強化

へき地医療対策の中核を担うへき地医療拠点病院の維持・強化を図る支援体制を構築するため、へき地医療拠点病院を支援する「へき地医療支援病院指定制度」を創設し、1病院を指定。

第8表 へき地医療支援病院の状況

病院名	二次保健医療圏	へき地医療活動	指 定
福山市民病院	福山・府中	へき地医療拠点病院への医師派遣(月4回)	平成30年

(3) へき地診療所の整備・運営費の助成（予算額 16,295 千円）

無医地区等における地域住民の医療を確保するため、市町等が整備するへき地診療所に対し、その施設・設備整備費及び運営費を助成する。（昭和 31 年度創設）

第 9 表 へき地診療所の状況

（単位 か所）

二次保健医療圏	公立				公立以外		
	補助を受けて設置した診療所		国民健康保険直営診療所				
広島	1	安芸高田市川根診療所	2	北広島町雄鹿原診療所、北広島町八幡診療所	—	3	似島診療所 佐々部診療所 津田医院
広島西	1	廿日市市吉和診療所	—	—	—	2	栗谷診療所、 阿多田診療所
尾三	—	—	—	—	—	2	佐木島診療所、 百島診療所
福山・府中	—	—	—	1	神石高原町神石へき地診療所	—	—
備北	2	庄原市口和診療所、 庄原市高野診療所	4	三次市国保川西診療所、庄原市国保総領診療所、三次市国保君田診療所、三次市国保作木診療所	—	—	—

第 10 表 へき地診療所助成実施・予定状況

（単位 か所）

年 度	整 備		運 営
	施 設	設 備	
令和 7 年度（予定）	0(0)	4(0)	1
令和 6 年度	0(0)	4(0)	1
令和 5 年度	0(0)	5(0)	1

(注) () 内は、過疎地域特定診療所数（内数）

負担割合	整備：国 1/2、事業者 1/2
	運営：（国庫補助事業）国 2/3、事業者 1/3 等

(4) へき地患者輸送車（艇）の整備状況

市町が行う患者輸送事業に対して、その整備費を助成する等により、無医地区等における地域住民の受療機会を確保する。（昭和 38 年度創設）

第 11 表 へき地患者輸送車（艇）の状況

（単位 台、艇）

二次保健医療圏	輸 送 車		輸 送 艇	
広 島	1	広島市	—	—
広 島 中 央	1	大崎上島町	1	大崎上島町
広 島 西	—	—	1	大竹市
尾 三	—	—	2	三原市、尾道市

(5) 離島巡回診療の実施（予算額 5,500 千円）

社会福祉法人恩賜財団済生会による離島巡回診療に対し、その運営費を助成する。（昭和 48 年度創設）

第12表 離島巡回診療実施状況

(単位 市町、地区、日、千円)

年 度	市 町 数	地 区 数	日 数	県 費 補 助 額
令和7年度(予定)	5	19	43	5,500
令和6年度	5	19	49	5,500
令和5年度	5	19	39	5,500

6 周産期・小児医療対策の充実(予算額 438,303千円)

(1) 周産期医療体制の確保(197,159千円)

母体・胎児から新生児に至る周産期医療の総合的・体系的な体制の確保・充実を図るとともに、周産期医療を側面的に支援する周産期医療情報ネットワークを運営する。

〔※ 周産期：妊娠22週から出産後7日未満の期間で、この期間の母体、胎児及び新生児を総合的にケアする医療を周産期医療という。〕

ア 周産期医療システムの運営(予算額 2,788千円)

県内の周産期医療体制の確保・充実に向け、関係者が協議や調整などを行う広島県周産期・小児医療協議会を設置するとともに、周産期医療現場での問題点等を協議、調査するため、周産期部会を設置する。また、周産期医療従事者(医師、看護師、助産師等)を対象とした研修を実施し、周産期医療にかかる知識・技能の向上を図る。(平成11年度創設)

〔※ 総合周産期母子医療センター：高度な医療設備をもち、合併症妊娠、妊娠高血圧症候群(旧重症妊娠中毒症)などリスクの高い妊娠に対する周産期医療を行うことのできる医療機関。〕

イ 周産期医療情報ネットワークの運営(予算額 3,929千円)

県内のNICU(新生児集中治療室)保有病院を中心として、NICU病床への受入れ可否、緊急母体搬送の受入可否などの情報提供・交換を行う周産期医療情報ネットワークを運営し、周産期医療体制を側面的に支援する。(平成9年度創設)

ウ 周産期母子医療センター運営支援事業(予算額 190,442千円)

ハイリスクの妊娠・出産に対し高度な医療を提供する、周産期母子医療センターに対して運営費を補助する。(平成22年度創設)

(2) 小児救急医療体制の確保(予算額 241,144千円)

在宅当番医や小児救急医療拠点病院の運営事業により一定の小児救急医療体制は確保されているが、患者の増加に伴う待ち時間の延引や勤務小児科医の労働過重などの課題に対応するため、小児救急医療体制の確保・充実への支援を行う。

ア 小児救急医療支援事業(予算額 19,710千円)

休日・夜間の当番日に小児科医が当直し、受け入れ体制を確保する医療機関に対して、その運営費を補助する。(平成11年度創設)

イ 小児救急医療拠点病院事業(予算額 157,784千円)

365日24時間体制で広域的に二次の小児救急患者を受け入れる小児救急医療拠点病院に対して運営費を補助する。(平成14年10月1日に広島市立舟入市民病院を指定、平成15年5月1日に厚生連尾道総合病院を指定、平成16年7月1日に市立三次中央病院を指定、令和3年4月1日に福山市民病院を指定)(平成14年度創設)

ウ 広島県周産期・小児医療協議会小児科部会の運営（予算額 141 千円）
小児医療現場での問題点等を協議、調査するため、広島県周産期・小児医療協議会に小児科部会を設置する。

エ 小児救急医療電話相談事業（予算額 42,509 千円）
休日夜間の軽度小児救急患者の不安等を軽減するとともに、小児救急を受診する患者の減少と小児科医の負担の軽減を図ることを目的として、看護師等が電話で相談対応する小児救急医療電話相談事業（令和6年度から土日祝の受付時間延長）を実施する。（平成14年度創設）

オ 県東部小児・周産期医療体制確保事業（予算額 21,000 千円）
広島県内の小児・周産期医療体制の偏在解消を図るため、福山・府中二次医療圏域の小児救急医療・周産期体制の高度拠点化を図ることとし、その構築に必要な小児科医及び産科医の育成・配置を行う。また、効果的な小児・周産期医療体制に関する研究や地域住民への普及・啓発を行うために、岡山大学大学院医歯薬学総合研究科に小児救急及び周産期に関する寄附講座を設置する。（平成25年度創設）

7 臓器移植・骨髄バンク事業等の啓発・推進（予算額 8,881 千円）

(1) 臓器移植啓発活動の推進等（予算額 7,312 千円）

臓器の移植に関する法律（平成9年10月16日施行）に基づき、臓器提供意思表示カード配布等による普及啓発活動を推進するとともに、「公益社団法人日本臓器移植ネットワーク」及び「公益財団法人ひろしまドナーバンク」など関係機関の協力を得ながら、公正かつ公平な臓器移植体制の確立を図る。（平成9年度創設）

(2) 骨髄バンク事業等の推進（予算額 700 千円）

骨髄移植に関する正しい知識の普及啓発及び骨髄ドナー登録者の確保を目的として、公益財団法人ひろしまドナーバンクが実施する骨髄バンク事業（医師や骨髄提供経験者が講師を務める出前講座等）に対し助成するとともに、経済界、ボランティア、医療関係者等による協議の場を確保し、県民運動としてのそれぞれの取組を強化する。（平成4年度創設）

第13表 骨髄ドナー登録者数

（単位 人）

年 度	広 島 県	全 国
令和6年度	11,277	562,662
令和5年度	10,983	554,123
令和4年度	10,597	544,305

※令和6年度は2月末時点の数値

(3) 骨髄提供の着実な推進（予算額 770 千円）

骨髄提供の推進及びドナー登録者の増加を目的として、骨髄ドナーの休業等による経済的負担の軽減を図るために市町が行うドナーへの助成事業に対する支援を行う。（平成30年度創設）

8 医療施設の整備・充実（予算額 539,618 千円）

医療施設の効率的な再編及び地域医療の確保に配慮しつつ、患者の療養環境、医療従事者の職場環境、衛生環境等を改善するため、地域の病院等が行う施設・設備の整備に要する経費の一部を助成する。（平成5年度創設）

第14表 医療施設・設備整備費の助成状況

（単位 か所、千円）

年 度	施 設 数	補助額	摘 要
令和7年度（予定）	32	539,618	医療施設等耐震整備 へき地医療拠点病院設備整備等
令和6年度	32	330,394	医療施設等近代化施設整備 へき地医療拠点病院設備整備等
令和5年度	28	228,541	医療施設等近代化施設整備 へき地医療拠点病院設備整備等

9 オンライン診療活用検討事業（予算額 10,612 千円）

オンライン診療・服薬指導を活用し、へき地医療等における患者・医療従事者の移動の手間などの地理的障壁の解消に取り組むとともに、オンライン診療の活用・導入を希望する医療機関・薬局に対する伴走支援や、オンライン診療の活用方法・ノウハウ集の医療機関への展開・県民へ広報を実施し、オンライン診療の普及を図る。（令和3年度創設）

10 心身障害者（児）及び休日の歯科医療の確保（予算額 19,909 千円）

心身障害者（児）及び休日の歯科医療を確保するため、（一社）広島県歯科医師会、広島市歯科医療福祉対策協議会、（一社）福山市歯科医師会、（一社）呉市歯科医師会、（一社）尾道市歯科医師会が行う診療業務に対して助成する。（平成17年度創設）

11 糖尿病対策（予算額 15,040 千円）

県内全域の糖尿病診療の均一化を図るため、「広島県糖尿病性腎症重症化予防プログラム」に基づき実施する市町の重症化予防の取組を支援するとともに、広島大学に「ひろしまDMステーション」を設置し、各圏域における糖尿病診療に関する実態調査を行い、把握した課題等についての対策を検討する。（令和元年度創設）

12 循環器病対策（予算額 14,770 千円）

(1) 循環器病対策推進事業（予算額 9,634 千円）

「広島県循環器病対策推進計画」に基づき、循環器病の発症予防・重症化予防（予防）、循環器病に係る質が高く適切な保健医療提供体制の確保（医療）、循環器病の患者が尊厳を持って安心して暮らせる社会の構築（共生）に係る施策の推進を図る。（令和2年度創設）

(2) 心不全患者包括ケアネットワーク連携支援事業（予算額 5,136 千円）

「心不全患者在宅支援体制構築事業」により構築したネットワークを活用し、心不全患者における継続した包括的心臓リハビリテーション実施に寄与する連携を実現し、患者に関わる支援者・関係者に活用される体制を構築することで、増加が見込まれる心不全患者が退院後も安心して在宅療養を行える環境を整備し、生活の質を向上させる。（令和6年度創設）

1 3 てんかん地域診療連携体制整備（予算額 2,328 千円）

「てんかん支援拠点機関」に広島大学病院を指定し、てんかんの専門的な知見を集積し、てんかん診療における地域連携体制モデルを構築する。（平成 27 年度創設）※平成 29 年度まではモデル事業

1 4 経営状況の急変等を踏まえた支援（予算額 1,790,596 千円）

効率的な医療提供体制の確保を図るため、医療需要の急激な変化を踏まえ病床数の適正化を進める医療機関や物価高騰を含む経済状況の変化により施設整備等が困難となっている医療機関を支援する。（令和 6 年度創設）

1 5 【新】慢性腎臓病（CKD）対策（予算額 252 千円）

広島県におけるCKDの普及啓発及びCKD対策に必要な人材育成、地域ネットワーク体制の構築等を図る。（令和 7 年度創設）

19 医療人材の確保・育成

〔現況及び施策の方向〕

「広島県保健医療計画」(第8次(令和6年3月))に基づき、質が高く効率的な地域医療体制を確保していくための事業を着実に推進する。

〔事業の内容〕

1 医師確保対策の推進(予算額 490,855 千円)

利用者側の立場を重視したより安全で質の高い効率的な地域医療体制を確保するため、医師の確保対策を推進する。

(1) 広島県医師育成奨学金(予算額 304,800 千円)

ア 広島大学ふるさと枠、岡山大学地域枠

国の緊急医師確保対策による大学医学部入学定員の増員として、地域医療を担う医師の育成を目的として設けられた広島大学ふるさと枠及び岡山大学地域枠について、各々の入学生を対象に奨学金を貸与し、中長期的な医師確保を図る。(平成21年度創設)

・奨学金額：20万円/月、予定人数：115名

(令和7年度新規枠：広島大学18名・岡山大学2名、既存分：広島大学90名・岡山大学5名)

イ 一般募集

将来、広島県内の公的医療機関等に従事する意向のある医学専攻の大学生、大学院生、後期研修医を対象に広く奨学生を募集し、奨学金を貸与する。(平成18年度創設、平成20年度制度見直し)

・奨学金額：20万円/月、予定人数：12名(令和7年度新規枠：4名、既存分：8名)

(2) 女性医師等就労環境整備(予算額 47,955 千円)

女性医師等の就労環境整備の一環として、医療機関が実施する女性医師等の短時間正規雇用制度やベビーシッター等保育サービス活用支援制度の導入、女性医師等の宿直等への代替職員の活用、復職研修の受入に対して助成する。また、育児支援を行うための人員確保や派遣調整を行う「保育サポーターバンク」の運営に対して助成する。(平成22年度創設、一部令和元年度創設)

(3) 広島大学医学部寄附講座の設置(予算額 40,000 千円)

国立大学法人広島大学との協定に基づき設置した「地域医療システム学講座」において、地域医療体制の確保と地域医療に携わる医師の養成を図る。(平成22年度創設)

(4) 産科医等確保支援事業(予算額 60,782 千円)

過酷な勤務環境にある産科医等の処遇改善を図り、地域の産科等医療体制を確保するため、医療機関が支給する分娩手当や研修医手当、新生児医療手当の一部を助成する。(平成21年度創設)

第1表 産科医等確保支援事業の概要

区分	①分娩手当・②研修医手当・③新生児医療手当
事業内容	① 産科医等に分娩手当を支給する医療機関に対し、手当の一部を助成。 ② 産科を選択する後期臨床研修医に手当を支給する医療機関に対し、手当の一部を助成。 ③ 新生児集中治療室の新生児担当医に新生児医療手当を支給する医療機関に対し、手当の一部を助成。
補助先 負担割合	○周産期母子医療センター 県 2/3 事業主 1/3 ○その他 県 1/2 市町・事業主 1/2 ※ 公立病院は、県 1/3、事業主 2/3
手当額	①分娩手当 10,000 円/件 ②研修医手当 50,000 円/月 ③新生児医療手当 10,000 円/件

(5) 包括的過疎地域医師育成・活躍支援システム整備事業（予算額 12,168 千円）

中山間地域の勤務医を対象とした各種研修機会の提供や代診医派遣等を行う広域的ネットワークの構築を支援することで、中山間地域における医師の確保・定着を図る。（平成 26 年度創設）

(6) 総合診療専門医確保・育成事業（予算額 4,150 千円）

医学生や若手医師等を対象とした座談会やセミナー等を開催するとともに、指導医を対象としたスキルアップの機会を提供することで、県内の総合診療医の確保・育成を図る。（令和 4 年度創設）

(7) 県東部小児・周産期医療体制確保事業（予算額 21,000 千円）

広島県内の小児・周産期医療体制の偏在解消を図るため、福山・府中二次医療圏域の小児救急医療・周産期医療体制の高度拠点化を図ることとし、その構築に必要な小児科医及び産科医の育成・配置や効果的な小児・周産期医療体制に関する研究、地域住民への普及・啓発を行う。

2 広島県地域医療支援センター（公益財団法人広島県地域保健医療推進機構）による医師確保等の実施（予算額 128,000 千円）

医療法に基づき、広島県地域医療支援センターとして、県、市町、一般社団法人広島県医師会、国立大学法人広島大学等で構成する公益財団法人広島県地域保健医療推進機構において、県内の地域医療の確保に向けて、医師の地域偏在解消のための配置調整や医師確保、人材育成等に総合的かつ機動的に取り組む。

(1) 医師の養成と配置調整（予算額 4,628 千円）

ア 地域医療セミナー等の実施

地域医療を志す医学生等を対象にセミナーを実施し、中山間地域等の医療現場の体験を通じて地域医療に対する理解を深め、将来の広島県の地域医療を支える人材を育成する。（平成 23 年度創設）

イ 医師の配置調整

国立大学法人広島大学、一般社団法人広島県医師会、県、市町等で構成する会議での検討を通じ、自治医科大学及び広島大学ふるさと枠・岡山大学地域枠の卒業医師、並びに広島県医師育成奨学金貸与医師の県内医療機関等への派遣・配置の調整を行い、地域医療を担う医師の確保と定着を促進する。（平成 23 年度創設）

(2) 医師の誘致と県内定着（予算額 10,715 千円）

ア 無料職業紹介事業（求人・求職あっせん）

就業を希望する医師を対象に、無料職業紹介事業による求職登録医師と求人登録医療機関との個別調整を行い、県内就業を促進する。（女性医師、ベテラン医師の就業支援含む。）（平成 23 年度創設）

イ 県外医師の県内誘致・就業支援（UIJ ターン等の支援）

「ふるさとドクターネット広島」等を活用し、県外医師の招致活動を行い、県内就業を支援する。（平成 23 年度創設）

ウ 臨床研修病院の支援

臨床研修病院の魅力向上とネットワーク化を図るとともに、県内への研修医の招致活動支援を行うことにより、より多くの臨床研修医を確保する。（平成 23 年度創設）

(3) 医師の活躍支援（予算額 3,737 千円）

ア 子育て中の女性医師等の支援

女性医師の活躍のためには、結婚・子育てを理由とする離職が多い女性医師の保育支援、勤務環境の整備、復職支援等が重要である。

このため、女性医師の保育支援、就労環境改善により復職・就業継続の環境を整備するとともに、「ふるさとドクターネット広島」の活用、相談窓口など、幅広い女性医師サポートを行う。（平成 23 年度創設）

イ 若手医師等の支援

若手医師の資質向上及びキャリア形成と県内定着のため、基幹病院や大学病院の指導医等のグループが行う複数の医療機関の若手医師に対する研修会等の活動に対して支援を行う。（平成 23 年度創設）

(4) 広島県へき地医療支援機構の運営（予算額 457 千円）

へき地医療の確保に資するための「広島県へき地医療支援機構」事務局を運営し、「運営委員会」において、実施事業に関する協議、検討を行う。（平成 23 年度創設）

(5) 情報収集・情報発信（予算額 17,913 千円）

医療機関のニーズや医療情報の把握と魅力ある医療情報等を県内外に発信する。（平成 23 年度創設）

(6) センターの運営管理（予算額 90,550 千円）

3 看護職員等確保対策（予算額 678,180 千円）

(1) 新規養成（予算額 405,520 千円）

看護職員の養成を質、量ともに充実させるため、県立看護専門学校を運営するとともに、民間立の看護師等養成所に対し運営費を助成するほか、看護職員の養成に当たって重要な役割を果たす実習指導者を養成するため、保健師助産師看護師実習指導者養成講習会の実施や、看護職員養成力の向上を図るため、専任教員の成長段階（新人・一人前・中堅・熟達・教務主任）に応じた到達目標に基づき研修や看護教員の実践力を向上するための演習中心の研修等を実施する。

また、助産師養成施設の学生に対する修学資金の貸与（平成 21 年度創設）を行うとともに、コーディネーターによる施設間の出向希望調整を行う助産師出向支援導入事業（平成 28 年度創設）を実施する。

さらに、県内看護師等学校養成所の県内就業率を向上させるため、県内医療機関のインターンシップ情報を提供する病院情報検索サイトの運営や就職活動講座を実施する。（平成 26 年度創設）

その他、国の経済連携協定に基づく、インドネシア、フィリピン、ベトナムからの外国人看護師候補者の受入施設に対し、日本語能力及び看護分野の専門知識習得の研修経費の一部を助成する。（平成 22 年度創設）

第 2 表 広島県保健師助産師看護師実習指導者養成講習会実施状況
(単位 人)

区分	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
受講者数	40	29	29
修了者数	40	29	29

第 3 表 広島県保健師助産師看護師実習指導者養成講習会（特定分野）実施状況
(単位 人)

区 分	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
受講者数	20	30	29
修了者数	20	30	28

第 4 表 助産師確保対策事業実施状況
(単位 人)

区 分	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
助産師修学資金貸与者数	7	8	8
助産師出向支援導入事業派遣者数	2	2	5

(2) 復職支援（予算額 56,190 千円）

ア 無料職業紹介事業

就業を希望する看護職員及び求人を希望する医療機関に対して、「広島県ナースセンター」のコンピューターシステムを活用して、迅速できめ細かな就業斡旋紹介を行う。（平成 4 年度創設）

イ 離職者支援事業

離職した看護職員の潜在化防止のため、早期離職者対象のカフェの開催や市町へのナースセンター職員の出張相談等を実施する。（平成 27 年度創設）

また、県東部の再就業希望者が相談しやすいように、ナースセンターサテライトを福山に設置する。（令和元年度創設）

さらに、離職者を就業に結び付けるため、求人施設から求職者が直接話を聞ける就業相談会を実施する。（令和 2 年度創設）

ウ 復職支援事業

病院等への就業を希望する未就業看護職員の復職を支援するため、病院等において就業に向けた実践的な研修を実施する。（平成 20 年度創設）

第5表 未就業看護職員の求職・求人・相談状況

(単位 件)

種別 年度 区分	保健師			助産師			看護師			准看護師			計		
	4	5	6	4	5	6	4	5	6	4	5	6	4	5	6
相談件数	343	316	199	83	97	104	5,433	5,036	4,903	666	720	657	6,525	6,169	5,927

第6表 未就業看護職員のナースセンター事業による再就職状況

(単位 人)

種別 年度 区分	保健師			助産師			看護師			准看護師			計		
	4	5	6	4	5	6	4	5	6	4	5	6	4	5	6
就業者数	22	24	17	7	11	5	1,417	839	607	59	58	52	1,505	932	681

(3) 定着促進 (予算額 186,371 千円)

看護職員のために保育施設を運営する事業者に対して助成する。(昭和49年度創設)

また、看護の質の向上及び早期離職防止を図るため、新人看護職員に基本的な臨床実践力を養うための研修体制を充実する。(平成22年度創設)

さらに、医療機関等における多様な勤務形態導入に向けた相談窓口の設置等、働きやすい職場環境づくりへの支援を行い、ワークライフバランスの推進に向けた取組を行う。

第7表 院内保育事業実施状況

(単位 施設)

区 分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A 型 特 例	9	6	7
A 型	27	25	21
B 型	10	4	7
B 型 特 例	0	0	2
計	46	35	37

第8表 新人看護職員研修事業実施状況

区 分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
新人看護職員研修事業 (OJT) 補助実績	75 施設	75 施設	67 施設
集合研修受講者数 再掲 (助産師集合研修修了者数)	延べ542人 再掲 (113人)	延べ411人 再掲 (69人)	延べ517人 再掲 (77人)
研修責任者研修修了者数	47 人	23 人	44 人
教育担当者研修修了者数	78 人	104 人	97 人
実地指導者研修修了者数	99 人	104 人	119 人

(4) 資質向上 (予算額 30,099 千円)

医療機関における看護の質の向上を図るため、中小病院等に対して、認定看護師教育機関派遣支援事業 (平成24年度創設) を行うとともに、感染看護認定看護師 (ICN) が圏域ごとに研修や訪問指導を行うことにより、地域の感染症対応力向上を図るための事業を実施する。(令和5年度創設)

さらに、在宅医療等への移行に向けて、担い手となる高度かつ専門的な知識と技術を身につけた看護師の育成のため、看護師の特定行為研修受講に対する支援を行う。(平成30年度創設)

また、訪問看護ステーションの機能強化をするとともに、各専門領域に幅広く対応できる質の高い訪問看護師を養成するための研修等を実施する。(平成26年度創設)

20 福祉・介護人材の確保・育成・定着及び生産性向上

〔現況及び施策の方向〕

超高齢社会を迎え、福祉・介護需要が今後さらに増大していくことが見込まれる中で、これらのサービスを担う人材の安定的な確保や育成・定着とともに、生産性の向上が求められている。

このため、「広島県福祉・介護人材確保等総合支援協議会」を設置し、①魅力発信、②人材のマッチング・資質向上、③職場改善・生産性向上等の施策を総合的に実施し、福祉・介護分野への幅広い人材の参入促進等を推進している。

〔事業の内容〕

1 人材の確保・育成（魅力発信・マッチング・資質向上）（予算額 312,065 千円）

(1) 総合支援協議会の運営（予算額 5,067 千円）（平成 24 年度創設）

「広島県福祉・介護人材確保等総合支援協議会」（経営者団体、職能団体、教育関係者、労働関係機関等 23 の団体等で構成）において、福祉・介護人材の確保、育成及び定着に向けた全県的な取組を計画、実施するとともに、年度ごとに評価・改善を行う。※事務局：（社福）広島県社会福祉協議会

(2) 地域人材確保推進体制整備事業（予算額 14,252 千円）（平成 27 年度創設）

地域の実情に応じた人材確保策を図るため、市町ごとの「地域人材確保推進体制整備事業」を支援するとともに、二次保健医療圏単位での市町間連携や全体の底上げを視野に入れた情報共有を図る。

また、介護助手の普及推進にモデル的に取り組む市町を支援する。（令和 4 年度創設）

(3) 社会福祉人材育成センターの運営（予算額 13,697 千円）

福祉・介護業務に係る求人・求職のマッチングを支援するため、無料職業紹介や面談会、就職相談会等を実施する。（（社福）広島県社会福祉協議会へ委託）

広島県社会福祉人材育成センター	
場 所	広島市南区比治山本町 12-2（広島県社会福祉会館内）
電話・ファクシミリ	tel (082) 256-4848 fax (082) 256-2228
U R L	http://www.fukushikaigo.net
業務時間	8:30～17:00（ただし 12:00～13:00 は閲覧のみ）
休 日	土曜日、日曜日、休・祝日、12月29日～1月3日

第 1 表 求人・求職等の状況

（単位 人、件）

区 分	新規求人・求職		有効求人・求職		就職	相談	
	求人 ^{※1}	求職者	求人 ^{※2}	求職者 ^{※2}	就職者 ^{※3}	求人相談	求職相談
令和 6 年度	1,721	549	12,634	2,452	149	847	491
令和 5 年度	1,636	763	11,411	2,988	142	691	598
令和 4 年度	1,673	741	12,372	2,132	85	406	421

※1 求人登録の有効期限が登録月の翌々月末までであり、求人が充足しない場合には、再度新規の求人として登録されるため、延べ数である。

※2 各年度 3 月末現在の数値である。

※3 広島県社会福祉人材育成センターにおいて把握している数値である。

(4) マッチング・再就職支援（予算額 5,224 千円）

無料職業紹介や合同求人面談会、介護福祉士の再就職を支援するための研修・相談会を実施し、福祉・介護人材のマッチングを総合的に行う。（平成 24 年度創設）

(5) 福祉・介護職の魅力発信・理解促進（予算額 14,921 千円）

福祉・介護のイベントの開催等を通じて、県民に福祉・介護職の魅力を発信し、イメージアップを図る。（平成 24 年度創設）

また、将来、福祉・介護職へ就業する可能性のある者の進路決定に当たって、誤った情報や先入観による選択が行われないよう、小・中・高校生・大学生、保護者、教員等に対し、福祉・介護業務や就業環境等に関する情報提供・啓発を実施する。（平成 24 年度創設）

第 2 表 小中高大学への出前授業状況

区分	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
小学校	42 校 3,810 人	58 校 5,707 人	58 校 5,101 人
中学校	47 校 6,237 人	51 校 7,645 人	51 校 8,076 人
高等学校	27 校 2,965 人	23 校 3,535 人	23 校 3,852 人
大学	1 校 7 人	2 校 320 人	2 校 274 人

(6) 資質向上の支援（予算額 25,627 千円）

法人・事業所の経営者・管理職等を対象とした、職員育成・労務管理・業務改善等の経営マネジメントセミナーや研修を実施し、就業環境の改善に向けた取組を支援する。

また、小規模事業所向けの階層別研修や県標準マニュアルを活用した技術向上研修等を実施し、福祉・介護職員の資質向上やキャリアアップを支援する。（平成 24 年度創設）

(7) 修学資金・再就職準備金・就職支援金の貸付（貸付原資 228,948 千円）

県内の介護福祉士・社会福祉士養成施設や実務者研修機関に在学する学生に対する修学資金の貸付けや、離職した福祉・介護人材のうち一定の経験を有する者に対する再就職準備金の貸付により、介護人材等の育成・質の向上を図る。

また、他業種で働いていた者が、実務者研修を修了し、介護または障害福祉分野に就職する際に必要な費用を貸し付け、多様な人材の確保につなげる。

（（社福）広島県社会福祉協議会へ補助、修学資金：平成 21 年度～、再就職準備金：平成 28 年度～、就職支援金：令和 3 年度～）

(8) 外国人介護人材の受入支援（予算額 4,329 千円）

外国人介護人材について、制度説明や実際の受入れ事例、受入に対するノウハウを共有するセミナーを開催し、外国人介護従事者を対象として資質向上を図るための研修を実施する。（令和元年度創設）

また、令和 6 年度より、介護福祉士の資格取得を希望する外国人介護人材に対し、各受入施設において、資格取得に向けた適切な学習支援が行われるよう指導者を養成し、施設へ派遣する。

2 介護現場の生産性向上及び福祉・介護従事者の定着促進（予算額 242,447 千円）

(1) 介護生産性向上総合相談センターの運営（予算額 46,655 千円）

介護事業所の業務効率化、生産性向上、介護テクノロジー導入等に関する取組が促進されるよう、相談・支援するため、相談窓口を設置し、助言・専門家派遣・関係機関へのつなぎ等の支援を実施する。（（社福）広島県社会福祉協議会へ委託）（令和 6 年度創設）

介護職場サポートセンターひろしま（通称：介サボひろしま）	
場 所	広島市南区比治山本町 12-2（広島県社会福祉会館内）
電話・ファクシミリ	tel (082) 207-2423 fax (082) 256-2228
メールアドレス	kai-sc@hiroshima-fukushi.net
ホームページ URL	https://care-robot.org/
相談フォーム URL	(https://care-robot.org/inquiry/index.html)
業務時間	9:00～17:00
休 日	土曜日、日曜日、休・祝日、12月29日～1月3日

(2) 福祉・介護職場改善の促進（予算額 9,287 千円）

一定の基準をクリアした法人を認証する「魅力ある福祉・介護の職場宣言ひろしま」への登録を促進し、利用者や職員を大切にする法人の取組を広く県民に周知することにより、業界全体の底上げとイメージアップにつなげる。（魅力ある福祉・介護の職場宣言ひろしま制度：平成 27 年度創設）

第 3 表 魅力ある福祉・介護の職場宣言ひろしま認証状況

（単位 法人）

区分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
認証法人 （累計）	210	288	343	409	459

(3) 介護テクノロジー定着支援・導入普及促進（予算額 184,492 千円）

介護従事者の身体的負担の軽減や業務の効率化を図るため、事業所への介護ロボットの導入支援を行う。（平成 28 年度創設）

また、介護分野の生産性向上を図るため、介護記録・情報共有・報酬請求等の業務の効率化につながる ICT の導入支援を行う。（令和 2 年度創設）

介護テクノロジーの先進事例の紹介や機器の体験会など活用方法について理解を深めるセミナーを開催し、介護事業所への普及促進を図る。（令和 4 年度創設）

第 4 表 ICT・介護ロボット導入支援状況

（単位 事業所）

区分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
介護ロボット導入支援	52	40	49	47	19
ICT 導入支援	29	38	49	52	33
パッケージ導入支援	—	—	—	—	51
計	81	78	98	99	103

(4) 合同入職式の開催（予算額 2,013 千円）

県内で新たに福祉・介護職に従事する職員を激励し、研修を通じて資質の向上やモチベーションアップを図り、新人職員同士が絆を深めることにより、離職防止を図る。（平成 29 年度創設）

第 5 表 合同入職式参加状況

（単位 人、％）

区分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
合同入職式参加者	86	71	51	81	95
参加者の 1 年後の離職率	8.1	9.8	18.8	9.4	—

3 介護職員研修指定等事業（予算額 9,368 千円）

(1) 介護人材養成施設等指定事業（予算額 4,650 千円）

介護保険法等の規定に基づき、介護職員の初任者研修・生活援助従事者研修事業者や実務者養成施設等を指定する。（平成 11 年度創設、生活援助従事者研修は令和元年度開始）

第 6 表 初任者研修事業者等の指定状況

（単位 事業所、件）

区 分	研修事業者数 (4月1日現在)	研修数 (4月1日現在)
令和6年度	15	36
令和5年度	14	24
令和4年度	13	28

第 7 表 実務者養成施設の指定状況（令和7年4月1日現在）

（単位 事業所、件）

区分	養成施設数
令和6年度	69
令和5年度	69
令和4年度	67

第 8 表 介護員養成研修（初任者研修等）修了者の状況

（単位 人）

区 分	介護職員 初任者研修		生活援助 従事者研修	
	県内	県外	県内	県外
令和5年度	1,205	25	7	0
令和4年度	1,090	17	11	0
令和3年度	1,250	11	39	0

(2) 喀痰吸引等（たんの吸引・経管栄養）従事者・事業者・研修機関登録事業（予算額 4,718 千円）

社会福祉士及び介護福祉士法等の規定に基づき、喀痰吸引等を行える介護職員、事業所及び研修機関を登録する。（平成 24 年度創設）

第 9 表 喀痰吸引等の登録事業者・研修機関・従事者の実施状況（令和7年4月1日現在）

（単位 事業所、件）

登録特定 行為事業者	登録研修機関			認定特定行為業務従事者認定件数			
	第1号	第2号	第3号	第1号	第2号	第3号	経過措置
899	20	41	19	589	3,449	2,583	4,387

4 介護サービスの質の確保（予算額 38,066 千円）

(1) 介護支援専門員（以下「ケアマネ」という。）の登録（予算額 15,169 千円）

ケアマネの登録・管理及びケアマネ証の交付を行う。（平成 12 年度創設）

第 11 表 ケアマネの養成状況

（単位 人、％）

区 分	試 験			実務研修修了者	登録者数 (令和7年4月現在)
	受験者	合格者	合格率		
令和6年度	1,352	442	32.7	429(申込者数)	20,466 人
令和5年度	1,361	287	21.1	284	
令和4年度	1,311	284	21.7	283	

（注）実務研修修了者には、前年度からの繰越による修了者及び他都道府県からの受講地変更による修了者を含む。

(2) ケアマネジメント機能強化事業（予算額 22,897 千円）

ケアマネの法定研修の実施に必要な講師や指導者を養成するとともに、ケアマネの資質向上のための研修機会を提供する。

また、地域の主任ケアマネを中心に地域のケアマネ組織を強化し、ケアプランの作成力の向上や多職種連携を推進することで、地域包括ケアシステムの強化につなげる。（平成 27 年度創設）

2 1 高齢者が活躍できる社会づくり

〔現況及び施策の方向〕

生涯現役として活躍し続けられるよう現役世代からの早めの準備を促すとともに、高齢期になっても生きがいをもって就業や地域活動ができる環境づくりを進める。

〔事業の内容〕

1 高齢者が活躍できる社会づくり（予算額 76,948 千円）

(1) 高齢者の生きがい・健康づくり応援事業（予算額 39,961 千円）

「ゆとりある明るい長寿社会」構築のための意識啓発等、各種の事業を実施し、高齢者の生きがいと健康づくり、社会参加を推進する。（平成2年度創設）

- 委託先 社会福祉法人広島県社会福祉協議会
- 委託期間 令和7年4月1日～令和8年3月31日
- 事業内容

事業	事業内容
全国健康福祉祭（ねんりんピック）への選手派遣等	全国健康福祉祭（ねんりんピック）の派遣選手選考及び派遣 〔広島県シニア総合スポーツ大会（派遣選手選考）〕 【会場】R7 尾道市・呉市 〔全国健康福祉祭（ねんりんピック）（選手派遣）〕 【会場】R7 岐阜県（R6 鳥取県）
広島県シルバー作品展	高齢者による作品（日本画、洋画、彫刻、工芸、書、写真）の募集と優秀作品の展示等 ※次年度の全国健康福祉祭（ねんりんピック）美術展の選考を兼ねる。
シニア囲碁・将棋大会	高齢者を対象とする将棋及び囲碁の大会の開催 ※次年度の全国健康福祉祭（ねんりんピック）の予選会を兼ねる。

(2) 老人クラブ活動の推進（予算額 28,416 千円）

公益財団法人広島県老人クラブ連合会が行う地域支援活動の推進や地域づくり活動について支援する。また、市町を単位とする研修、健康づくりなど、広域的な事業を展開する市町老人クラブ連合会に対し助成を行うとともに、県老人クラブ連合会に対して助成する。

第1表 老人クラブの状況

区分	(単位 団体、人)	
	クラブ数	会員数
県	842	36,026
広島市・呉市・福山市分	831	44,761
計	1673	80,787

(注) クラブ数、会員数は令和6年度末現在の適正クラブ数である。

(3) 社会参加きっかけづくり応援事業（予算額 8,571 千円）

高齢者や高齢期に入る前の年齢層の人が、社会参加への意識づけや、地域活動のきっかけづくりとなる事業を支援する取組を行うことで、高齢期になっても、孤立することなく、役割と居場所、つながりを持ち続け、地域で活躍できる人や場の拡充を進める。（令和6年度創設）

(単位 千円)

事業	事業内容	予算額
社会参加きっかけづくり応援事業	・広島県社会福祉協議会に委託して実施。 ・市町や市町社協等が実施する関係事業と連携・調整の上、プログラム内容を企画し、協働で実施する。	8,571

2 2 地域支援対策

〔現況及び施策の方向〕

「高齢期になっても 健やかに 自分らしく輝き 住み慣れた地域で 安心して暮らし続けることができる 広島県づくり」を基本理念とし、県内 125 全ての日常生活圏域の実情に応じて、高齢者が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援などのサービスが包括的に提供される体制を強化させ、県民のニーズに応じた質の高いサービスを提供できる体制を整備していく。

〔事業の内容〕

1 地域包括ケアの推進

(1) 広島県地域包括ケアシステム強化推進事業（予算額 69,315 千円）

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを切れ目なく提供する「地域包括ケアシステム」を強化するため、平成 24 年 6 月に設置した「広島県地域包括ケア推進センター」及び県において、適切な役割分担と連携のもと、専門職派遣等により関係団体や市町への支援、助言を行う。

《広島県地域包括ケア推進センターの概要》

委託先	公益財団法人広島県地域保健医療推進機構
実施場所	広島県医師会館（広島市東区二葉の里三丁目 2 番 3 号）
主な事業	市町、地域包括支援センター、専門職等への支援 <主な支援内容> ・ 地域包括支援センターの機能強化、住民主体の通いの場の充実、生活支援の体制整備の推進、地域リハビリテーション専門職等の育成、自立支援型ケアマネジメントの推進、認知症介護相談、高齢者虐待対応 等

〈上記と関連した主な取組〉

ア 地域包括ケアシステムの構築

県内の日常生活圏域を類型化（大都市型、都市型、団地型、中山間地域型、島嶼・沿岸部型）し、平成 26 年度からは毎年度、日常生活圏域の中から集中支援を行う圏域を選定し、県地域包括ケア推進センター、県本庁及び県保健所が一体となって、専門職派遣等による集中支援を行った結果、平成 29 年度末に、県内 125 全ての日常生活圏域で地域包括ケアシステムが概ね構築された。

イ 地域包括ケアシステムの評価指標の活用

地域包括ケアシステムの評価指標（以下「県指標」という。）は、平成 26 年度に国における指標等の導入に先駆け県独自で作成し、県内全域における体制構築、質の向上に用いてきた。

県指標作成後は、定期的な見直しを図りながら継続して評価を行い、令和 2 年度には、地域包括ケアに携わる関係者が共通認識のもとで、同じ方向に向かって取り組むことができるよう「コアコンセプト」を県において設定し周知を図るとともに、市町支援を実施してきた。

令和 5 年度評価から適用する県指標においては、社会情勢の変化に伴う課題に対応するため、分野の改編に伴い評価指標及び評価方法の見直しを行い、市町における更なる取組の推進を図っている。

地域包括ケアシステム評価の変遷

評価年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6~
構築圏域数	21	49	98	125(=全県域)							
県の評価	量的拡大				質的向上 (評価軸の充実)						
	60指標			68 指標	68指標 (177基準)	35指標 (66基準)				24指標 (64基準)	
<p>【体制構築・質の向上】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●体制構築：平成 29 年度末に県内 125 全ての日常生活圏域で概ね構築 ●質の向上： <ul style="list-style-type: none"> ・平成 30 年度適用県指標見直し、よりきめ細かな基準を再設定 ・令和元年度適用県指標見直し、コアコンセプトの設定にとともに、35 指標 66 基準を再設定 ・令和 5 年度適用県指標見直し、分野の改編による 24 指標 64 基準に再設定 <p>※ 5 分野：「保健・介護予防」「医療・介護」「住まい・生活支援等」「地域包括ケアにおける地域共生社会」「目指す姿の共有・連携」</p>											

(2) 在宅医療・介護連携の推進

医療と介護の両方を必要とする高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、地区医師会や地域の中核病院を拠点とし在宅医療の推進拠点を整備してきた(平成 25 年度及び平成 26 年度補助事業)。この取組などを基盤に、医療機関と介護サービス事業者などの多職種の連携が、円滑に図られるよう推進する。

また、県医師会と協力して、新たに在宅医療に取り組む医師、介護支援専門員、訪問看護師、介護職員等に対し、在宅医療を推進する上で直面する困難事例に対して、座学・グループワークで対処方法等を学ぶノウハウ連携研修の実施や在宅医療に関する啓発ツール作成による県民への普及啓発を実施する。

(3) 総合事業・生活支援体制整備の推進

ア 介護保険法改正により、要支援者に対する予防給付のうち訪問介護・通所介護については、市町が実施主体の地域支援事業(介護予防・日常生活支援総合事業(以下「総合事業」という。))へ移行した。総合事業の法施行期日は平成 27 年度からであるが、各市町が条例で定めることにより平成 29 年 4 月まで実施を猶予できることとされていた。平成 29 年 4 月からは県内全市町総合事業を開始している。

市町が円滑かつ効果的・効率的に総合事業を実施できるよう、実務的な研修会を実施する等の支援を行う。

イ 市町において生活支援サービスの体制整備を促進する事業を円滑に実施できるよう、「生活支援コーディネーター」の養成及び育成を支援する。

(4) 介護相談員の育成

介護施設・サービス事業所や有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅での虐待の未然防止や介護サービスの質の向上等を図るため、介護相談員を育成する市町を支援する。

2 認知症対策の推進（予算額 32,848 千円）

認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域の良い環境で、自分らしく暮らし続けることができるよう、「第9期ひろしま高齢者プラン」に掲げる「普及啓発・本人発信の支援」、「予防」、「医療・ケア・介護サービス・介護者への支援」、「認知症バリアフリーの推進」「若年性認知症の人への支援」、などの認知症施策に係る取組の方向性に沿い、認知症の人と家族を支える地域支援体制の構築と充実を促進するための総合的な認知症対策を推進する。

(1) 認知症にやさしい地域づくり支援事業（予算額 16,449 千円）

県民に対し、認知症の理解促進を図るため、世界アルツハイマーデー（9月21日）からの一週間を「オレンジリング週間（認知症理解促進強化週間）」として位置付け、オレンジリング・イベント等を開催するとともに、認知症対策の総合的推進に資するため、有識者等から多角的・総合的見地から意見を聴取する「認知症地域支援体制推進会議」を開催する。

また、若年性認知症の人が、その状態に応じた適切な支援を受けられるよう、平成29年10月に設置した若年性認知症支援コーディネーターによる相談支援、若年性認知症自立支援ネットワークの構築、若年性認知症自立支援ネットワーク研修を実施する。（平成19年度創設）

(2) 認知症医療・介護研修事業（予算額 15,542 千円）

認知症の早期診断の推進と適切な医療の提供や、認知症ケアの質の確保と向上を図るため、病院の医療従事者や、介護保険施設等の認知症介護従事者等に対して、認知症に関する研修を実施するとともに、市町の地域支援事業（認知症総合支援事業）の従事者を養成するための研修を実施する。（平成13年度創設）

事業名	事業内容
認知症介護基礎研修	認知症介護に必要な基礎的な知識・技能の修得を図る新任の介護職員等を対象とした研修
認知症介護実践研修	介護職員等を対象とした認知症介護の基本知識等の修得を図る「実践者研修」、「実践リーダー研修」
認知症介護指導者養成研修	認知症介護実践研修等の講師等の役割を担う認知症介護指導者を養成するための研修とその修了者を対象としたフォローアップ研修
広島県認知症介護アドバイザー養成研修	認知症介護に関する地域での身近な相談役を養成するため、上記「実践リーダー研修」に認知症介護アドバイザー養成課程を追加して実施する研修
地域密着型サービス指定要件研修	「認知症対応型サービス事業管理者研修」、「小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修」及び「認知症対応型サービス事業開設者研修」
認知症初期集中支援チーム員研修	認知症が疑われる時点で、訪問等による早期対応・支援を行う「認知症初期集中支援チーム」（市町事業）のチーム員を養成するための研修
認知症地域支援推進員研修	認知症患者やその家族への相談支援や関係機関へのつなぎ等を行う「認知症地域支援推進員」（市町事業）を養成するための研修
チームオレンジ・コーディネーター研修	チームオレンジの整備・活動を推進するために市町が配置する「コーディネーター」（市町事業）を養成するための研修
認知症サポート医養成研修	認知症医療に関する地域での身近な相談役である「認知症サポート医」を養成するための研修とその役割を適切に果たすためのフォローアップ研修
かかりつけ医認知症対応力向上研修	認知症診療に関する基本知識や、患者本人と家族を支える社会資源や方法等の修得を図る診療所等の主治医を対象とした研修
認知症対応力向上研修（歯科医師、薬剤師、看護職員）	認知症への適切な対応法の修得等を行う「歯科医師認知症対応力向上研修」、「薬剤師認知症対応力向上研修」、「看護職員認知症対応力向上研修」
病院勤務の医療従事者向け認知症対応力向上研修	認知症ケアの原則や留意点等の修得、医療と介護の連携の重要性等への理解促進を図る一般病院等の医療従事者を対象とした研修
病院勤務以外の看護師等認知症対応力向上研修	認知症ケアの原則や留意点等の修得、医療と介護の連携の重要性等への理解促進を図る病院勤務以外の看護師等を対象とした研修

(3) 認知症地域連携促進事業（予算額 857 千円）

認知症の人に適切な医療とケアを提供できるよう、医療・介護の関係者が連携して認知症患者の情報を共有する地域連携パス「ひろしまオレンジパスポート」（ひろしま医療情報ネットワーク（HMネット）の活用を含む。）の利用促進及び拡大を図るための支援等を実施する。（平成 24 年度創設）

3 民生委員児童委員協議会活動への援助

広島県民生委員児童委員協議会及び各地区民生委員児童委員協議会に対し活動費を助成し、民生委員児童委員活動の充実強化に努める。（民生児童委員研修等事業費補助金：昭和 52 年度創設、民生委員協議会運営費県費負担金：昭和 48 年度創設）

第 1 表 民生委員・児童委員活動に対する補助等の状況

(単位 千円)

区 分	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
県民児協補助	2,286	2,294	2,294
地区民協運営費補助	23,582	23,778	24,335

民生委員・児童委員の報償費の支払いについては、平成 17 年度から順次市町へ権限移譲
移譲事務交付金 民生委員・児童委員 1 人当たり年額 60,200 円 負担割合 県 10/10

第2表 民生委員・児童委員定数の推移

(単位 人)

区 分	県分	広島市分	福山市分	呉市分	合 計	摘 要
令和4年12月1日	2,548 (203)	1,996 (203)	887 (68)	633 (52)	6,064 (526)	一斉改選
令和元年12月1日	2,540 (203)	1,985 (203)	887 (68)	633 (52)	6,045 (526)	一斉改選
平成28年12月1日	2,539 (203)	1,971 (202)	887 (69)	633 (52)	6,030 (526)	一斉改選
平成28年4月1日	2,530 (203)	1,964 (200)	887 (69)	633 (52)	6,014 (524)	呉市が中核市に移行
平成25年12月1日	3,163 (255)	1,964 (200)	887 (69)	—	6,014 (524)	一斉改選
平成25年4月1日	3,144 (250)	1,964 (200)	887 (69)	—	5,995 (519)	古田地区2名増、五日市南地区1名増
平成24年4月1日	3,144 (250)	1,961 (200)	887 (69)	—	5,992 (519)	安佐南区伴地区2名増、安佐北区落合地区1名増、口田地区1名増、佐伯区五日市南地区1名増
平成23年4月1日	3,144 (250)	1,956 (200)	887 (69)	—	5,987 (519)	安佐南区安地区1名増、安佐北区真亀地区1名増、三入地区1名増、安芸区瀬野地区1名増
平成22年12月1日	3,144 (250)	1,952 (200)	887 (69)	—	5,983 (519)	一斉改選
平成22年4月1日	3,142 (250)	1,952 (200)	887 (69)	—	5,981 (519)	東区牛田地区の区域2分割により主任児童委員2名増、西区古田地区2名増、安佐南区大町東地区1名増、山本地区2名増、安芸区矢野地区の区域2分割により2名増及び主任児童委員1名増、佐伯区湯来地区の区域2分割により主任児童委員2名増
平成21年4月1日	3,142 (250)	1,940 (195)	887 (69)	—	5,969 (514)	安佐南区原地区1名増、大塚・伴南地区1名増
平成20年4月1日	3,142 (250)	1,938 (195)	887 (69)	—	5,967 (514)	安芸区瀬野地区1名増、矢野地区2名増
平成19年12月1日	3,142 (250)	1,935 (195)	887 (69)	—	5,964 (514)	一斉改選
平成19年4月1日	3,142 (257)	1,935 (195)	887 (69)	—	5,964 (521)	安佐南区沼田地区の区域3分割により主任児童委員4名増
平成18年3月1日	3,142 (257)	1,931 (191)	887 (69)	—	5,960 (517)	神辺町が福山市と合併、主任児童委員4名増
平成17年4月25日	3,236 (260)	1,931 (191)	789 (62)	—	5,956 (513)	湯来町が広島市と合併
平成17年2月1日	3,267 (262)	1,900 (189)	789 (62)	—	5,956 (513)	沼隈町が福山市と合併
平成16年12月1日	3,302 (264)	1,900 (189)	754 (60)	—	5,956 (513)	一斉改選
平成15年4月1日	3,342 (281)	1,898 (187)	754 (60)	—	5,994 (528)	旧新市町の区域2分割により主任児童委員1名増
平成15年2月3日	3,342 (281)	1,898 (187)	753 (59)	—	5,993 (527)	内海町、新市町が福山市と合併

(注) () 内は、主任児童委員数で内数である

第3表 民生委員・児童委員の活動状況

(単位 件、%)

区分		内容別相談・支援件数														計	
		在宅福祉	介護保険	健康・保健医療	子育て・母子保健	子どもの地域生活	子どもの教育・学校生活	生活費	年金・保険	仕事	家族関係	住居	生活環境	日常的な支援	その他		
令和6年度	件数	5,175	2,059	4,756	726	4,271	3,155	1,286	214	298	2,046	807	3,383	14,634	18,091	60,901	
	構成比	8.5	3.4	7.8	1.2	7.0	5.2	2.1	0.3	0.5	3.4	1.3	5.6	24.0	29.7	100.0	
令和5年度	件数	5,523	2,147	4,300	726	3,974	2,977	929	249	280	2,308	898	3,670	14,961	18,633	61,575	
	構成比	9.0	3.5	7.0	1.2	6.4	4.8	1.5	0.4	0.5	3.7	1.4	6.0	24.3	30.3	100.0	
区分		分野別相談・支援件数					その他活動件数							訪問回数	連絡調整回数	活動日数	
		高齢者に関する事	障害者に関する事	子どもに関する事	その他	計	調査・実態把握	行事・事業・会議への参加協力	地域福祉活動・自主活動	民児協運営・研修	証明事務	要保護児童の発見の通告・仲介	訪問・連絡活動	その他	委員相互		その他の関係機関
令和6年度	件数	36,624	3,076	9,933	11,268	60,901	39,149	50,144	102,686	68,005	2,604	587	468,351	150,557	99,235	66,140	351,188
	構成比	60.1	5.1	16.3	18.5	100.0											
令和5年度	件数	37,030	3,160	9,750	11,635	61,575	44,136	49,861	102,311	67,643	2,815	413	485,359	157,651	98,306	67,548	357,471
	構成比	60.2	5.1	15.8	18.9	100.0											

2 3 健康増進対策

〔現況及び施策の方向〕

近年、高齢化や生活習慣の変化により、広島県においても、疾病全体に占めるがん、心臓病、脳卒中、糖尿病等の生活習慣病の割合が増加している。

このような状況に対応し、健康寿命の延伸を図るため、県民一人ひとりの主体的な健康づくりを基本とし、望ましい生活習慣の定着に向けた意識啓発や、情報提供・人材育成・市町や関係団体との連携により、県民が健康づくりに取り組みやすい環境整備を行う。

〔事業の内容〕

1 健康ひろしま21推進事業（予算額 13,955千円）

令和6年3月に策定した健康ひろしま21（第3次）に基づく施策の総合的かつ計画的な実施を図るため、健康ひろしま21推進協議会を開催し、計画の進捗管理や推進方策の協議を行う。

また、「ひろしま健康づくり県民運動推進会議」と連携しながら、県民の主体的な健康づくりの取組を支援する。

2 健康づくりの体制整備

(1) 市町健康づくり推進協議会の組織育成

市町の実情に応じた健康づくり対策を推進するため、行政機関、保健医療団体、福祉関係団体及び住民組織等からなる健康づくり推進協議会の組織育成を促進する。（昭和53年度創設、市町地域保健対策協議会を活用）

第1表 市町健康づくり推進協議会（令和7年3月末現在）

保健所（支所）名	管轄市町数	設置市町数	保健所（支所）名	管轄市町数	設置市町数
西部	2	0	東部	3	0
西部（広島）	7	1	東部（福山）	2	0
西部（呉）	1	0	北部	2	0
西部東	3	1	計	20	2

（注）広島市、呉市、福山市を除く。

(2) 市町健康増進計画推進支援

市町の策定する健康増進計画について、所管の県保健所を通じ、その推進を支援する。

〈参考〉市町保健センターの設置状況（令和7年3月末現在）

保健所（支所）名	設置市町名	設置数	保健所（支所）名	設置市町名	設置数
西部	廿日市市	1	東部	三原市	1
				尾道市	1
西部（広島）	坂町	1	東部（福山）	世羅町	2
				府中市	1
西部（呉）	江田島市	3	北部	神石高原町	1
				三次市	3
西部東	東広島市	4	計	庄原市	3
	竹原市	1		14市町	24
	大崎上島町	2			

（注）1 国庫補助金を受けて整備を行った施設のみ記載

（注）2 広島市、呉市、福山市を除く。

3 普及啓発

健康増進普及啓発の推進

関係者の取組を県民一人ひとりの主体的な健康づくりに結びつけるため、全県的な機運醸成と環境整備を図る。(健康づくりの県民運動化)

また、「ひろしま健康づくり県民運動推進会議」と連携しながら、県民の主体的な健康づくりの取組を支援する。(再掲)

4 健康増進事業等 (予算額 39,692 千円)

(1) 健康増進事業 (予算額 39,692 千円)

昭和 57 年度から平成 19 年度まで、老人保健法に基づく保健事業として、市町が実施主体となり、①健康手帳の交付、②健康教育、③健康相談、④健康診査、⑤機能訓練、⑥訪問指導の 6 事業を実施してきた。

平成 20 年度から、これらの事業のうち、基本健康診査が、高齢者の医療の確保に関する法律に基づいて、医療保険者の責任により実施される特定健康診査・特定保健指導に移行し、その他の保健事業は、健康増進法に基づく健康増進事業として引き続き市町が実施しており、平成 25 年度からは総合的な保健推進事業が追加された。これら事業に要する費用の一部を負担する。(広島市を除く。)(平成 20 年度創設)

負担割合 国 1/3、県 1/3、市町 1/3
 肝炎ウイルス検診無料検診メニューの自己負担相当額分：国 10/10

事業名	内容
健康手帳	40歳以上の者であって、特定健診等の健診を受けた者、健康教育、健康相談、訪問指導及び健康増進法に基づく健診等を受けた者に利用を促す。 *平成29年度から交付方法が変更(原則として対象者による厚生労働省HPからのダウンロード)
健康教育	(集団)40歳以上65歳未満の者及びその家族(集団)に対して、健康増進等に関する教育を実施する。 (個別)40歳以上65歳未満の特定保健指導等の対象以外の者に対して、健康増進等に関する教育を実施する。
健康相談	40歳以上65歳未満の者に対し、医師、保健師等が健康に関する指導、助言を行い、必要に応じて血圧測定、検尿等を実施する。 (重点相談、総合相談)
健康診査	(基本健康診査)40歳以上で生活保護受給者等、特定健診の対象外の者を対象として健康診査を実施する。 (歯周疾患検診)20、30、40、50、60、70歳の者に実施する。 (骨粗鬆症検診)40、45、50、55、60、65、70歳の女性に実施する。 (肝炎ウイルス検診)40歳の者及び41歳以上の者であって過去に肝炎ウイルス検診に相当する検診を受けたことがなく、かつ、本検診の受診を希望する者に実施する。 ※ 肝炎ウイルス検診の個別勧奨メニューは、平成29年度から無料検診メニューに変更(40歳以上で5歳刻みの年齢に達する者は、自己負担を伴わない受検が可能) 【負担割合：受診者負担相当額：国10/10、検診費及び個別勧奨経費：国1/3、県1/3、市町1/3】
機能訓練	(平成29年度から廃止)
訪問指導	40歳以上65歳未満の者であって、特定保健指導の対象以外の者に対し、保健師等が家庭における療養方法、看護方法、機能訓練方法等の指導を訪問により実施する。
総合的な保健推進事業	健康増進法第19条の2に基づき市町が実施する各健診等の一体的実施及び追加の健診項目に係る企画・検討を実施する。【平成25年度～】

第4表 医療等以外の保健事業の実施状況

(令和7年3月末現在)

事業名		令和3年度	令和4年度	令和5年度
健康手帳の交付		—	—	—
健康教育	集団	19市町 延501回	18市町 延851回	18市町 延630回
	個別	1市町 延1回	1市町 延0回	1市町 延0回
健康相談	総合	13市町 延200回	16市町 延287回	17市町 延381回
	重点	8市町 延130回	9市町 延232回	11市町 延209回
健康診査	基本健康診査	303人	317人	369人
機能訓練		—	—	—
訪問指導		13市町 992人	15市町 758人	14市町 1,277人

(注) 1 広島市を除く。

(注) 2 健康教育、健康相談、機能訓練、訪問指導の4事業については、65歳以上は、平成18年度から地域支援事業(介護予防事業)に移行し、保健事業の対象外となっている。

(2) 特定健康診査・特定保健指導の推進

県民の健康の保持増進を図るため、特定健康診査・特定保健指導を推進する。

事業名	事業内容
特定健康診査	<ul style="list-style-type: none"> ○ 40歳～74歳の対象者に対し健康診査を実施する。 【基本的な検査】 <ul style="list-style-type: none"> ・身体計測(身長、体重、腹囲等) ・血圧・血液検査(血糖、脂質等) ・尿検査(糖、蛋白)・診察 【詳細な検査：医師の判断で実施】 <ul style="list-style-type: none"> ・眼底検査、貧血、心電図、血清クレアチニン検査
特定保健指導	<ul style="list-style-type: none"> ○ 特定健康診査の受診者のうち、腹囲、BMI、血圧、血糖、血中脂質検査等の結果により指導対象者を選定。 ○ 「動機付け支援」と「積極的支援」に対象者を分けて各指導を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・動機付け支援：原則1回の指導後3か月経過した後に生活習慣の改善状況の評価 ・積極的支援：3か月以上の継続した指導後に評価

5 健康経営の推進(予算額 2,300千円)

「健康経営」実践企業の拡大推進(予算額 2,300千円)

- 県内企業の経営者等を対象に、「健康経営」を継続するために必要な具体の技術的支援を目的とした継続セミナーを開催する。(令和3年度創設)
- 「健康経営」に特に積極的に取り組む企業を健康経営優良企業として表彰する。(令和2年度創設)
- 健康増進に関して連携協力協定を締結している企業の営業社員から、中小企業の経営者等に「ひろしま企業健康宣言」へのエントリーを働きかける。(令和3年度創設)
- 健康経営の具体的取組等について悩みを抱えている企業に対し、健康経営アドバイザーの派遣を行う。(令和6年度創設)

第5表 健康経営に取り組む中小企業数

(年度末現在)

区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
「健康経営」に取り組む中小企業数	4,015社	4,735社	5,239社

(注) 「健康経営」は、NPO法人健康経営研究会の登録商標である。

6 介護予防（予算額 18,817 千円 ※24 地域支援対策 1 地域包括ケアの推進 (1) の一部）

(1) 地域づくりによる介護予防推進支援事業（予算額 4,575 千円）

高齢者を年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、人と人とのつながりを通じて住民が主体的に実施する「通いの場」を立上げるとともに、継続的に拡大していくような仕組みづくりと地域づくりを行うため、広島県アドバイザーを市町に派遣する等の支援を行う。（平成 26 年度創設）

(2) リハビリテーション専門職等人材育成調整事業

高齢者の生活改善や社会参加に必要な視点で助言できるリハビリテーション専門職が、市町介護予防事業・地域ケア会議や住民主体の「通いの場」において効果的な取組が実施できるよう派遣体制整備を図る。（平成 27 年度創設）

(3) 介護予防活動普及展開事業

生涯現役社会を実現するため、先進的な市町等で取り組んでいる効果的な介護予防の仕組みを展開し、元気な高齢者を増やすことを目的とする。（平成 29 年度創設）

(4) 地域リハビリテーションの推進

地域リハビリテーション広域支援センター等の指定を通じ、地域における専門的な支援体制を確保するとともに、市町の介護予防の取組を支援する。（平成 16 年度創設）

ア ネットワーク構築

各広域支援センターと市町等でネットワーク会議を設置して、各圏域の地域リハビリテーション体制に係る協議を行い、顔が見える関係を構築するとともに、各広域支援センターが「通いの場」の支援機関と協力して地域へリハビリテーション専門職を派遣する仕組みを構築する。

イ 人材育成の加速

県が人材育成等調整会議を開催し、各職能団体から意見をもらって研修内容を検討し、より実践的な基礎研修・専門研修を実施するとともに、県アドバイザーを派遣し、「通いの場」の支援機関への助言等に併せて、地域のリハビリテーション専門職への OJT を行う。

(5) 「通いの場」推進

健康寿命の延伸に向けて、相関性が認められる要支援 1・2、要介護 1 の認定を受けている高齢者の割合を低減するため、介護予防の取組を充実・強化し、高齢者が通える範囲で定期的に集まり、身近な人と関わりながら体操などを行い、運動機能や筋力の維持・向上を図る「通いの場」の設置を加速させる。

ア 「通いの場」リーダーの育成等

優良事例の紹介等を通じて、リーダーのモチベーションの維持、「通いの場」のマンネリ化の防止、参加者の継続意欲の向上を図る。

イ 多様な通いの場の推進

通いの場の類型化に伴い、県内の取組の多様な通いの場の好事例を収集し横展開を図る。

第7表 「通いの場」の達成目標

年 度	R2 (実績)	R3 (実績)	R4(実績)	R5 (実績)	R6(実績)	R7(目標)
設置数 (個所)	1,799	1,920	2,057	2,180	2,283	2,350
参加者数 (人)	37,356	38,664	41,500	41,837	45,496	48,500
高齢者人口に占める 「通いの場」の参加者の 割合 (%)	4.5	4.6	5.0	5.1	5.5	5.8

2.4 食育推進対策

〔現況及び施策の方向〕

子どもたちが健全な心身と豊かな人間性を培い、全ての県民が生涯にわたって健全な食生活を実践するため、食育基本法及び広島県食育基本条例に基づき令和6年3月に策定した第4次広島県食育推進計画により、食育の普及啓発や推進体制の整備など、食育推進に関する総合的な施策の実施を図る。

〔事業の内容〕

1 食育推進計画の推進（予算額 343千円）

広島県食育推進会議等の運営

第4次広島県食育推進計画に基づく施策の総合的かつ計画的な実施を図るため、広島県食育推進会議を運営する。

また、食育に関する情報収集や市町食育推進計画の作成を支援するため、圏域連絡会議を開催する。
(平成19年度創設)

- 広島県食育推進会議の開催 年1回（委員20名）
- 圏域連絡会議の開催 年1回

2 普及啓発活動（予算額 1,000千円）

関係団体で組織するひろしま食育・健康づくり実行委員会を設置し、ひろしま食育の日（10月19日）及びひろしま食育ウィークを中心に、食育に関する普及啓発を実施する。（平成19年度創設）

令和7年度は引き続き、野菜摂取増の取組、栄養成分表示の活用事業、地域における食育の推進を図る食育活性化支援事業により、保健所（支所）を中心に食の関係者によるネットワークの構築を図る。

3 食育功労者の表彰（予算額 54千円）

食育の推進に関する活動の一層の促進を図るため、食育の推進に特に功労のあった者を表彰する。（平成19年度創設）

4 地域における食育の推進事業（農林水産省消費・安全対策交付金事業）（予算額 500千円）

地域における食育を推進するため、事業費の1/2の範囲内において交付金を交付する。

2 5 医療保険制度の安定的な運営

〔現況及び施策の方向〕

本県の国民健康保険事業は、県及び23市町並びに3組合の26保険者によって運営され、令和5年度末現在では県人口の18.4%にあたる約50万人が加入しており、地域住民の健康の増進に大きく貢献している。(平成20年4月から75歳以上の人を対象とした後期高齢者医療制度が開始されている。)

国民健康保険事業の実施に当たっては、保険料(税)の収納促進、診療報酬明細書等点検調査の充実による給付の適正化及び保健事業の推進に努め、国民健康保険制度の安定的な運営を図ることが必要である。

〔事業の内容〕

1 国民健康保険事業

他の医療保険と比較して、高齢者や低所得者の構成割合が高く、経済状況の影響も受けやすい、ぜい弱な財政基盤に加え、多様化・高度化する医療需要の増大等もあり、保険財政は厳しいものとなっている。

各保険者は、国庫補助金、県による助成及び保険料(税)の適正賦課等によって、国民健康保険事業の安定化に努めている。(昭和33年度創設)

第1表 国民健康保険被保険者数等

(単位 人、円、%)

区 分	国民健康保険 被保険者数 (年度末現在)	1人当たり 医 療 費	保 険 料 (税) 収 納 率
令和5年度	496,039	431,421	95.38
令和4年度	520,264	417,179	95.17
令和3年度	547,357	410,946	95.05

(注) 1人当たり医療費について、市町分は3月～2月診療分により、組合分は4月～3月診療分により算出している。

第2表 国保事業決算の状況

(単位 千円、団体)

区 分	歳入総額	歳出総額	歳入歳出 差引額	左 の 内 訳			
				剰 余 (黒字)		不 足 (赤字)	
				保 険 者 数	金 額	保 険 者 数	金 額
令和5年度	272,682,602	269,888,380	2,794,222	25	2,809,504	1	15,282
令和4年度	274,610,237	270,085,074	4,525,163	26	4,525,163	0	0
令和3年度	283,217,472	276,699,594	6,517,878	26	6,517,878	0	0

(1) 被保険者の資格の適用

国民健康保険は、国民皆保険の下に市町及び国民健康保険組合が保険者となって、各種被用者保険に加入していない自営業者等を対象として必要な給付を行っている。(平成30年4月から県も保険者となっている。)

第3表 国民健康保険の適用状況

(単位 団体、世帯、人)

区 分	保 険 者 数			世 帯 数	被 保 険 者 数
	市 町	組 合	計		
令和5年度	23	3	26	339,993	496,039
令和4年度	23	3	26	352,133	520,264
令和3年度	23	3	26	364,246	547,357

(注) 年度末現在の数値による。

(2) 保険給付

被保険者の疾病及び負傷に関して療養の給付（義務教育就学前8割、義務教育就学後70歳未満7割、70歳以上75歳未満8割〔現役並み所得者7割〕）及び被保険者の出産、死亡等に関して出産育児一時金（488,000円〔産科医療保障制度加入時：500,000円〕）、葬祭費（30,000円）等を支給している。

第4表 保険給付の状況

(単位 千円、%)

区 分		平成3年度	令和4年度	令和5年度
療養諸費	療 養 の 給 付 費	229,462,805	223,899,414	220,333,808
	療 養 費	1,500,787	1,409,144	1,365,536
	小 計	230,963,592	225,308,558	221,699,344
	対 前 年 増 減 率	1.5	▲2.4	▲1.6
	負 担 区 分	保険者負担	170,318,339	166,106,160
被保険者負担		52,979,857	51,099,167	50,756,953
その他の負担		7,665,396	8,103,231	7,678,340
高額療養費・高額介護合算療養費		24,126,344	23,470,696	23,957,341
そ保 の 給 付 の 他 給 付	出 産 育 児 一 時 金	686,513	644,209	661,688
	葬 祭 費	109,520	111,100	107,270
	傷 病 手 当 金 等	59,885	111,096	49,096
	小 計	855,918	866,405	818,054

第5表 医療給付に関する諸率の状況

(単位 件、日、円)

区 分		受 診 率	1 件当たり日数	1 日当たり費用額	1 人当たり医療費
令和5年度	広島県	1161.54	1.89	15,516	431,421
	全 国	-	-	-	-
令和4年度	広島県	1,141.89	1.89	15,249	417,179
	全 国	1,073.96	1.81	15,659	385,919
令和3年度	広島県	1,122.26	1.94	14,911	410,946
	全 国	1,047.45	1.84	15,379	377,253

(注) 1 受診率は、「療養の給付」の件数（薬剤支給の件数を除く。）を年間平均被保険者数で除し、100倍した数値であり、被保険者100人当たりの年間受診回数を表している。

(注) 2 市町村分は3月～2月診療分により、組合分は4月～3月診療分により算出している。

(注) 3 全国の数値は国民健康保険事業年報から引用。令和5年度分は全国数値が未公表のため、「-」とした。

(3) 保険料（税）の収納

保険者のうち市町では、保険料又は保険税のいずれかを選択（国民健康保険組合は保険料に限る。）することができ、本県では、広島市、呉市、尾道市、大竹市が保険料、その他の市町は保険税を採用している。

保険料（税）は、健全財政を確保するため、医療費に見合う額を賦課するよう指導しているが、被保険者に低所得者や無職者が多いため、医療費に見合う保険料（税）の確保は困難な状況がある。

賦課方式は、第6表のとおり、ほとんどの保険者が所得割、資産割、被保険者均等割及び世帯別平等割を賦課する方式を採用している。

令和5年度の1世帯当たり保険料（税）調定額は、第7表のとおり152,462円となっており、前年度に比べて17,219円、12.7%の増加となった。

なお、市町国保における低所得世帯に対しては、第8表のとおり保険料（税）の軽減の措置が講じられており、令和6年度においては、全世帯の59.0%が軽減対象世帯である。

第6表 賦課方法別市町数

(医療分・後期分・介護分)

(単位 市町)

区 分	所得割・資産割 均等割・平等割	所 得 割 均等割・平等割	計
保 険 税	6	13	19
保 険 料	0	4	4
計	6	17	23
構 成 比 (%)	26.0	74.0	100.0

(注) 令和5年4月1日現在の数値による。

第7表 保険料(税)の収納状況

(単位 千円、%、円)

区 分	保険料(税)額(現年度分)			1世帯当たり調定額			
	調 定 額	収 納 額	収 納 率 広島県(全国)	金 額		対前年増加率	
				広 島 県	全 国	広 島 県	全 国
令和5年度	46,021,609	43,553,623	94.64(-)	152,462	-	12.7	-
令和4年度	46,155,461	43,575,073	94.41(94.14)	135,243	147,905	▲4.5	0.7
令和3年度	49,559,736	46,734,578	94.30(94.22)	141,544	146,899	▲3.3	▲0.5

(注) 収納率は、居所不明者分調定額を控除した調定額を用いて算出している。

(注) なお、全国の数値は国民健康保険事業年報から引用。令和5年度分は全国数値が未公表のため、「-」とした。

第8表 低所得世帯に対する保険料(税)軽減措置実施状況

(医療分・後期分)

(単位 世帯、%、人、千円)

区 分	7割軽減				5割軽減				2割軽減			
	世帯数		被保険者数		世帯数		被保険者数		世帯数		被保険者数	
	実数	割合	実数	割合	実数	割合	実数	割合	実数	割合	実数	割合
令和6年度	102,067	31.4	125,857	27.1	51,562	15.9	83,289	17.8	38,668	11.9	65,290	14.0
令和5年度	105,188	31.3	131,638	26.8	55,385	16.5	90,541	18.5	41,439	12.3	69,247	14.1
令和4年度	106,070	30.4	134,105	25.9	56,899	16.3	95,196	18.4	42,780	12.3	72,735	14.1
区 分	計											
	世帯数		被保険者数		軽 減 額							
	実数	割合	実数	割合	医 療 分				後 期 分			
令和6年度	192,297	59.2	275,436	58.9	6,578,564				2,418,496			
令和5年度	202,012	60.0	291,453	59.4	6,402,616				2,356,956			
令和4年度	205,749	59.0	302,036	58.4	6,149,271				2,168,011			

(介護分)

(単位 世帯、%、人、千円)

区 分	7割軽減				5割軽減				2割軽減			
	世帯数		被保険者数		世帯数		被保険者数		世帯数		被保険者数	
	実数	割合	実数	割合	実数	割合	実数	割合	実数	割合	実数	割合
令和6年度	43,662	34.5	47,030	32.7	17,258	13.6	20,266	14.1	12,332	9.7	14,381	10.0
令和5年度	43,259	33.5	46,506	31.6	17,972	13.9	21,106	14.3	12,908	10.0	15,245	10.4
令和4年度	43,272	32.6	46,615	30.6	18,256	13.7	21,545	14.1	13,119	9.9	15,655	10.3
区 分	計											
	世帯数		被保険者数		軽 減 額							
	実数	割合	実数	割合	655,676							
令和6年度	73,252	57.9	81,677	56.7	655,676							
令和5年度	74,139	57.5	82,857	56.3	655,178							
令和4年度	74,706	56.2	83,815	55.0	638,647							

(注) 1 市町国保(全被保険者分)のみの数値である。

(注) 2 世帯数及び被保険者数は、各年10月31日までに把握した賦課期日における状況による。

(4) 国庫補助の状況

保険料(税)とともに国保財政の主な財源となっているのは国庫支出金であり、令和5年度歳入総額に対する割合は27.4%である。

第9表 国庫支出金の状況

(単位 千円)

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
療養給付費等負担金	44,127,821	42,674,651	42,433,605
高額医療費負担金	1,866,513	1,836,898	1,965,722
特別高額医療費共同事業負担金	91,021	90,656	88,932
特定健康診査等負担金	285,212	283,190	248,259
普通調整交付金	14,353,425	14,789,092	14,840,570
特別調整交付金	2,885,310	2,315,280	2,291,159
保険者努力支援制度交付金	2,917,502	2,816,135	2,712,945
財政安定化基金補助金	—	—	—
計	66,526,804	64,805,902	64,581,192

(5) 保険者の実地指導等

国民健康保険事業の適正な運営を図るため、保険者の実地指導等を随時行い、事業運営の健全化に努める。

第10表 保険者等の実地指導の状況

(単位 団体)

区 分	一 般 指 導	特 別 指 導
令和6年度	12	0
令和5年度	8	0
令和4年度	6	0

第11表 国民健康保険直営診療施設の決算状況

ア 病院

(単位 会計、千円)

区 分	会計数	損 益 の 状 況			
		会計数	当年度 純利益	会計数	当年度 純損失
令和5年度	8	5	421,806	3	415,875
令和4年度	8	6	424,933	2	106,447
令和3年度	8	7	1,343,208	1	52,017

イ 診療所

(単位 会計、千円)

区 分	会 計 数	黒 字		赤 字	
		会 計 数	黒 字 額	会 計 数	赤 字 額
令和5年度	13	9	65,217	4	32,104
令和4年度	13	10	64,335	3	30,419
令和3年度	14	12	71,180	2	11,699

(6) 保険医療機関等の指導監査

各種医療保険における療養の給付を取扱う保険医療機関等について、保険診療の適正化を期するため、医療担当者を対象とした個別指導及び集団指導並びに保険医療機関等に対する指導監査を中国四国厚生局と連携して実施する。

第12表 令和6年度保険医療機関等指導監査件数及び返還金処理状況
(単位 機関、円)

区 分	機 関 数			返還金額	説 明
	監 査	個別指導	集団指導		
医 科	3	54	590	114,616,813	国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律、生活保護法の医療に関するものなど
歯 科	1	43	420	13,737,576	
薬 局	1	80	445	641,530	
訪 問 看 護	0	0	58	0	
柔 道 整 復	1	0	22	0	
鍼灸・マッサージ	0	1	48	0	
計	6	178	1,583	128,995,919	

(7) 国保事業等の推進 (予算額 6,082 千円)

適正かつ安定的な国保事業等の運営が図られるよう、保険者に対する助言・指導を行う。(昭和63年度創設)

(8) 国民健康保険事業状況データ作成 (予算額 3,081 千円)

事業状況等のデータ作成業務を広島県国民健康保険団体連合会に委託して実施する。(昭和63年度創設)

(9) 市町国保財政助成事業 (予算額 8,721,196 千円)

市町に対し、保険基盤安定制度 (昭和63年度創設)、未就学児均等割保険料軽減措置 (令和4年度創設) 及び産前産後保険料免除措置 (令和5年度創設) に対する助成を行う。

第13表 市町国保財政助成事業の状況

(単位 千円)

事 業 名	内 容		令和5年度	令和6年度	令和7年度 (予定)
保険基盤安定負担金	負担割合	(保険料(税)軽減分) 県3/4、市町1/4 (保険者支援分) 国1/2、県1/4、市町1/4 (未就学児均等割保険料軽減分) 国1/2、県1/4、市町1/4 (産前産後保険料免除分) 国1/2、県1/4、市町1/4	8,280,555	8,614,500	8,721,196

(注) 広島市、福山市を含む。

(10) 国民健康保険事業費特別会計繰出金事業 (予算額 13,566,938 千円)

平成30年度から、県が国民健康保険の保険者として財政運営の責任主体となったことに伴い設置・運営している特別会計に対し、一般会計から県が負担する費用分の繰り出しを行う。(平成30年度創設)

第 14 表 国民健康保険事業費特別会計繰入金事業の状況

(単位：千円)

	内 容	負担割合	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度 (予定)
高額医療費 負担金繰入金	市町国保のレセプト 1 件当たり 80 万円を超過する医療費の一定 割合を負担	国 : 1/4 県 : 1/4 市町 : 1/2	1,959,738	1,882,025	1,536,480
都道府県繰入金	市町国保給付費等の 9%を負担	国 : 41/100 県 : 9/100	11,953,400	12,209,945	11,719,626
特定健康診査等 負担金繰入金	市町国保が実施する特定健康診 査・特定保健指導に要する経費 の一部を負担	国 : 1/3 県 : 1/3 市町 : 1/3	321,374	329,267	304,327
その他繰入金	保険者事務に係る総務費、運営 協議会費等の経費を負担	県 : 10/10	5,058	4,945	6,505

(注) 広島市、福山市を含む。

(11) 広島県国民健康保険審査会の運営 (予算額 253 千円)

市町等が行った行政処分に対する審査請求の審理・裁決を行う第三者機関として設置している広島県国民健康保険審査会を運営する。

第 15 表 審査請求の状況

(単位 件)

年 度	裁決件数	審 理 結 果
令和 6 年度	1	(棄却) 1 件
令和 5 年度	0	
令和 4 年度	1	(却下) 1 件

(12) 国民健康保険事業費特別会計 (予算額 224,577,217 千円)

平成 30 年度から、県が国民健康保険の保険者として財政運営の責任主体となったことに伴い、国民健康保険法第 10 条に基づき、特別会計を設置・運営する。(平成 30 年度創設)

2 後期高齢者医療制度

平成 20 年度から 75 歳以上の高齢者 (65 歳～74 歳の一定程度の障害のある者を含む。) を対象とした医療保険制度が開始された。

この制度は、全ての市町が参加する後期高齢者医療広域連合が運営主体となり、保険料の決定、医療の給付等を行う。

【対象者】

75 歳以上の人及び 65 歳以上 75 歳未満で後期高齢者医療広域連合の障害認定を受けている人

【医療費の自己負担割合】

一般の人は 1 割、一定以上の所得のある人は 3 割または 2 割

【保険料】

令和 6・7 年度の年間保険料は、均等割額 (被保険者全員が均等に負担) 49,621 円と所得割額 ((総所得金額等－基礎控除) × 所得割率 9.63%) の合計となる。

なお、所得の低い人は、世帯の所得に応じて均等割額が軽減される。

(1) 後期高齢者に係る医療給付費の負担（予算額 38,999,758 千円）

高齢者の健康保持と適切な医療の確保を図るため、後期高齢者医療広域連合が実施する法による医療等に要する費用（一定以上所得者に係る医療等に要する費用を除く。）の一部（12分の1）を負担する。（平成20年度創設）

第16表 後期高齢者医療県負担金給付状況
(単位 千円)

区 分	県 費 負 担 額
令和7年度(予定)	38,999,758
令和6年度	37,371,274
令和5年度	35,515,194

(2) 後期高齢者医療助成事業（予算額 10,295,301 千円）

後期高齢者広域連合の財政安定化を図るため、第17表のとおり事業を実施する。（平成20年度創設）

第17表 後期高齢者医療助成状況
(単位 千円)

区 分	事 業 内 容	負担割合	令和5年度	令和6年度	令和7年度 (予定)
保険基盤安定 負 担 金	低所得世帯等の保険料（均等割）の軽減措置分を補填	県 : 3/4 市町 : 1/4	6,023,546	6,704,019	6,955,946
高額医療費 負 担 金	高額な医療費による広域連合の財政リスクを緩和するため、レセプト1件当たり80万円を超過する医療費の一定割合を補填	国 : 1/4 県 : 1/4 広域連合 : 1/2	2,628,809	2,828,952	3,331,775
財政安定化 基金繰入金	広域連合の財政不足等に対する貸付又は交付を行うため、県に「財政安定化基金」を設置	国 : 1/3 県 : 1/3 広域連合 : 1/3	120	1,210	7,580
財政安定化 基金取崩	後期高齢者保険料の軽減を図るため、保険料収納額の減等による財源不足に対し、基金を取り崩し、広域連合に交付	県 : 10/10	0	0	0

(3) 後期高齢者医療財政安定化基金の運営（令和6年度末基金額 4,011,003 千円）

後期高齢者医療広域連合の財政の安定化を図るため、給付の見込み誤りや保険料の未納による財源不足等に対し、県に設置している後期高齢者医療財政安定化基金から、貸付け又は交付を行う。（平成20年度創設）

第18表 後期高齢者医療財政安定化基金の運営状況
(単位 千円)

区 分	積 立 額	貸付・交付額	摘 要
令和6年度	1,210	0	負担割合 国 1/3, 県 1/3, 広域連合 1/3 (積立額は運用益のみ)
令和5年度	120	0	
令和4年度	401	0	

(4) 広島県後期高齢者医療審査会の運営（予算額 253 千円）

広島県後期高齢者医療広域連合及び市町が行った行政処分に対する審査請求の審理・裁決を行う第三者機関として設置している広島県後期高齢者医療審査会を運営する。

第 19 表 審査請求の状況

(単位 件)

年 度	裁決件数	審 理 結 果
令和 6 年度	4	(棄却) 4 件
令和 5 年度	0	
令和 4 年度	1	(却下) 1 件

3 医療費適正化の推進

本県における医療費の適正化を図るため、「第 4 期広島県医療費適正化計画」(計画期間：令和 6 年度～11 年度)に基づき、「県民の健康づくりに向けた取組」及び「適正受診の推進」等の施策を計画的に推進する。

(1) 医療費適正化計画検討委員会の開催等 (予算額 5,232 千円)

令和 5 年度に策定した「第 4 期広島県医療費適正化計画」(計画期間：令和 6 年度～11 年度)について、施策の取組状況や目標値の進捗状況の検証などの進行管理を行う。

(2) レセプト点検指導の実施 (予算額 669 千円)

レセプト点検調査事務の充実に取り組むため、市町の実地指導等を行う。

第 20 表 令和 6 年度国民健康保険レセプト点検の実施状況

区 分	内 容
実 地 指 導	2 市町

第 21 表 令和 6 年度研修会実施状況

区 分	内 容	回 数
レセプト点検員研修	レセプト点検の事例研究等について	2 回

(3) 後発医薬品使用促進事業 (予算額 13,654 千円)

後発医薬品の使用促進が図られるよう、普及啓発活動を行う。(平成 30 年度創設)

26 介護保険制度の安定的な運営

〔現況及び施策の方向〕

施行後24年を経過した介護保険制度は、要介護者等を社会全体で支援する仕組みとして、高齢者を始めとする多くの県民に受け入れられ、サービス利用者数や利用量が増加しており、おおむね順調に定着してきたところである。

一方で、介護保険制度の安定的な運営に向け、市町の実情に応じた介護給付適正化への取組を支援する必要がある。

第1表 介護保険第1号被保険者数等

(単位 人、団体)

区 分	第1号被保険者数	保 険 者 数			
		市町村	広域連合	一部事務組合	計
令和6年度	818,787	23	0	0	23
令和5年度	821,524	23	0	0	23
令和4年度	822,024	23	0	0	23

(注) 1 「第1号被保険者」とは、介護保険法第9条第1号にいう「市町村の区域内に住所を有する65歳以上の者」である。

(注) 2 各年度3月31日現在の数値による。

第2表 要介護（要支援）認定者数

(単位 人、%)

区 分	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合 計
第1号被保険者	30,102	23,543	34,823	24,860	19,944	18,144	12,978	164,394
第2号被保険者	340	465	355	547	295	260	294	2,556
総 数	30,442	24,008	35,178	25,407	20,239	18,404	13,272	166,950
構 成 比	18.2%	14.4%	21.1%	15.2%	12.1%	11.0%	8.0%	100.0%

(注) 1 「第2号被保険者」とは、介護保険法第9条第2号にいう「市町村の区域内に住所を有する40歳以上65歳未満の医療保険加入者」である。

(注) 2 令和7年3月31日現在の数値による。

〔事業の内容〕

「第9期ひろしま高齢者プラン」(令和6～令和8年度)に基づき、高齢者の自立を支援し、住み慣れた地域で、できるだけ生活が継続できるよう、適正な介護サービスの提供を推進するとともに、介護サービスの質の確保・向上を促進する。

1 介護保険給付費等の負担(予算額 39,643,143千円)

介護保険法第123条の規定により、介護保険の保険者である市町の介護給付及び予防給付に要する費用の額の12.5%又は17.5%に相当する額を負担する。(平成12年度創設)

また、同規定により、市町が要介護状態等になるおそれの高い高齢者等を対象に介護予防等の取組を行う地域支援事業(介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業及び任意事業)に要する費用の額の12.5%又は19.25%に相当する額を負担する。(平成18年度創設)

さらに、低所得者が介護保険料を負担し続けることを可能にするため、介護保険法の改正により公費を投入して低所得者の第1号保険料の軽減を強化する。市町が軽減した介護保険料の1/4の額を負担する。(平成27年度創設)

第3-1表 市町の給付額及び県負担金の状況

(単位 千円、%)

区 分	市町給付額	県負担金	県負担割合
令和7年度(予定)	261,676,486	37,310,554	居宅 12.5%・施設等 17.5%
令和6年度(見込)	256,903,266	36,675,033	居宅 12.5%・施設等 17.5%
令和5年度	247,956,189	35,454,108	居宅 12.5%・施設等 17.5%

(注) 各年度の決算額(ただし、令和6年度は当初予算額)の金額である。

第3-2表 市町の地域支援事業に要する費用の額及び県負担金(交付金)の状況

(単位 千円、%)

区 分	市町の地域支援事業に要する費用の額	県負担金(交付金)	県負担割合
令和7年度(予定)	17,742,300	1,619,300	介護予防・日常生活支援総合事業 12.5% 包括的支援事業・任意事業 19.25%
令和6年度(見込)	11,677,672	1,612,815	介護予防・日常生活支援総合事業 12.5% 包括的支援事業・任意事業 19.25%
令和5年度	17,677,089	2,164,025	介護予防・日常生活支援総合事業 12.5% 包括的支援事業・任意事業 19.25%

(注) 各年度の決算額(ただし、令和6年度は当初予算額)の金額である。

第3-3表 低所得者介護保険料軽減強化事業に要する県負担金の状況

(単位 千円)

年 度	市町軽減額	県負担金	補助割合
令和7年度(予定)	2,853,155	713,289	国1/2、県1/4、市町1/4
令和6年度(見込)	2,822,499	705,625	国1/2、県1/4、市町1/4
令和5年度	3,635,652	908,913	国1/2、県1/4、市町1/4

(注) 令和7年度は当初予算額の金額である。

2 介護給付の適正化(予算額 30,314千円)

高齢化の進展に伴い、介護給付費が増大する中で、「第6期広島県介護給付適正化計画」(令和6～令和8年度)に基づき、県、市町及び広島県国民健康保険団体連合会が連携して介護給付の適正化に取り組むことにより、制度の安定的運営を図る。

(1) 保険者(市町)の指導・支援(予算額 666千円)

県・市町が十分な連携を図り、介護保険制度の適正な運営を推進するため、保険者である市町に対する指導・支援等を実施する。(平成12年度創設)

(2) 認定調査員等の研修(予算額 2,524千円)

認定調査の標準化・適正化に向けて、認定調査員等に対する研修事業を実施する。

(単位 千円)

区 分	研 修 名	内 容	予 算 額
要介護認定	認定調査員新規研修	新規に認定調査に従事する者に対する認定調査の手法・調査の留意点等に関する研修(平成11年度創設)	1,114
	認定調査フォローアップ研修	現に認定調査に従事している認定調査員に対する事例検討等による調査の実施方法等に関する研修(平成19年度創設)	1,410
	介護認定審査会委員研修	要介護認定の仕組み・介護認定審査会の審査・判定の方法等に関する研修(平成11年度創設)	—
	認定審査会運営適正化研修	審査会事務局職員に対する認定審査の適正な運営のための知識・技能に関する研修(平成20年度創設)	—

(注) 認定調査フォローアップ研修、介護認定審査会委員研修及び認定審査会運営適正化研修は、隔年実施である。

(3) 保険者機能強化支援事業（予算額 27,124 千円）

保険者である市町の意識改革を促し、保険者による介護費用等の分析、財政的インセンティブ評価指標の取組への支援やケアプラン点検研修の実施により保険者機能の強化を図る。（平成 30 年度創設）

3 低所得者等の利用者負担の軽減（予算額 11,605 千円）

低所得者が介護サービスを利用する際の負担について、軽減措置を講じることにより、介護保険制度の円滑な実施を図る。（平成 12 年度創設）

(1) 障害者ホームヘルプサービス利用者に対する支援措置事業

障害者施策によるホームヘルプサービスを利用していた低所得者について、訪問介護等に係る利用者負担を 10%から 0%に軽減する措置を行う市町に対して補助する。

第 4-1 表 障害者ホームヘルプサービス利用者支援措置事業の状況

(単位 団体、千円)

年 度	対 象 市 町 数	補 助 額
令和 7 年度(予定)	2	481
令 和 6 年 度	2	244
令 和 5 年 度	1	41

(注) 対象市町数及び補助額は、各年度の決算時点の数値
(ただし、令和 7 年度は当初予算時点の数値) [補助割合 国 1/2、県 1/4、市町 1/4]

(2) 社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業

低所得者が介護サービスを利用した際に、サービスの提供主体である社会福祉法人等が利用料の軽減を行った場合に支援を行う市町に対して補助する。

第 4-2 表 社会福祉法人等サービス利用者負担額軽減制度事業の状況

(単位 団体、千円)

年 度	対 象 市 町 数	補 助 額
令和 7 年度(予定)	20	10,776
令 和 6 年 度	20	9,503
令 和 5 年 度	19	9,487

(注) 対象市町数及び補助額は、各年度の決算時点の数値
(ただし、令和 7 年度は当初予算時点の数値) [補助割合 国 1/2、県 1/4、市町 1/4]

(3) 離島等地域における特別地域加算に係る利用者負担額軽減措置事業

特別地域加算が行われる離島等地域において、訪問介護等を利用する低所得者の利用者負担を 10%から 9%に軽減する措置を行う市町に対して補助する。

第 4-3 表 離島等地域利用者負担額軽減措置事業の状況

(単位 団体、千円)

年 度	対 象 市 町 数	補 助 額
令和 7 年度(予定)	2	348
令 和 6 年 度	2	514
令 和 5 年 度	2	520

(注) 対象市町数及び補助額は、各年度の決算時点の数値
(ただし、令和 7 年度は当初予算時点の数値) [補助割合 国 1/2、県 1/4、市町 1/4]

(4) 中山間地域等の地域における加算に係る利用者負担額軽減措置事業

小規模事業所加算が行われる中山間地域等の地域において、訪問介護等を利用する低所得者の利用者負担を 10%から 9%に軽減する措置を行う市町に対して補助する。

第4-4表 中山間地域等利用者負担額軽減措置事業の状況

(単位 団体、千円)

年 度	対 象 市 町 数	補 助 額
令和7年度(予定)	0	0
令和6年度	0	0
令和5年度	0	0

(注) 対象市町数及び補助額は、各年度の決算時点の数値
(ただし、令和7年度は当初予算時点の数値) [補助割合 国1/2、県1/4、市町1/4]

4 介護保険財政安定化基金の運営

市町の介護保険財政が、予想以上の給付費の増大や保険料の収納不足により財源不足を生じる場合、介護保険法第147条の規定により県に設置している財政安定化基金から、資金の貸付や交付を行う。

なお、国・県・市町からの拠出金による基金への積立は、平成15年度から一時休止している。(平成12年度創設)

第5表 介護保険財政安定化基金の積立状況

(単位 千円)

区 分	積立額 (利子分)	摘 要
令和7年度(予定)	1,118	貸付を受けた市町からの償還金及び運用収入の積立
令和6年度	1,124	
令和5年度	112	

(注) 各年度の決算額 (ただし、令和7年度は当初予算額) の金額である。

5 広島県介護保険審査会の運営 (予算額 1,054千円)

保険者である市町の行った行政処分に対する審査請求の審理・裁決を行う第三者機関として設置している広島県介護保険審査会を運営する。(平成11年度創設)

第6表 審査請求の状況

(単位 件)

年 度	裁決件数	審 理 結 果
令和6年度	2	裁決(却下)0件、(認容)1件、(棄却)1件
令和5年度	2	裁決(却下)1件、(認容)1件、(棄却)0件
令和4年度	1	裁決(却下)0件、(認容)0件、(棄却)1件

2 7 災害救助対策

〔現況及び施策の方向〕

我が国は、気象や地理的要因により自然災害を受けやすく、毎年のように風水害や地震等の災害が発生し、甚大な人的・物的被害が生じている。

このため、災害が発生した際には、災害救助法による救助、災害弔慰金、災害見舞金等の支給や災害援護資金の貸付等により、被災者の救助・支援を行うとともに、南海トラフ巨大地震を想定した応急救助物資の計画的な備蓄を行い、災害応急救助体制の確立を図る。

また、避難所の環境改善・運営改善を図るため、避難所ごとの避難所運営マニュアルの作成を進めるとともに、災害時に自ら避難することが困難な避難行動要支援者に対し、平時・災害時の切れ目のない包括的な支援体制を構築する。

〔事業の内容〕

1 災害救助法による救助（予算額 22,950 千円）

災害によって一定規模以上の被害が生じ、被災者が応急的救助を必要とする場合に、県は災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）に基づき、被災者の保護と社会秩序の保全のための措置を行う。（昭和 23 年度創設）

第 1 表 災害救助法の適用状況

区 分	期 日	適 用 市 町（適用災害）
令和 3 年度	8 月 12 日	広島市、三次市、安芸高田市、北広島町（令和 3 年 8 月 11 日からの大雨による災害）
平成 30 年度	7 月 5 日	広島市、呉市、竹原市、三原市、尾道市、福山市、府中市、三次市、庄原市、東広島市、江田島市、府中町、海田町、熊野町、坂町（平成 30 年 7 月豪雨災害）
平成 26 年度	8 月 20 日	広島市（8.19 からの大雨災害）
平成 22 年度	7 月 14、16 日	呉市、庄原市、世羅町（7.12 からの大雨災害）
平成 16 年度	9 月 7 日	呉市、倉橋町（台風第 18 号）

〔参 考〕災害救助法による救助の適用基準

市 町 の 人 口		住 家 滅 失 世 帯 数	
	5,000 人未満		30 世帯
5,000 人以上	15,000 "		40 "
15,000 "	30,000 "		50 "
30,000 "	50,000 "		60 "
50,000 "	100,000 "		80 "
100,000 "	300,000 "		100 "
300,000 "			150 "

- (注) 1 市町の人口規模に応じ、住家滅失世帯数が、この表の基準に達した場合、災害救助法による救助を実施できる。
 2 県内で、住家滅失世帯数が 2,000 に達した場合は、市町ごとの住家滅失世帯数は、この基準の 2 分の 1 とする。
 3 住家滅失世帯数の算定に当たっては、全壊（焼）を 1、半壊（焼）を 2 分の 1、床上浸水を 3 分の 1 として計算する。
 4 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とする場合、災害救助法による救助を実施できる。

2 災害弔慰金等の支給及び災害援護資金の貸付（予算額 8,100 千円）

市町が、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号）に基づき被災者等に対して次のような援護をする場合に必要な財源の助成を行うとともに、制度運営についての指導助言を行う。（昭和 48 年度創設）

被災者等に対する援護措置の概要

区 分	要 件	援 護 の 内 容	負 担 割 合
災害弔慰金の支給	法で定める一定規模以上の自然災害で死亡した場合	生計維持者の死亡 500 万円 その他の者の死亡 250 万円	国 1/2、県 1/4、 市町 1/4
災害障害見舞金の支給	法に定める一定規模以上の自然災害で所定の障害を受けた場合	生計維持者の障害 250 万円 その他の者の障害 125 万円	国 1/2、県 1/4、 市町 1/4
災害援護資金の貸付け	県内で災害救助法が適用された災害で所定の被害を受けた場合	貸付限度額 150 万円～350 万円	国 2/3、県 1/3 (広島市を除く。)

(注) 災害援護資金の貸付けには、所得制限がある。

第 2 表 災害弔慰金等の支給及び災害援護資金の貸付け

(単位 件、千円)

区 分	弔 慰 金 ・ 障 害 見 舞 金 の 支 給		援 護 資 金 の 貸 付	
	件 数	支 給 額	件 数	貸 付 額
令 和 6 年 度	0	0	0	0
令 和 5 年 度	1	500	0	0
令 和 4 年 度	2	5,000	0	0

(注) 災害援護資金の貸付けは、広島市分を除く。

3 広島県災害見舞金等の支給（予算額 2,800 千円）

自然災害により死亡した人の遺族又は住家に被害を受けた世帯の世帯主に対して、次の見舞金等を支給する。（昭和 62 年度創設）

被災者等に対する援護措置の概要

区 分	要 件	援 護 の 内 容	負 担 割 合
災害弔慰金の支給	災害により死亡した場合	死亡者 1 人につき 50 万円	県 10/10
災害見舞金の支給	災害により住家の全壊又は半壊の被害があった場合	全壊 1 世帯当たり 30 万円 半壊 " 10 万円	県 10/10

第 3 表 広島県災害見舞金等の支給

(単位 件、千円)

区 分	件 数	支 給 額
令 和 6 年 度	0	0
令 和 5 年 度	0	0
令 和 4 年 度	1	500

4 被災者生活再建支援制度（予算額 3,250 千円）

(1) 被災者生活再建支援制度

被災者生活再建支援法（平成 10 年法律第 66 号）に基づき、自然災害により住家が全壊等した被災者に対して、その生活再建のために支援金を支給する。（平成 11 年度創設）

(2) 広島県被災者生活再建支援制度（予算額 3,250 千円）

被災者生活再建支援法が適用されることとなる災害について、被災者世帯数が被災者生活再建支援法の基準に満たない市町において、自然災害により住家が全壊等した被災者に対して、市町と共同し、その生活再建のための支援金を支給する。（平成 12 年度創設）

第 4 表 広島県被災者生活再建支援制度の実績

（単位 件、千円）

区 分	件 数	支 給 額
令和 6 年度	1	500
令和 5 年度	0	0
令和 4 年度	6	4,813

被災者生活再建支援制度の概要

支給額は、次の 2 つの支援金の合計額（単身世帯の場合は、各該当欄の金額の 3/4 の額）

① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金〔基礎支援金〕

住宅の被害程度	全壊、やむを得ず解体、長期避難世帯	大規模半壊	中規模半壊
支給額	100 万円	50 万円	—

② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金〔加算支援金〕

住宅の再建方法		建設・購入	補修	賃貸 (公営住宅除く)
支給額	全壊、大規模半壊	200 万円	100 万円	50 万円
	中 規 模 半 壊	100 万円	50 万円	25 万円

5 災害応急救助物資備蓄事業（予算額 88,417 千円）（2 月補正分 118,800 千円）

大規模な地震災害等に備え、「災害応急救助物資の備蓄・調達方針」（令和 4 年 3 月）による備蓄計画に基づき、食料、生活必需品等を備蓄している。（平成 10 年度創設）

災害応急救助物資の備蓄

備蓄想定災害	南海トラフ巨大地震
備 蓄 品 目	食料：乳幼児用ミルク（粉ミルク（一般・アレルギー対応）、液体ミルク）、離乳食、アルファ化米、クラッカー、レトルト食品 生活必需品：毛布、乳幼児用おむつ、成人用おむつ、生理用品、簡易トイレ（ほ乳びん：市町で備蓄） 救急医療セット
備蓄対象期間	2 日分（食料は発災当日及び翌日の 4 食分）を県、市町で分担備蓄 （発災当日：市町、翌日：県）
備 蓄 方 法	広島県防災拠点施設備蓄倉庫及び民間物流倉庫に備蓄するとともに、民間物流倉庫等の在庫を県の備蓄とみなす流通備蓄方式等を進める。 （救急医療セットは県立病院に備蓄）

6 避難所環境改善支援事業（予算額 6,969 千円）

個別又は共通の避難所開設・運営マニュアルをいずれも未作成である市町を主なターゲットとしたマニュアル作成の必要性理解研修・個別市町支援を行うとともに、個別避難所を支援するために、避難所開設・運営マニュアル作成支援アドバイザー及び避難所開設・運営訓練アドバイザーを引き続き派遣する。また、アドバイザーの育成研修を行う。（令和 3 年度創設）

7 災害福祉支援ネットワーク構築推進事業（予算額 5,500 千円）

災害福祉支援ネットワーク事務局を設置・運営し、平時から、災害時に備えた研修・訓練や情報共有等を行うとともに、災害時には、災害福祉支援チーム（DWA T）を組成し、避難所における要配慮者等の福祉ニーズへの対応を迅速かつ適切に行うための支援体制を構築する。（令和3年度創設）

また、災害派遣福祉チームの具体的な活動に備え、先遣チームの派遣や医療・保健分野との連携に関する実践的な研修及び訓練等を実施する。

8 防災と福祉の連携による個別計画策定促進事業（予算額 19,575 千円）

災害時に自ら避難することが困難な避難行動要支援者の個別避難計画に向けて、「福祉」・「防災」が連携した取組（モデル事業）を市町と協力して実施し、実践事例や活動成果等を取りまとめて広く周知等を進めてきた。（令和3年度創設）

令和7年度は、これまでの取組や課題等を踏まえて、地域・関係者へのアプローチや協働等について、専門アドバイザーによる助言の実施、個別避難計画作成関係者にとって参考となるような個別避難計画に関する取組事例集の作成・共有等の後方支援を行う。

また、要支援者の状態に対応する避難先環境の確保（福祉避難所）についても、引き続き支援が必要であることから、県内市町職員・施設職員を対象とした県のガイドライン説明会の開催、県・市合同の福祉避難所開設訓練の実施、福祉避難所開設・運営訓練事例集の作成を通じた市町支援を行う。

2 8 地域福祉活動の振興

〔現況及び施策の方向〕

団塊の世代の高齢化を契機として、高齢化が一層進行し、要介護者、認知症高齢者、単独・夫婦のみの世帯の高齢者が増加する一方で、現役世代人口は減少している。今後も、県民が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、市町、社会福祉協議会、社会福祉法人、NPO、ボランティア団体、自治会など関係機関や関係者の協力と地域住民の協働により、地域の中で様々な支援を受けながら生活できるよう、地域福祉活動の振興に努める。

〔事業の内容〕

1 組織の育成

(1) (社福) 広島県社会福祉協議会への指導援助

地域福祉の推進を図るため、地域福祉の推進を目的とする団体である社会福祉協議会、市町社会福祉協議会の指導、援助機関である(社福) 広島県社会福祉協議会に対する指導援助に努める。

第1表 広島県社会福祉協議会会費

(単位 千円)

区 分	令和4年度	令和5年度	令和6年度	負担割合
県 分 担 金	400	400	400	県 10/10

(2) (社福) 広島県共同募金会への指導援助

共同募金運動が県民の理解と支持のもとに、更に発展するよう(社福) 広島県共同募金会に対する指導援助に努める。(昭和22年度創設)

第2表 広島県共同募金運動の募金状況

(単位 千円)

区 分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
目 標 額 総 数	350,000	350,000	350,000
実 績 額 総 数	299,646	304,525	313,149

(注) 平成21年度から、従来の「赤い羽根共同募金」運動期間終了後、「使途選択募金」運動を3か月間実施

2 地域福祉活動推進基盤の整備(「ふれあい基金」の補助)(予算額 5,000千円)

(社福) 広島県社会福祉協議会が実施している交通遺児就学奨励金給付事業の原資として、「ふれあい基金」のうちの「交通遺児就学奨励基金」に補助する。(平成4年度創設)

第3表 ふれあい基金(交通遺児就学奨励基金)への補助状況

(単位 円)

区 分	補 助 額	摘 要
令 和 6 年 度	3,124,525	基金により次の事業を行う。 ・交通遺児就学奨励金給付事業 ・児童養護施設入所児童等就職奨励金給付事業 (平成25年度より)
令 和 5 年 度	3,124,823	
令 和 4 年 度	3,115,294	

3 地域福祉実践活動の振興

(1) 福祉サービス利用援助事業（予算額 126,614 千円）

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者など、判断能力が不十分であることにより、様々な保健・福祉サービスを適切に利用することが困難な人に対して、適切な利用援助等を行い、地域で自立した生活ができるよう支援する体制を整備する。（平成 11 年度創設）

第 4 表 利 用 状 況

（単位 件）

区 分	相 談 件 数	契 約 締 結 件 数
令和 6 年度	75,858	224
令和 5 年度	75,362	192
令和 4 年度	76,124	204

(注) 1 広島市を除く。

2 相談件数は、次により計上している。

・相談件数は、同一事案であっても相談 1 回当たり 1 件を計上している。

・平成 19 年度から当該事業に係る問合せについても相談件数に計上している。

補助額	(社福) 広島県社会福祉協議会	25,323 千円
	基幹的社会福祉協議会	101,291 千円
負担割合	国 1/2、県 1/2	

(2) 権利擁護支援体制強化事業（予算額 15,488 千円）

市町職員等を対象として、本人の意思決定支援などの権利擁護支援の知識や中核機関の具体的実務を習得する研修を実施するとともに、権利擁護に必要な支援体制等の検討を行うための協議体の運営や弁護士や司法書士等の専門家を市町や市町社協へ派遣して助言等を行うことで、市町の中核機関の整備や機能強化、地域連携ネットワークの構築を支援する。（令和 2 年度創設、令和 6 年度事業名変更）

（第 2 期広島県地域福祉支援計画 「成年後見制度における中核的機能を有し、地域連携ネットワークの構築に取り組む市町数」 令和 11 年度 23 市町）

(3) 福祉サービス苦情解決事業（予算額 8,582 千円）

福祉サービスに関する利用者からの苦情に適切に対応するため、助言、相談、調査若しくはあっせん又は県知事への通知を行うことにより、福祉サービスの適切な利用又は提供を支援するとともに、福祉サービスの利用者の権利を擁護する。（平成 12 年度創設）

第 5 表 相 談 状 況

（単位 件）

区 分	受 付 件 数	問 合 せ 件 数
令和 6 年度	28	400
令和 5 年度	33	599
令和 4 年度	23	361

補助額	(社福) 広島県社会福祉協議会	8,582 千円
負担割合	国 1/2、県 1/2	

(4) 地域生活定着支援事業（予算額 29,135 千円）

高齢又は障害を有するため福祉的支援が必要な執行猶予者等及び矯正施設退所予定者に対して、地域生活定着支援センターによる支援を行い、司法と福祉が連携して、社会復帰及び再犯防止を図る。（平成 22 年度創設）

(5) 広島県社会福祉協議会事業（予算額 33,211 千円）

（社福）市町社会福祉協議会と（社福）広島県社会福祉協議会が協働し実施する、小地域福祉活動の推進のための事業を支援し、地域における住民を主体とする福祉活動の推進を図る。（昭和 43 年度創設）

第 6 表（社福）広島県社会福祉協議会に対する小地域福祉活動を支援する事業補助の状況
（単位 千円）

区 分	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	負 担 割 合
小地域福祉活動の支援に係る事業 （福祉活動指導員費、活動費等）	27,583	27,583	27,583	県 10/10
	5,628	5,628	5,628	県 1/2 国 1/2
計	33,211	33,211	33,211	

(6) 広島県地域医療介護総合確保事業（予算額 36,815 千円）

地域において、認知症高齢者等を支える市民後見人の養成等を行う。（平成 27 年度創設）

第 7 表 補 助 状 況

（単位 千円）

区 分	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
権利擁護人材の担い手養成・確保事業	17,135	23,975	33,486
補助額	（社福）広島県社会福祉協議会 12,355 千円 広島市 13,579 千円 福山市 5,707 千円 三次市 1,420 千円 廿日市市 3,754 千円		
負担割合	国 2/3, 県 1/3		

4 ボランティア活動の振興（予算額 9,360 千円）

（社福）広島県社会福祉協議会が設置している広島県ボランティアセンターが実施する福祉ボランティア活動の広域的推進機能の充実を図る。（平成 6 年度創設）

○ 負担割合 国 1/2、県 1/2

(1) ボランティアセンター事業（予算額 3,160 千円）

県ボランティアセンターにボランティアコーディネーターを配置し、福祉ボランティアの相談、斡旋に努めるとともに、インターネットによる福祉ボランティア情報の発信・検索及び福祉ボランティアのための活動の場の提供を行う。（平成 9 年度創設）

(2) 災害ボランティアセンター設置運営研修等支援事業（予算額 5,000 千円）

災害ボランティアセンター支援員を配置し、（社福）市町社会福祉協議会が設置する災害ボランティアセンターの研修等に対する助言や災害支援関係者のネットワーク構築を支援する。（平成 19 年度創設）

(3) 担い手づくり・連携支援事業（予算額 1,200 千円）

被災者生活サポートボラネット（災害時に、NPO 団体や行政など関係機関と連携してボランティア活動の支援を行うためのネットワーク）について、課題別の部会を設置し災害時の支援体制を強化する。また、県・（社福）市町社会福祉協議会と大学との連携会議、（社福）市町社会福祉協議会と学生ボランティア等との連携事業を実施する。

5 老人保健福祉月間事業（予算額 8 千円）

県民の間に広く高齢者の福祉について関心と理解を深めるとともに、高齢者に自らの生活の向上に努める意欲を促すため、9月を老人保健福祉月間と定め、市町及び関係団体と協力して、諸行事を実施する。（昭和42年度創設）

第8表 老人保健福祉月間事業の実施状況

事業	事業内容
広報活動	<ul style="list-style-type: none"> ・県ホームページ等による広報 ・百歳長寿者への内閣総理大臣祝状・記念品伝達 ・関連事業の紹介

6 地域共生社会の推進（予算額 1,698,858 千円）

高齢者、障害者、子ども・子育て家庭など、制度・分野ごとの縦割りや「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や多様な主体が「丸ごと」つながる、「誰も置き去りにしない福祉のまちづくり」（地域共生社会）の実現を図る。（平成30年度創設）

(1) 地域共生社会推進事業（予算額 36,731 千円）

地域が抱えている生活課題を住民と専門職、多様な主体が連携・協働して取り組むための仕組みと土壌づくりをモデル的に実施するとともに、市町の取組を支援する。（令和2年度創設）

（単位 千円）

区分	事業内容	予算額
地域支え合いコーディネーターの育成（コーディネート機能強化研修の開催）	住民主体の地域活動への支援やアウトリーチによる生活課題の掘り起こし、支援機関のネットワーク化等を推進する担い手の育成研修を実施	755
市町の取組みを支援する体制づくり	専門支援員を配置して、モデル活動への支援や成果・課題等の検証、研修の企画・運営、市町の包括的な支援体制構築に向けた訪問等による支援を実施	9,739
県民理解の促進を図るモデル事業の実施	令和7年度実施に向け、モデル地域の選定・調整や活動計画や検証方法の設定、普及教材の作成や協力ボランティア養成研修を実施	26,237

(2) 重層的支援体制整備事業交付金（予算額 1,754,800 千円）

既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するための市町の取組（「重層的支援体制整備事業」の実施）を支援することにより、地域における重層的なセーフティネットの構築促進を図る。（令和3年度創設）

（単位 千円）

事業	事業内容	交付市町	予算額
重層的支援体制整備事業交付金 （社会福祉法第106条の9）	<p>「重層的支援体制整備事業」を構成する既存事業（下記1、2）及び新たな機能（下記3）に係る県補助金を一括交付</p> <p>【1 相談支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センター運営事業（高齢） ・障害者相談支援事業（基幹相談支援センター等機能強化事業）（障害） ・利用者支援事業（子ども） <p>【2 地域づくりに向けた支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活支援体制整備事業（高齢） ・地域介護予防活動支援事業（高齢） ・生活支援体制整備事業（地域活動支援センター機能強化事業）（障害） ・地域子育て支援拠点事業（子ども） <p>【3 新たな機能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多機関協働事業 ・アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 ・参加支援事業 	<p>広島市 呉市 竹原市 三原市 尾道市 福山市 大竹市 東広島市 廿日市市 府中町 海田町 坂町</p>	1,754,800

2 9 社会福祉法人等の指導援助

〔現況及び施策の方向〕

社会福祉法人に対してその適正な運営と円滑な社会福祉事業の経営の確保及び社会福祉施設（事業）の適正な運営の確保を図るため、運営指導及び指導監査の充実を図る。

〔事業の内容〕

1 社会福祉法人等の運営指導（予算額 15,604 千円）

法人等指導監査強化事業

社会福祉法人は、地域における社会福祉事業の主たる担い手として高い公共性を有する団体であることから、その事業が確実、効率的かつ適正に実施されるよう、経営基盤の強化及び提供する福祉サービスの質の向上及び事業経営の透明性を確保するため、運営指導及び指導監査の充実・強化を図る。

なお、会計経理及び労務管理に係る監査について、専門的知識を持つ公認会計士及び社会保険労務士を非常勤特別職に任命し、実地にて指導監査を実施することにより、指導水準の向上を図る。

第1表 指導監査（実地）の実施状況

（単位 所、％）

区 分	社会福祉法人			社会福祉施設		
	対象数	実施数	実施率	対象数	実施数	実施率
令和6年度	64	19	29.6	316	214	67.7
令和5年度	64	22	34.3	315	173	54.9
令和4年度	65	23	35.4	308	172	55.8

2 民間社会福祉施設運営基盤の充実（予算額 635,779 千円）

民間社会福祉施設職員等退職手当共済事業の助成

社会福祉施設職員等退職手当共済法（昭和36年法律第155号）に基づき、独立行政法人福祉医療機構が実施している退職手当共済事業について必要経費の3分の1を助成する。（昭和36年度創設）

第2表 独立行政法人福祉医療機構に対する補助の状況

（単位 所、人、円、千円）

区 分	加入施設数	加入職員数	1人当たりの補助単価	補助額
令和6年度	1,484	11,958	50,700	606,271
令和5年度	1,485	12,214	48,770	595,677
令和4年度	1,481	12,451	43,400	540,373

（注）広島市、呉市及び福山市を含む。

〔負担割合 国1/3、県1/3、共済契約者1/3〕

3 高齢者福祉保健施設の整備（予算額 1,851,968 千円）

(1) 広域型介護保険施設等の整備

高齢者の個性やプライバシーを重視した「個人の自立を尊重したケア」を目指し、「第9期ひろしま高齢者プラン」に基づき、高齢者福祉保健施設の個室・ユニット化を進めるなど、生活環境の向上を推進する。

(2) 地域密着型介護保険施設等の整備（予算額 1,195,904 千円）

法人等が設置する小規模介護施設等の整備等に要する経費等を補助することにより、介護施設等の整備促進を図るとともに、介護施設入所者の安全・安心を確保する。（平成27年度創設）

事業名	事業内容														
地域密着型サービス等整備助成事業	<p>小規模介護施設等の整備に対する補助（県 10/10） 新たな小規模介護施設等を設置する経費に対して、施設種別の配分基礎単価に応じ補助する。補助形態（県⇒市町⇒法人等）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象施設</th> <th>配分基礎単価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地域密着型特別養護老人ホーム、併設ショートステイ</td> <td>5,280 千円×整備床数</td> </tr> <tr> <td>小規模多機能型居宅介護事業所</td> <td>39,600 千円/一施設</td> </tr> <tr> <td>認知症高齢者グループホーム</td> <td>39,600 千円/一施設</td> </tr> <tr> <td>定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所</td> <td>7,000 千円/一施設</td> </tr> <tr> <td>看護小規模多機能型居宅介護事業所</td> <td>39,600 千円/一施設</td> </tr> </tbody> </table>	対象施設	配分基礎単価	地域密着型特別養護老人ホーム、併設ショートステイ	5,280 千円×整備床数	小規模多機能型居宅介護事業所	39,600 千円/一施設	認知症高齢者グループホーム	39,600 千円/一施設	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	7,000 千円/一施設	看護小規模多機能型居宅介護事業所	39,600 千円/一施設		
対象施設	配分基礎単価														
地域密着型特別養護老人ホーム、併設ショートステイ	5,280 千円×整備床数														
小規模多機能型居宅介護事業所	39,600 千円/一施設														
認知症高齢者グループホーム	39,600 千円/一施設														
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	7,000 千円/一施設														
看護小規模多機能型居宅介護事業所	39,600 千円/一施設														
介護施設等の整備（創設）にあわせて行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備支援事業	<p>広域型施設の大規模修繕・耐震化整備に対する補助（県 10/10） 介護計画で定める施設を創設する条件の下に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備事業経費に対して、配分基礎単価に応じ補助する。補助形態（県⇒市町⇒法人等）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象施設</th> <th>配分基礎単価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>広域型老人保健施設、ケアハウス（定員 30 人以上）等</td> <td>1,330 千円×定員数</td> </tr> </tbody> </table>	対象施設	配分基礎単価	広域型老人保健施設、ケアハウス（定員 30 人以上）等	1,330 千円×定員数										
対象施設	配分基礎単価														
広域型老人保健施設、ケアハウス（定員 30 人以上）等	1,330 千円×定員数														
介護施設等の施設開設準備経費等支援事業	<p>介護施設等の開設準備経費に対する補助（県 10/10） 新たな介護施設等を設置する場合等に、円滑な開設を図るため、開設準備に要する経費を、次の配分基礎単価により補助する。補助形態（県⇒市町⇒法人等）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象施設</th> <th>配分基礎単価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特別養護老人ホーム、併設ショートステイ</td> <td>784 千円×定員数</td> </tr> <tr> <td>地域密着型特別養護老人ホーム、併設ショートステイ</td> <td>784 千円×定員数</td> </tr> <tr> <td>小規模多機能型居宅介護事業所</td> <td>784 千円×宿泊定員数</td> </tr> <tr> <td>看護小規模多機能型居宅介護事業所</td> <td>784 千円×宿泊定員数</td> </tr> <tr> <td>認知症高齢者グループホーム</td> <td>784 千円×定員数</td> </tr> <tr> <td>定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所</td> <td>13,280 千円/一施設</td> </tr> </tbody> </table>	対象施設	配分基礎単価	特別養護老人ホーム、併設ショートステイ	784 千円×定員数	地域密着型特別養護老人ホーム、併設ショートステイ	784 千円×定員数	小規模多機能型居宅介護事業所	784 千円×宿泊定員数	看護小規模多機能型居宅介護事業所	784 千円×宿泊定員数	認知症高齢者グループホーム	784 千円×定員数	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	13,280 千円/一施設
対象施設	配分基礎単価														
特別養護老人ホーム、併設ショートステイ	784 千円×定員数														
地域密着型特別養護老人ホーム、併設ショートステイ	784 千円×定員数														
小規模多機能型居宅介護事業所	784 千円×宿泊定員数														
看護小規模多機能型居宅介護事業所	784 千円×宿泊定員数														
認知症高齢者グループホーム	784 千円×定員数														
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	13,280 千円/一施設														
大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ICTの導入支援事業	<p>既存の介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ICTの導入事業に対する補助（県 10/10） 次の配分基礎単価により補助する。補助形態（県⇒市町⇒法人等）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象施設</th> <th>配分基礎単価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、認知症高齢者グループホーム等</td> <td>300 千円×定員数</td> </tr> </tbody> </table>	対象施設	配分基礎単価	特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、認知症高齢者グループホーム等	300 千円×定員数										
対象施設	配分基礎単価														
特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、認知症高齢者グループホーム等	300 千円×定員数														
介護予防拠点における防災意識啓発の取組支援事業	<p>介護予防・健康づくり・防災に対する意識共有を図るために必要な備品購入費、出前授業の講師謝金等に対する補助（県 10/10） 次の配分基礎単価により補助する。補助形態（県⇒市町⇒法人等）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象施設</th> <th>配分基礎単価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>介護予防拠点</td> <td>118 千円×施設数</td> </tr> </tbody> </table>	対象施設	配分基礎単価	介護予防拠点	118 千円×施設数										
対象施設	配分基礎単価														
介護予防拠点	118 千円×施設数														
介護施設等における看取り環境整備事業	<p>介護施設等における看取り環境を整備する事業に対する補助 介護施設等における看取り対応のため、看取り及び家族等の宿泊のための個室の確保を目的として行う施設改修に対する補助（県 10/10） 次の配分基礎単価により補助する。補助形態（県⇒市町⇒法人等）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象施設</th> <th>配分基礎単価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特別養護老人ホーム、介護老人保健施設等</td> <td>4,130 千円/一施設</td> </tr> </tbody> </table>	対象施設	配分基礎単価	特別養護老人ホーム、介護老人保健施設等	4,130 千円/一施設										
対象施設	配分基礎単価														
特別養護老人ホーム、介護老人保健施設等	4,130 千円/一施設														
簡易陰圧装置設置経費支援事業	<p>介護施設等における簡易陰圧装置設置経費に対する補助 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、陰圧装置設置に係る経費に対する補助（県 10/10） 次の配分基礎単価により補助する。補助形態（県⇒市町⇒法人等）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象施設</th> <th>配分基礎単価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>介護保険施設、養護老人ホーム等</td> <td>5,100 千円/台 (定員数を上限)</td> </tr> </tbody> </table>	対象施設	配分基礎単価	介護保険施設、養護老人ホーム等	5,100 千円/台 (定員数を上限)										
対象施設	配分基礎単価														
介護保険施設、養護老人ホーム等	5,100 千円/台 (定員数を上限)														

事業名	事業内容	
ゾーニング環境等の整備に係る経費支援事業	ゾーニング環境等の整備経費に対する補助 介護施設等における感染防止のためのゾーニング環境等の整備経費に対する補助 (県1/3) 次の配分基礎単価により補助する。補助形態(県⇒市町⇒法人等)	
	対象施設	配分基礎単価
	広域型特別養護老人ホーム、併設ショートステイ等	ユニット型施設での玄関室設置 1,180千円/1か所 従来型個室・多床室のゾーニング 7,070千円/1か所 家族面会室 4,130千円/1施設・事業所
介護職員の宿舎施設整備事業	介護職員の宿舎施設を整備する事業に対する補助 介護施設等の事業者が当該施設に勤務する職員のために宿舎を整備する経費に対する補助(県1/3) 次の配分基礎単価により補助する。補助形態(県⇒市町⇒法人等)	
	対象施設	配分基礎単価
	特別養護老人ホーム、認知症高齢者グループホーム、介護医療院等	整備費用の3分の1(介護職員1定員当たりの延べ床面積33㎡を上限とする。)

(3) 軽費老人ホームの運営(予算額 656,064千円)

60歳以上で、自炊ができない程度の身体機能の低下や高齢のため独立して生活するには不安がある人などを対象とした入所施設である軽費老人ホームについて、その運営費を助成する。

第3表 軽費老人ホーム運営費補助金の状況

(単位 人、円)

施設種別	令和6年度		令和7年度	
	定員	決算額	定員	予算額
軽費老人ホーム	1,084	619,377,000	1,084	656,064,000

(注) 広島市、呉市及び福山市を除く。

第4表 高齢者福祉保健施設整備目標数

(単位 人)

区分	令和5年度末整備数	令和6-8年度整備予定数	療養病床からの転換を除く整備予定数	令和6年度整備数	令和8年度末整備目標数
養護老人ホーム	1,788	0	0	0	1,788
特別養護老人ホーム	14,196	257	257	165	14,453
軽費老人ホーム	2,341	0	0	0	2,341
介護老人保健施設	8,642	0	0	0	8,642
介護医療院	2,373	52	0	0	2,425
合計	29,340	309	257	165	29,649

(注) 広島市、呉市及び福山市分を含む。

4 高齢者虐待予防対策の推進

平成18年4月に高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律が施行されたことに伴い、法の趣旨等を県民、事業者、関係団体、市町等に対し、普及啓発を図る。

また、虐待防止施策に反映させるため、県内の高齢者虐待の状況を把握するとともに、集計結果を公表する。

県内23市町が「高齢者虐待防止ネットワーク会議」を設置して虐待防止対策に組織的に取り組んでおり、引き続き、市町及び関係団体とも連携し、高齢者虐待の防止、養護者の支援に努める。

5 介護サービスの質の確保・向上（予算額 45,194 千円）

(1) 介護保険サービス適正利用推進事業（予算額 3,101 千円）

介護保険サービスに係る相談や苦情に対する市町の体制強化を図るため、市町の苦情処理担当者の研修等を実施して、介護サービスの適正利用を推進し、適切な介護サービスを確保する。（平成 23 年度創設）

(2) 事業者の指定・指導（予算額 28,465 千円）

介護サービス、介護予防サービスを提供する事業者（施設）の指定・開設許可を行うとともに、指導監査を実施する。（平成 12 年度創設）

第 5 表 指定事業者数

サービス区分	指定件数
居宅サービス事業所	3,239
介護予防サービス事業所	1,839
介護保険施設	348
計	5,426

(注) 1 保険医療機関や保険薬局のみなし指定事業所については、「(介護予防) 通所リハビリテーション」、「(介護予防) 短期入所療養介護」以外は計上していない。

(注) 2 令和 7 年 4 月 1 日現在の数値による。

(注) 3 指定権限が移譲されている広島市、福山市、呉市、三次市に所在する事業所も含む。

(注) 4 居宅介護支援、介護予防支援、地域密着型サービス及び総合事業のサービスを除く。

(3) 介護サービス事業管理システム運営（予算額 9,046 千円）

介護保険事業者情報管理システム等を運営し、指定・指導等の事業者情報を一元的に管理するとともに、市町との情報ネットワークによる共有化により介護保険事業者の適正かつ効果的な指定・指導事務の体制を確保する。（平成 19 年度新規改編）

項目	内容
介護保険事業者の情報管理	<ul style="list-style-type: none"> ・開設者情報・事業所情報・報酬情報（加算情報）等の入力・管理、新規指定事業者の事業所番号付番 ・指導・監査情報等の管理
関係システムへの情報連携	次の関係システムへ情報を提供 <ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険団体連合会システム ・介護支援専門員管理システム
市町オンラインネットワーク化事業	<ul style="list-style-type: none"> ・県と市町を情報ネットワークで結び事業者情報を共有化

(4) 介護サービス情報公表制度事業（予算額 4,582 千円）

介護保険法に基づく制度の円滑な運営、介護サービス情報の利用促進及び介護サービスの質の向上を図るため、介護サービス事業者の介護サービス情報をインターネットで公表する。

また、必要に応じて、介護保険事業者に対して、公表に係る調査を実施する。（平成 18 年度創設）

30 生活援護

〔現況及び施策の方向〕

県内の生活保護の動向は、被保護世帯数、被保護人員ともに昭和 58 年度をピークに減少し、平成 5 年度を底に、その後、微増傾向で推移してきた。平成 10 年度後半からは都市部を中心に顕著な増加傾向を示していたが、平成 25 年度より減少に転じた。

また、世帯類型別被保護世帯数の構成比については、傷病・障害者世帯と高齢者世帯の合計が総数の約 8 割を占めている。

今後とも、関係機関との連携を図り、被保護世帯の自立援助対策の推進に努める。

第 1 表 被保護世帯・人員・保護率（1 か月平均）の状況

(単位 世帯、人、%)

区 分	世帯数	人 員	保 護 率						
			全国	県 分	広島市	呉市	福山市	県総計	
令 和 5 年 度	県 分	5,679	7,226	16.2	8.1	19.4	15.6	13.0	14.2
	広島市分	18,240	22,964						
	呉市分	2,620	3,225						
	福山市分	4,709	5,892						
	計	31,248	39,307						
令 和 4 年 度	県 分	5,703	7,258	16.2	8.0	19.5	15.4	13.0	14.3
	広島市分	18,344	23,252						
	呉市分	2,638	3,236						
	福山市分	4,709	5,929						
	計	31,394	39,675						
令 和 3 年 度	県 分	5,680	7,260	16.2	8.0	19.7	15.6	13.2	14.4
	広島市分	18,430	23,553						
	呉市分	2,692	3,333						
	福山市分	4,754	6,027						
	計	31,556	40,173						

(注) 保護停止中を含む。

第2表 世帯類型別世帯数（1か月平均）の状況

(単位 世帯、%)

区 分		高齢者世帯	母子世帯	傷病 世 帯	障害者 世 帯	その他の 世 帯	計
令和 5年度	県 分	2,937	268	1,576		867	5,649
		(52.0)	(4.7)	(27.9)		(15.3)	(100.0)
	広島市分	8,973	910	5,709		2,576	18,168
		(49.4)	(5.0)	(31.4)		(14.2)	(100.0)
	呉市分	1,453	90	592		455	2,590
		(56.1)	(3.5)	(22.8)		(17.6)	(100.0)
福山市分	2,678	197	1,370		451	4,696	
	(57.0)	(4.2)	(29.2)		(9.6)	(100.0)	
計	16,041	1,465	9,247		4,349	31,102	
	(51.6)	(4.7)	(29.7)		(14.0)	(100.0)	
令和 4年度	県 分	2,999	253	1,553		860	5,665
		(52.9)	(4.5)	(27.4)		(15.2)	(100.0)
	広島市分	8,994	1,005	5,665		2,606	18,270
	(49.2)	(5.5)	(31.0)		(14.3)	(100.0)	
	呉市分	1,473	88	573		472	2,606
(56.5)	(3.4)	(22.0)		(18.1)	(100.0)		
福山市分	2,664	201	1,391		436	4,692	
(56.8)	(4.3)	(29.6)		(9.3)	(100.0)		
計	16,130	1,547	9,182		4,374	31,233	
	(51.6)	(5.0)	(29.4)		(14.0)	(100.0)	
令和 3年度	県 分	2,996	260	1,564		823	5,643
		(53.1)	(4.6)	(27.7)		(14.6)	(100.0)
	広島市分	8,983	1,080	5,599		2,698	18,360
	(48.9)	(5.9)	(30.5)		(14.7)	(100.0)	
	呉市分	1,507	99	579		486	2,671
(56.4)	(3.7)	(21.7)		(18.2)	(100.0)		
福山市分	2,703	204	1,406		430	4,743	
(57.0)	(4.3)	(29.6)		(9.1)	(100.0)		
計	16,189	1,643	9,148		4,437	31,417	
	(51.1)	(5.2)	(29.1)		(14.1)	(100.0)	

(注) 1 保護停止中は含まない。

2 ()内は、構成割合である。

〔事業の内容〕

1 生活保護事業の推進（予算額 284,804 千円）

(1) 最低限度の生活の保障（予算額 260,832 千円）

ア 公的扶助の実施

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）に基づき、国が生活に困窮する全ての国民に対し、その困窮の程度に応じ必要な保護（生活・住宅・教育・医療・介護・出産・生業・葬祭扶助）を行い最低限度の生活を保障するとともに、その自立援助に努める。（昭和 25 年度創設）

第 3 表 扶助の状況

扶助別人員の状況（1 か月平均）

（単位 人、％）

区 分		生活	教育	住 宅	介 護	医 療	出 産	生 業	葬 祭	被保護人員
令和 5 年度	県 分	6,164 (85.3)	400 (5.5)	5,534 (76.6)	1,255 (17.4)	6,284 (87.0)	1 (0.0)	134 (1.9)	12 (0.2)	7,226
	広島市分	19,421 (84.6)	1,196 (5.2)	20,475 (89.2)	3,622 (15.8)	17,146 (74.7)	3 (0.0)	493 (2.1)	53 (0.2)	22,964
	呉市分	2,646 (82.0)	133 (4.1)	2,459 (76.2)	510 (15.8)	2,682 (83.2)	1 (0.0)	46 (1.4)	10 (0.3)	3,225
	福山市分	4,980 (84.5)	242 (4.1)	5,176 (87.9)	1,328 (22.5)	4,986 (84.6)	0 (0.0)	104 (1.8)	4 (0.1)	5,892
	計	33,211 (84.5)	1,970 (5.0)	33,643 (85.6)	6,715 (17.1)	31,099 (79.1)	5 (0.0)	777 (2.0)	78 (0.2)	39,307
令和 4 年度	県 分	6,200 (85.4)	389 (5.4)	5,507 (75.9)	1,246 (17.2)	6,292 (86.7)	1 (0.0)	137 (1.9)	11 (0.2)	7,258
	広島市分	19,880 (85.5)	1,297 (5.6)	20,807 (89.5)	3,583 (15.4)	17,060 (73.4)	3 (0.0)	525 (2.3)	47 (0.2)	23,252
	呉市分	2,679 (82.8)	129 (4.0)	2,497 (77.2)	491 (15.2)	2,705 (83.6)	0 (0.0)	52 (1.6)	5 (0.2)	3,236
	福山市分	5,037 (85.0)	241 (4.1)	5,218 (88.0)	1,311 (22.1)	4,993 (84.2)	0 (0.0)	112 (1.9)	5 (0.1)	5,929
	計	33,796 (85.2)	2,056 (5.2)	34,029 (85.8)	6,631 (16.7)	31,050 (78.3)	4 (0.0)	826 (2.1)	68 (0.2)	39,675
令和 3 年度	県 分	6,227 (85.8)	393 (5.4)	5,474 (75.4)	1,225 (16.9)	6,251 (86.1)	1 (0.0)	150 (2.1)	10 (0.1)	7,260
	広島市分	20,275 (86.1)	1,369 (5.8)	21,110 (89.6)	3,597 (15.3)	17,192 (73.0)	4 (0.0)	551 (2.3)	44 (0.2)	23,553
	呉市分	2,787 (83.6)	144 (4.3)	2,599 (78.0)	499 (15.0)	2,783 (83.5)	0 (0.0)	60 (1.8)	8 (0.2)	3,333
	福山市分	5,133 (85.2)	271 (4.5)	5,297 (87.9)	1,320 (21.9)	5,042 (83.7)	1 (0.0)	112 (1.9)	4 (0.1)	6,027
	計	34,422 (85.7)	2,177 (5.4)	34,480 (85.8)	6,641 (16.5)	31,268 (77.8)	6 (0.0)	873 (2.2)	66 (0.2)	40,173

(注) 1 複数の扶助を受給している場合は、それぞれに計上している。
 2 保護停止中を含む。
 3 () 内は、各扶助ごとの受給割合である。

扶助別扶助費の状況

(単位 千円、%)

区分	生活	教育	住宅	介護	医療	出産	生業	葬祭	合計	
令和5年度	県分	3,265,825 (26.9)	46,233 (0.4)	1,427,143 (11.7)	251,261 (2.1)	7,114,860 (58.5)	3,028 (0.0)	27,041 (0.2)	25,236 (0.2)	12,160,630 (100.0)
	広島市分	11,426,145 (28.9)	135,909 (0.3)	7,127,040 (18.0)	793,361 (2.0)	19,824,405 (50.2)	14,060 (0.0)	83,898 (0.2)	121,734 (0.3)	39,526,557 (100.0)
	呉市分	1,576,916 (28.8)	14,512 (0.3)	695,705 (12.7)	89,654 (1.6)	3,071,218 (56.0)	2,479 (0.0)	9,596 (0.2)	24,459 (0.4)	5,484,544 (100.0)
	福山市分	2,714,330 (28.4)	30,391 (0.3)	1,540,867 (16.1)	261,737 (2.7)	4,979,629 (52.1)	1,458 (0.0)	13,969 (0.1)	20,697 (0.2)	9,563,081 (100.0)
	計	18,983,217 (28.4)	227,047 (0.3)	10,790,757 (16.2)	1,396,014 (2.1)	34,990,114 (52.4)	21,027 (0.0)	134,506 (0.2)	192,128 (0.3)	66,734,815 (100.0)
令和4年度	県分	3,069,686 (26.8)	44,202 (0.4)	1,429,363 (12.5)	237,297 (2.1)	6,621,181 (57.8)	4,713 (0.0)	26,039 (0.2)	24,074 (0.2)	11,456,555 (100.0)
	広島市分	11,390,340 (29.8)	145,053 (0.4)	7,192,194 (18.8)	737,113 (1.9)	18,528,785 (48.5)	18,779 (0.0)	90,069 (0.2)	112,139 (0.3)	38,214,472 (100.0)
	呉市分	1,500,131 (28.0)	13,688 (0.3)	702,727 (13.1)	84,832 (1.6)	3,033,853 (56.6)	1,287 (0.0)	10,868 (0.2)	14,954 (0.3)	5,362,340 (100.0)
	福山市分	2,680,030 (28.6)	30,827 (0.3)	1,551,103 (16.5)	256,828 (2.7)	4,828,310 (51.4)	1,517 (0.0)	16,923 (0.2)	20,736 (0.2)	9,386,274 (100.0)
	計	18,640,187 (28.9)	233,770 (0.4)	10,875,387 (16.9)	1,316,070 (2.0)	33,012,129 (51.2)	26,296 (0.0)	143,899 (0.2)	171,903 (0.3)	64,419,641 (100.0)
令和3年度	県分	3,087,154 (26.5)	44,732 (0.4)	1,411,369 (12.1)	222,420 (1.9)	6,830,343 (58.6)	4,203 (0.0)	28,668 (0.2)	22,062 (0.2)	11,650,951 (100.0)
	広島市分	11,567,057 (29.9)	145,480 (0.4)	7,263,347 (18.8)	718,054 (1.9)	18,741,211 (48.5)	18,426 (0.0)	88,503 (0.2)	111,176 (0.3)	38,653,254 (100.0)
	呉市分	1,541,099 (28.1)	15,617 (0.3)	719,780 (13.1)	98,254 (1.8)	3,078,165 (56.1)	1,529 (0.0)	12,203 (0.2)	19,880 (0.4)	5,486,527 (100.0)
	福山市分	2,726,782 (28.5)	33,552 (0.4)	1,555,192 (16.3)	259,461 (2.7)	4,944,165 (51.8)	2,724 (0.0)	15,248 (0.2)	14,560 (0.2)	9,551,684 (100.0)
	計	18,922,092 (29.0)	239,381 (0.4)	10,949,688 (16.8)	1,298,189 (2.0)	33,593,884 (51.4)	26,882 (0.0)	144,622 (0.2)	167,678 (0.3)	65,342,416 (100.0)

(注) 1 数値は、年度内の累計額である。 [負担割合 国3/4、県1/4(市町1/4)]
 2 就労自立給付金及び進学準備給付金は、生活扶助に計上している。
 3 ()内は、各扶助ごとの構成割合である。

イ 指定医療機関制度による医療の確保

生活保護患者の医療の確保を図るため、医療機関を指定して治療の委託を行っている。

第4表 指定医療機関の状況 (令和7年4月1日現在)

(単位 所)

区分	医科	歯科	調剤	計	
生活保護法定指	県分	701	424	504	1,629
	広島市分	1,089	575	644	2,308
	呉市分	196	125	135	456
	福山市分	319	203	240	762
	計	2,305	1,327	1,523	5,155

ウ 指定介護機関制度による介護の確保

要介護状態等にある被保護者の介護の確保を図るため、指定介護機関に委託して介護サービスの提供を行っている。介護サービス事業所等が介護保険法による指定・許可を受けることで、生活保護法の介護機関の指定を受けたとみなされる。

エ 保護施設への入所

第5表 保護施設への入所状況（令和7年3月末日現在）

（単位 人）

区 分	施 設 名	定員	入 所 人 員					計
			県 分	広島市分	呉市分	福山市分	県外分	
救 護 施 設	呉 広 風 園	55	14	10	27	1	1	53
	みつぎ清風園	100	63	5	0	25	1	94
	救 護 院	60	7	50	1	0	2	60
医療保護施設	府中みくまり病院	317						
	済生会呉病院	150						

(2) 運営指導の充実（予算額 23,972 千円）

ア 事務監査の実施

市町福祉事務所（広島市を除く。）の事務監査を行い、生活保護事業の適正、かつ、効率的な運営が確保されるよう努める。（昭和27年度創設）

第6表 福祉事務所監査の実施状況

（単位 所、%）

区 分	対象箇所	一般監査	実施率	特別監査	巡回指導	特別指導 監 査
令和7年度（予定）	22	22	100.0	1	—	1
令和6年度	22	22	100.0	1	—	1
平成5年度	22	22	100.0	1	—	1

（注）広島市を除く。

イ 指定医療、介護機関の指導

指定医療、介護機関を実地指導することによって、医療、介護扶助の適正な実施に努める。（昭和27年度創設）

2 生活困窮者の自立の促進（予算額 1,453 千円）

(1) 生活困窮者への支援

生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）に基づき、生活困窮者自立相談支援事業の実施、生活困窮者住居確保給付金の支給その他の措置を講じ、生活困窮者の自立の促進を図る。

第7表 任意事業の実施状況（令和7年度予定）

（単位 実施自治体数）

区 分	就労準備支援事業	居住支援事業 （一時生活支援事業 からR7改称）	家計改善支援事業	子どもの学習・ 生活支援事業	その他生活困窮者の 自立の促進を図る ために必要な事業
県 分	11	7	17	11	2
広島市分	1	1	1	1	1
呉市分	1	1	1	1	1
福山市分	1	—	1	1	—
計	14	9	20	14	4

(2) 生活困窮者就労訓練事業者の認定

雇用による就業を継続していくことが困難な生活困窮者に対し、就労の機会を提供する事業者を認定する。

第8表 生活困窮者就労訓練事業者の認定状況

(単位 件)

区 分	件 数
県 分	10
広島市分	16
呉 市 分	5
福山市分	13

(注) 令和6年度末現在

3 行旅病人及び行旅死亡人の援護（予算額 684千円）

市町が、行旅病人及び行旅死亡人取扱法（明治32年法律第93号）に基づき引取者のない行旅死亡人等の援護を行った場合に、その費用を行旅病人、行旅死亡人等の援護及び取扱の費用弁償に関する規則（昭和33年広島県規則第11号）によって県が負担（広島市、呉市及び福山市を除く。）する。

（昭和33年度創設）

第9表 行旅病人及び行旅死亡人の援護状況

(単位 件、円)

区 分	件 数	費用負担額
令和7年度(予定)	3	684,000
令和6年度	1	86,492
令和5年度	2	158,842

(注) 広島市、呉市及び福山市を除く。

[負担割合 10/10]

4 自立更生のための資金援助（予算額 27,521千円）

(1) 生活福祉資金の貸付

低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯に対して、経済的な自立、生活環境の改善、在宅福祉や社会参加の促進等を図るため生活福祉資金を貸し付け、当該世帯の生活の安定を促進する。（昭和30年度創設）

- 実施主体 （社福）広島県社会福祉協議会
- 貸付種別、貸付限度額等 参考資料「健康福祉局関係の資金貸付制度一覧表」のとおり

第10表 生活福祉資金の貸付状況

(単位 件、千円)

資金の種類	令和4年度				令和5年度				令和6年度				
	貸付申込		貸付申込		貸付申込		貸付決定		貸付申込		貸付決定		
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
総合支援資金	生活支援費	2	606	1	300	4	1,049	4	1,049	0	0	0	0
	住宅入居費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	一時生活再建費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福祉資金	福祉費	26	3,840	27	4,992	29	7,543	27	6,438	26	2,593	23	2,024
	緊急小口資金	40	2,010	36	1,595	36	2,260	37	2,360	24	1,835	15	1,036
教育支援資金	教育支援費	7	2,868	8	3,108	10	3,633	10	3,633	10	3,549	8	2,406
	就学支度費	10	4,331	10	4,331	15	5,283	15	5,283	11	4,931	9	4,279
不動産担保型生活資金	不動産担保型生活資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	要保護世帯向け不動産担保型生活資金	0	0	0	0	0	0	0	0	4	50,974	4	50,974
計	85	13,655	82	14,326	95	19,868	94	18,863	75	63,882	59	60,719	

(注) 広島市、福山市及び呉市を含む。

(単位 件、千円)

資金の種類		令和6年度			
		貸付申込		貸付決定	
		件数	金額	件数	金額
生活 福祉資金 特例貸付	緊急小口資金	0	0	0	0
	福祉費	0	0	0	0
	総合支援資金(延長)	0	0	0	0
	総合支援資金(再貸付)	0	0	0	0
計		0	0	0	0

(注) 広島市、福山市及び呉市を含む。

(2) 緊急生活安定資金の貸付

低所得世帯が緊急に必要とする資金の貸付事業を実施する(社福)広島県社会福祉協議会(貸付償還業務は、市区町社会福祉協議会で実施。)に対し貸付原資を貸し付け、低所得世帯の生活の安定を図る。(昭和53年度創設)

- 貸付限度額等 参考資料「健康福祉局関係の資金貸付制度一覧表」のとおり

第11表 緊急生活安定資金の貸付状況

(単位 件、円)

区 分	貸 付 申 込		貸 付 決 定		原 資 総 額
	件 数	金 額	件 数	金 額	
令和6年度	28	868,058	28	868,058	50,000,000
令和5年度	37	1,406,400	37	1,406,400	50,000,000
令和4年度	33	1,193,500	33	1,193,500	50,000,000

(注) 広島市、福山市及び呉市を含む。

(3) 臨時特例つなぎ資金の貸付

離職者を支援するための公的給付制度又は公的貸付制度を申請している住居のない離職者に対して、当該給付金等が交付されるまでの当面の生活費を貸し付け、自立の支援を図る。(平成21年度創設)

- 実施主体 (社福) 広島県社会福祉協議会
- 貸付限度額等 参考資料「健康福祉局関係の資金貸付制度一覧表」のとおり

第12表 臨時特例つなぎ資金の貸付状況

(単位 件、円)

区 分	貸 付 申 込		貸 付 決 定	
	件 数	金 額	件 数	金 額
令和6年度	0	0	0	0
令和5年度	0	0	0	0
令和4年度	1	40,000	1	40,000

(注) 1 広島市、福山市及び呉市を含む。
2 平成21年10月1日受付開始。

3 1 戦傷病者戦没者遺族等援護

〔現況及び施策の方向〕

援護行政は、戦後間もない時期は引揚援護業務が主であったが、現在では、軍人、軍属等の戦傷病者及び戦没者遺族等の援護を中心に、戦没者慰霊事業、中国残留邦人等の援護及び旧軍人等に係る恩給等の進達に関する業務などを行っている。

〔事業の内容〕

1 戦没者遺族等の援護（予算額 29,880 千円）

(1) 公務扶助料、遺族年金等の給付

戦没者遺族に対し、恩給法（昭和 28 年復活）、旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律（昭和 31 年度創設）及び戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和 27 年度創設）に基づいて給付される公務扶助料及び遺族年金等に関する事務を処理する。

第 1 表 戦没者遺族等援護給付金の処理状況

(単位 件)

区 分	令和 4 年度までの処理数	令和 5 年度処理数	令和 6 年度処理数	摘 要
公務扶助料 (特例扶助料を含む。)	54,824	0	0	総務大臣裁定
遺族年金 (遺族一時金等を含む。)	59,989	0	0	厚生労働大臣裁定
遺族給与金 (遺族一時金等を含む。)	12,949	3	3	〃
弔 慰 金	75,709	1	0	〃

第 2 表 戦没者遺族等援護の概要

(令和 7 年 4 月 1 日現在)

援 護 の 種 類	対象戦没者	死亡の原因	遺 族 要 件	金額 (年額)	
恩 給 法 等	公務扶助料 (昭和 28 年 8 月創設)	軍人、準軍属、軍 属 (判任官以上)	○公務死亡	戦没者の死亡当時、死亡者 と同一戸籍にあった遺族 (配偶者、子、父母、祖父母)	2,058,300 円
	増加非公死扶助料 (昭和 28 年 8 月創設)	〃	○増加恩給受給者の平病死亡	〃	1,646,500 円
	特 例 扶 助 料 (昭和 32 年 1 月創設)	〃	○昭和 16 年 12 月 8 日以後の 内地等勤務関連死亡	〃	1,646,500 円
	傷病者遺族特別年金 (昭和 51 年 7 月創設)	〃	○傷病年金 (1～4 款症)、特 例傷病恩給 (1 款症以上) 受 給者の平病死亡	〃	582,800 円
			○特例傷病恩給 (2～5 款症) 受給者の平病死亡	〃	476,900 円
戦 傷 病 者 戦 没 者 遺 族 等 援 護 法	遺 族 年 金 (昭和 27 年 4 月創設)	軍人、準軍人、文 官、軍属	○公務死亡	戦没者の死亡当時、死亡者 と生計同一、生計依存の関 係にあった遺族(配偶者、 子、父母、孫、祖父母等)	2,058,300 円
		〃	○勤務関連死亡	〃	1,615,000 円
		〃	○障害年金受給者 (1 款症以 上) の平病死亡	〃	1,646,500 円
		〃	○公務傷病併発疾病死亡等	〃	476,000 円
		〃	○勤務関連傷病併発疾病死亡等	〃	349,800 円
	障害者遺族特例年金 (昭和 51 年 7 月創設)	〃	○障害年金 (2～5 款症)、特 例障害年金 (1 款症以上) 受 給者の平病死亡	〃	582,800 円
			○特例障害年金 (2～5 款症) 受給者の平病死亡	〃	476,900 円

援護の種類	対象戦没者	死亡の原因	遺族要件	金額(年額)	
戦傷病者戦没者遺族等援護法	遺族給与金 (昭和34年1月創設)	準軍属(被徴用者、動員学徒、国民義勇隊等)	○遺族年金に同じ	戦没者の死亡当時、死亡者と生計同一、生計依存の関係にあった遺族(配偶者、子、父母、孫、祖父母等)	遺族年金に同じ
	障害者遺族特例給与金 (昭和51年7月創設)	〃	○障害者遺族特例年金に同じ	〃	障害者遺族特例年金に同じ
	特設年金 (昭和52年11月創設)	遺族年金に同じ	○公務傷病併発疾病死亡等	〃	476,900円
	特設年金 (昭和56年1月創設)	〃	○勤務関連傷病併発疾病死亡等	〃	349,800円
	特設給与金 (昭和52年11月創設)	遺族給与金に同じ	○公務傷病併発疾病死亡等	〃	476,900円
	特設給与金 (昭和56年1月創設)	〃	○勤務関連傷病併発疾病死亡等	〃	349,800円
	弔慰金 (昭和27年4月創設)	軍人、準軍人、文官、軍属、準軍属	○公務死亡 ○勤務関連死亡	戦没者の遺族(三親等内の親族)	50,000円 (一時金国債)

(注) 弔慰金は、昭和12年7月7日以後の受傷り病で、昭和16年12月8日以後の死亡に限る。

(2) 特別弔慰金、特別給付金の給付(予算額18,375千円)

戦没者等の遺族に対し、各支給法に基づいて給付(国債)される次の給付金等に関する事務を処理する。

第3表 特別弔慰金・特別給付金給付の処理状況

(単位 件)

区分	令和4年度までの処理数	令和5年度処理数	令和6年度処理数	
戦没者等の遺族に対する特別弔慰金	初回	26,121	0	0
	二・三回	38,368	0	0
	四回	43,897	0	0
	五回	3,209	0	0
	六回	48,384	0	0
	七回	2,863	0	0
	八回	45,798	0	0
	九回	2,113	0	0
	十回	36,377	0	0
	十一回	29,264	1,048	4
	戦没者等の妻に対する特別給付金	初回	18,572	0
継続		17,207	0	0
再継続		15,262	0	0
再々継続		11,526	0	0
4回目継続		6,705	0	0
5回目継続		2,061	0	0
6回目継続	—	113	3	
戦没者の父母等に対する特別給付金	初回	938	0	0
	継続	775	0	0
	再継続	600	0	0
	再々継続	440	0	0
	4回目	249	0	0
	5回目	141	0	0
	6回目	54	0	0
	7回目	20	0	0
	8回目	11	0	0
9回目	4	0	0	

(3) 戦没者慰霊行事の実施

ア 戦没者慰霊祭等への参列（予算額 409 千円）

市町等が行う戦没者慰霊祭（追悼式）に参列し、慰霊の言葉をささげる。（昭和 28 年度創設）

イ 全国戦没者追悼式への参列（予算額 149 千円）

政府主催の全国戦没者追悼式へ戦没者等遺族が参列するに当たり、引率業務を行う。

第 4 表 遺族代表参列人員

(単位 人)

区 分	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
参列人員	中止	38	60(予定)

ウ 戦没者遺族の団体慰霊巡拝等（予算額 3,742 千円）

沖縄「ひろしまの塔」へ戦没者遺族の団体慰霊巡拝を実施する（一財）広島県遺族会に対し、経費の一部を助成する。

第 5 表 戦没者遺族の団体慰霊巡拝事業補助の状況

(単位 人、千円)

年 度	遺族代表参列人員	県 費 補 助 額
令和 7 年度（予定）	20	220
令和 6 年度	30	220
令和 5 年度	19	220

なお、沖縄「ひろしまの塔」（昭和 43 年 5 月広島県戦没者沖縄慰霊塔建設委員会建立）には、広島県出身の南方地域戦没者 34,635 柱が合祀されており、毎年、県主催で追悼式を現地で実施している。（昭和 43 年度創設）

また、塔の維持管理は、（公財）沖縄県平和祈念財団に委託している。（昭和 50 年度創設）

エ 戦没者遺骨収集への参加

国が海外等で行う日本人戦没者の遺骨収集に、本県からも民間協力者が参加している。

2 未帰還者・留守家族・中国残留邦人等の援護（予算額 692 千円）

(1) 未帰還者の調査

未帰還者の生死状況を調査し、生存者については、帰国意思の確認等の調査を行い援護の促進を図る。また、生死不明者については戦時死亡宣告・死亡認定のための事務を行う。

なお、これらの遺族には葬祭料（219,000 円）が支給され（昭和 28 年度創設）、更に、戦時死亡宣告の場合には弔慰料（公務死 20,000 円、非公務死 30,000 円）が支給される。（昭和 34 年度創設）

第 6 表 未帰還者等の推移及び処理状況

(単位 人)

区 分	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	摘 要
未 帰 還 者 数	2	2	2	各年度の 4 月 1 日現在
増	新 把 握	0	0	当該年度中における異動 状況
減	帰 還	0	0	
	戦 時 死 亡 宣 告	0	0	
	死 亡 認 定	0	0	

(2) 中国残留邦人等の援護

中国等からの帰国者は、長期にわたって海外にあったため、言語、生活習慣等の相違から日本における社会生活に困難をきたしている現状にあり、その円滑な社会生活への適応と生活の安定を図るための事業を実施する。

ア 帰国旅費の支給（中国から定着地までの実費旅費）

イ 自立支度金の支給（1人178,700円、18歳未満89,350円、少人数世帯加算177,800円（1.0～2.0人）又は88,900円（2.5人～3.5人））（昭和62年度創設）

ウ 知事見舞金の支給

エ 身元引受人のあっせん（昭和60年度創設）

オ 支援給付金の支給（平成20年度創設）

カ 地域における生活支援事業（平成20年度創設）

3 戦傷病者の援護

(1) 傷病恩給等の給付

旧軍人、軍属又は準軍属であった者で、公務又は勤務に関連して負傷（疾病）した者に対し、恩給法又は戦傷病者戦没者遺族等援護法に基づいて給付される増加恩給、傷病年金、特例傷病恩給、障害年金等に関する事務を処理する。（恩給法関係昭和28年復活、援護法関係昭和27年度創設）

(2) 特別給付金の給付

戦傷病者の妻に対し、戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法に基づいて支給される特別給付金に関する事務を処理する。（昭和41年度創設）

第7表 傷病恩給等の処理状況

（単位 件）

区 分	令和4年度までの処理数	令和5年度処理数	令和6年度処理数	摘 要
傷 病 恩 給	10,022	0	0	総務大臣裁定
傷 病 賜 金	287	0	0	〃
特 例 傷 病 恩 給	110	0	0	〃
障 害 年 金	2,434	0	0	厚生労働大臣裁定
戦傷病者等の妻に対する特別給付金	17,406	1	3	知 事 裁 定

(3) 戦傷病者手帳の交付等

戦傷病者手帳の交付並びに次の各種援護を行う。（昭和38年度創設）

第8表 各種援護の処理状況

（単位 件、千円）

援 護 の 種 類	令和6年度処理実績		令和7年度処理予定		摘 要 （令和7年度単価）
	件 数	決 定 額	件 数	決 定 額	
戦傷病者手帳交付（再交付含む。）	0	—	0	—	
療養給付、療養費の支給	25	692	25	700	
療養手当の支給	0	0	0	0	月額30,700円
葬祭費の支給	0	0	1	215	215,000円
更生医療の給付	0	0	0	0	
補装具の交付・修理	0	0	1	500	
JR無賃乗車（船）券引換証交付	37	—	32	—	

4 旧軍人・軍属の援護

(1) 恩給等の給付（予算額 660 千円）

旧軍人・軍属に対して支給される普通恩給、一時恩給又は一時金に関する事務を処理する。また、本人が死亡した場合、遺族に対して支給される普通扶助料、一時扶助料又は遺族一時金に関する事務を処理する。（昭和 28 年度復活）

第 9 表 恩給等の処理状況

（単位 件）

区 分	令和4年度までの処理数	令和5年度処理数	令和6年度処理数	摘 要
普通恩給（扶助料）	37,473	0	0	総務大臣裁定
一時恩給（扶助料）	21,866	0	0	〃
加 算 年 算 入	29,245	0	0	〃
一 時 金 （ 遺 族 ）	3,773	0	0	〃

(2) 軍歴の証明

旧陸軍軍人・軍属の兵籍簿（約 30 万人分）を保管し、軍歴の各種公的年金通算や原爆被爆事実の立証等に当たり、所要事項の証明を行う。

- ・ 令和 6 年度処理件数 145 件
- ・ 令和 5 年度までの処理件数 87,761 件

5 援護制度の周知と失権防止

(1) 広報活動の強化

ア 制度の普及推進（予算額 305 千円）

恩給法、援護法等は毎年改正され、その内容は複雑多岐にわたっている。そこで、援護施策の普及や各種給付の漏給と失権防止を図るため、広報媒体を活用して制度改正の周知徹底に努めるとともに、受給権者の直接の窓口とされる市町職員を対象として、研修会等を実施する。

イ 戦没者遺族相談員（予算額 1,251 千円）

戦没者遺族の援護、更生等の相談に応じ、必要な助言、指導を行うため、これらの相談員を各地域に設置している。

- ・ 戦没者遺族相談員 35 人（昭和 45 年 10 月 1 日設置）

第 10 表 戦没者遺族相談員の活動状況

（単位 件、人）

年 度	戦傷病者戦没者遺族等援護法の年金等の受給	各種給付金等の受給	恩給法等の各種給付金の受給	そ の 他	計	相談指導延人員
令和 6 年度	9	108	6	137	260	260
令和 5 年度	8	62	6	161	237	237
令和 4 年度	10	80	27	193	310	310

ウ 団体活動の助成（予算額 1,747 千円）

一般財団法人広島県遺族会、一般財団法人広島県動員学徒等犠牲者の会が実施する援護相談、広報活動等の事業に対し助成する。

(2) 相談事業の推進

戦没者遺族、戦傷病者等の各種相談に応じるため、県職員による巡回相談を実施。平成 28 年度以降は、事業休止。

3 2 障害者福祉（「広島県障害者プラン」の推進）

〔現況及び施策の方向〕

身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものに対して、「障害者基本法」等の関係法令及び広島県障害者プラン等の各種計画に基づき、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進する。

第1表 身体障害者（児）の数（令和7年3月31日現在）

（単位 人）

区 分		視覚障害	聴覚・平衡・音声語・そしやく機能障害	肢体不自由	内部障害	計
18歳未満	県 分	12	65	311	134	522
	広島市分	24	93	500	211	828
	呉 市	6	15	44	16	81
	福山市分	3	50	156	61	270
	計	45	223	1,011	422	1,701
18歳以上	県 分	3,109	3,829	19,380	12,789	39,107
	広島市分	3,190	3,571	18,506	14,029	39,296
	呉 市	632	751	3,637	2,958	7,978
	福山市分	1,144	1,598	7,969	5,605	16,316
	計	8,075	9,749	49,492	35,381	102,697
合 計	県 分	3,121	3,894	19,691	12,923	39,629
	広島市分	3,214	3,664	19,006	14,240	40,124
	呉 市	638	766	3,681	2,974	8,059
	福山市分	1,147	1,648	8,125	5,666	16,586
	計	8,120	9,972	50,503	35,803	104,398

（注）身体障害者手帳交付台帳の登載数である。

第2表 知的障害者（児）の数（令和7年3月31日現在）

（単位 人）

区 分		最 重 度	重 度	中 度	軽 度	計
18歳未満	県 分	276	721	775	2,010	3,782
	広島市分	271	734	649	1,817	3,471
	計	547	1,455	1,424	3,827	7,253
18歳以上	県 分	1,266	3,989	3,380	3,602	12,237
	広島市分	757	2,077	1,745	2,422	7,001
	計	2,023	6,066	5,125	6,024	19,238
合 計	県 分	1,542	4,710	4,155	5,612	16,019
	広島市分	1,028	2,811	2,394	4,239	10,472
	計	2,570	7,521	6,549	9,851	26,491

（注）療育手帳交付台帳の登載数である。

第3表 精神障害者保健福祉手帳の所持者数（令和7年3月31日現在）（再掲）

（単位 人）

区 分	1 級	2 級	3 級	計
県 分	742	12,644	8,757	22,143
広島市分	1,296	13,882	6,143	21,321
計	2,038	26,526	14,900	43,464

（注）精神障害者保健福祉手帳交付台帳の登載数である。

第4表 特定医療費（指定難病）等支給認定承認数（各年度末現在）（再掲）

（単位 件）

区 分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
特定医療費（指定難病）等支給認定事業承認数	24,237	24,981	26,174

＜「広島県障害者プラン」の推進＞

令和6年3月に策定した「第5次広島県障害者プラン」（広島県障害者計画、広島県障害福祉計画、広島県障害児福祉計画）に基づき、すべての県民が障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現のための施策を推進していく。

1 障害への理解促進（予算額 18,400 千円）

(1) 障害に対する理解の促進（予算額 14,990 千円）

ア 子供の頃からの理解促進（予算額 2,443 千円）

(ア) 障害への理解促進と安心感等調査（予算額 1,843 千円）

障害当事者と接触した周囲の人がどのような行動を取っているかの実態を把握するため、県民の「障害当事者と接する機会の有無やその内容」及び「障害当事者の安心感」の調査を実施。

また、「障害当事者が望んでいる行動」と「周囲の人が望ましいと思っている行動」のギャップを確認するため、インタビュー調査を実施。

(イ) 障害当事者によるワークショップの実施（予算額 600 千円）

障害当事者への理解や接する機会のあり方を学ぶため、小学校から高校生を対象に障害当事者視点の内容を基にしたワークショップ等を学校等で実施

イ あいサポートプロジェクトの推進（予算額 6,645 千円）

様々な障害の特性や障害のある方が困っていることを知り、それぞれに必要な配慮を理解し実践することで、誰もが暮らしやすい共生社会の実現を目指して、企業や関係団体等との協働による「あいサポートプロジェクト」を実施する。（平成23年度創設）

あいサポート運動の実施（予算額 6,645 千円）

「あいサポーター」研修の出前講座等（令和7年3月末現在 あいサポーター数：261,127人、あいサポート企業・団体数：855企業・団体、あいサポートメッセージ養成数：734人）

ウ 広報・啓発活動の展開（予算額 5,902 千円）

障害者（児）に対する社会の正しい理解と認識を深めるための福祉思想の普及啓発を図るため、「障害のある人びとの福祉」を作成し、ホームページに掲載する。

心のバリアフリー推進員の設置

心のバリアフリー推進員設置事業（予算額 5,902 千円）

心のバリアフリーを推進するため、心のバリアフリー推進員を設置し「障害者差別解消法」（平成28年4月施行）に基づく相談窓口、あいサポート運動の推進、ヘルプマーク等障害者に関するマークの普及啓発等を実施する。（平成30年度創設）

○ 相談窓口の設置

障害者支援課内に推進員を配置し、障害者及びその家族や事業者等からの相談に対応する。

○ 普及啓発

講演、会議等により、県民、障害福祉団体、民間企業等に対して説明や情報提供を実施する。
広報物の配布・掲示等によりヘルプマーク等障害者に関するマークの普及啓発等を実施する。

○ 広島県障害者差別解消支援地域協議会

障害者差別を解消するため、相談事例の共有や解決方策の検討、啓発活動等について協議を行う。

(2) 各種団体との協働の促進（予算額 1,730 千円）

身体障害者（児）・知的障害者（児）関係団体に対して運営費等を補助し、障害者（児）の福祉を向上させるための活動を促進する。

○障害者団体との協働

・団体運営費の助成

第5表 身体障害者（児）関係団体に対する補助の状況

（単位 千円）

区 分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
（一社）広島県身体障害者団体連合会	250	250	250
（社福）広島県肢体障害者連合会	140	140	140
（社福）広島県視覚障害者団体連合会	140	140	140
（一社）広島県ろうあ連盟	140	140	140
（特活）広島県難聴者・中途失聴者支援協会	110	110	110
（特活）広島県腎友会	110	110	110
恵 声 会	110	110	110
全国脊髄損傷者連合会広島県支部	100	100	100
計	1,100	1,100	1,100

〔負担割合 県10/10〕

第6表 知的障害者（児）関係団体に対する補助の状況

（単位 千円）

区 分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
（一社）広島県手をつなぐ育成会	210	210	210
広島県知的障害者福祉協会	110	110	110
（特活）広島自閉症協会	100	100	100
広島県重症心身障害児（者）を守る会	100	100	100
広島県心身障害児者父母の会連合会	110	110	110
計	630	630	630

〔負担割合 県10/10〕

(3) 権利擁護の推進（予算額 10,480 千円）

障害者虐待の防止

障害者虐待防止・権利擁護推進事業（予算額 10,480 千円）

「障害者虐待防止法」に基づき、県障害者権利擁護センターの運営や人材の養成等により、障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応及びその後の適切な支援の確保を図る。（平成23年度創設）

○ 障害者虐待防止ネットワーク推進会議

障害者虐待防止・権利擁護を適切に実施するための体制整備を行う。

○ 県障害者権利擁護センター運営費

使用者による障害者虐待に係る通報受付、障害者又は養護者からの相談への対応、その他虐待防止等のために必要な支援等を行う。（事業委託法人：社会福祉法人 広島県社会福祉協議会）

○ 障害者虐待防止・権利擁護研修

市町、障害福祉事業所等を対象とした研修会を実施する。

○ 指導者養成研修

指導者養成のため、国が開催する研修に人員を派遣する。

第7表 障害者虐待防止・権利擁護推進事業実績（令和6年度）

事業内容		実績		
障害者虐待防止ネットワーク推進会議		実施回数	1回	
ワーキンググループ会議			0回	
県障害者権利擁護センター運営	相談援助	問合せ件数	4件	
		相談件数	身体障害者	4件
			知的障害者	3件
			精神障害者	12件
			不明・その他	24件
	合計	43件		
	広報・啓発	リーフレット (事業所・利用者)	4,000部	
チラシ (一般向け)		5,000部		
障害者虐待防止・権利擁護研修		実施回数	1回	
		出席者数	2,096人	
指導者養成研修		出席者数	4人	

[負担割合 国1/2 県1/2]

2 自立と社会参加の促進（予算額 210,047千円）

(1) 雇用・就労の促進（予算額 90,615千円）

ア 就業機会の拡充と雇用促進

障害者就業・生活支援センター運営事業（予算額 52,440千円）

(ア) 日常生活支援（予算額 52,440千円）

障害者就業・生活支援センターを設け、障害者に対し、就業及びこれに伴う日常生活、社会生活上の支援等を行う。（平成14年度創設）

第8表 障害者就業・生活支援センター事業（生活支援等事業）の実施状況

(単位 所)

区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施か所数	8	8	8

(注) 実施か所数は各年度4月1日現在の数値としている。

(イ) 障害者就労施設等の製品に対する優先的発注

障害者就労施設等の活性化を図り、障害者の経済的自立を支援するため、障害者就労施設等の製作した物品について優先的発注を行う。

イ 工賃向上のための取組

障害者の経済的自立支援事業（予算額 38,175千円）

障害者の経済的な自立を伴った地域生活への移行を推進するため、令和6年に策定した「広島県工賃向上に向けた取組（第5期）」をもとに、障害者施設における事業活動の充実及び工賃（利用者が得る事業活動の対価）の向上を図る取組を支援する。（平成21年度創設）

事業名	事業概要	負担割合
専門家アドバイザー派遣事業	専門家による事業所職員向けのスキルアップ研修やアドバイザー派遣による技術指導や経営指導を行い、製品の品質向上だけでなく、事業所の企画開発力や販売力の向上を図る。	国 1/2 県 1/2
事業所製品のブランディング事業	市町、地域の事業所と連携して、事業所製品の認知度向上につながるキャンペーンを実施し、キャンペーン企画を通じて、事業所製品の品質や商品力の向上を支援する。事業所製品や、事業所が提供する役務・サービスの販路拡大に繋がる企画を行う。 事業所製品のブランド力の向上や販路拡大につなげるため、事業所製品やふれ愛プラザの認知度を調査・分析する。	国 1/2 県 1/2
受発注マッチング・ふれ愛プラザ運営強化事業	統括ディレクターを配置し、障害者就労支援事業所製品の販売拠点である「ふれ愛プラザ」の運営強化による販売・情報発信・交流機能の向上とともに、製品及び役務の受注・調整窓口である「共同受注窓口」における企業等への情報提供体制や受発注マッチング機能の強化を図る。	国 1/2 県 1/2
農業分野における新たな就労確保事業	農業分野への障害者の就労促進のため、農業の専門家派遣や農福調整責任者が就農データのマッチングによる施設外就労を成立させるとともに、セミナーや販売イベントの開催等により販路開拓を行う。	国 1/2 県 1/2
事業所適正化事業	指定、取消における審査体制の強化 指定や取消の審査における専門家による県への助言	県 10/10

(2) 情報の保障の強化（予算額 105,260 千円）

ア 情報アクセシビリティの向上（予算額 35,409 千円）

(ア) 障害者社会参加推進事業（情報支援）（予算額 33,618 千円（再掲））（平成9年度創設）

- ・音声機能障害者発声訓練・指導者養成事業
- ・点訳・音訳奉仕員養成事業
- ・要約筆記者養成事業
- ・要約筆記者派遣ネットワーク事業
- ・盲ろう者通訳・介助員養成・研修等事業
- ・盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業
- ・視覚障害者移動支援従事者資質向上研修
- ・失語症者向け意思疎通支援者養成事業
- ・失語症者向け意思疎通支援者派遣事業
- ・障害者情報アクセシビリティ支援体制整備事業

(イ) 障害者情報アクセシビリティ向上事業（予算額 1,791 千円）

障害者への直接支援のほか、ICTの導入により日常的あるいは潜在的な課題を解決する手段を習得できるよう、セミナー等の実施など、個々に適したICTに関する支援を委託により実施する。（令和2年度創設）

イ 視覚障害者等の読書環境の整備

県立視覚障害者情報センターの運営（次項目ウの（ア）参照）

ウ 意思疎通支援の充実（予算額 69,851 千円）

（ア）県立視覚障害者情報センターの運営（予算額 38,817 千円）

県立視覚障害者情報センターは、点字刊行物、視覚障害者用の録音物の閲覧及び貸し出しを行うとともに、点訳・朗読奉仕員の養成事業を行っている。（昭和 37 年度創設）

- 実施主体 社会福祉法人 広島県視覚障害者団体連合会（指定管理者）
- 住 所 広島市東区戸坂千足二丁目 1-5
- 電話番号 (082) 229-2320

第 9 表 県立視覚障害者情報センターの蔵書状況（令和 6 年 3 月 31 日現在）
（単位 タイトル）

区 分	数
点 字 図 書	11,492
カセットテープ図書	12,015
デ イ ジ ー 図 書	10,120

（イ）広島県聴覚障害者センターの運営（予算額 31,034 千円（一部再掲））

手話や字幕入りビデオ・DVDの製作・貸出、意思疎通支援者の養成及び派遣、聴覚障害者への生活訓練、相談などの業務を行っている。（平成 12 年度創設）

- 実施主体 一般社団法人 広島聴覚障害者協会（指定管理者）
- 住 所 広島市南区皆実町一丁目 6-29
- 電話番号 (082) 254-0085

第 10 表 広島県聴覚障害者センターの作品所蔵状況（令和 6 年 3 月 31 日現在）

（単位 タイトル）

区 分	数
ビデオ	2,454
DVD	1,614

(3) 文化芸術活動の推進（予算額 14,172 千円）

文化芸術・余暇活動の充実（予算額 14,172 千円）

- あいサポートアート展等の開催（予算額 4,837 千円）
障害のある方のアート展等を開催して、県民の障害への理解と認識を深め、障害のある方の自立と社会参加の促進を図る。（平成 24 年度創設）
- 障害者芸術文化活動支援体制の整備（予算額 8,098 千円）
広島県アートサポートセンターを設置し、普及啓発や情報発信、人材育成、相談支援等により、障害者の芸術文化に係る創作活動基盤を強化するとともに、障害者芸術施設等の関係機関とのネットワークを構築し、身近な地域で文化芸術活動を行う環境の充実を図る。（平成 28 年度創設）
- あいサポートふれあいコンサートの開催（予算額 1,237 千円）
音楽、演劇、ダンス等、障害者自らが舞台上で表現者として発表できる芸術祭を開催し、県民の障害への理解と認識を深め、障害のある方の自立と社会参加の促進を図る。（平成 29 年度創設）

3 保健、医療の充実（予算額 8,999,736 千円）

(1) 保健・医療提供体制の充実（予算額 8,887,889 千円）

専門的な医療の提供（予算額 8,887,889 千円）

ア 自立支援医療（更生医療）（予算額 767,078 千円）

心身の障害の軽減を図る自立支援医療のうち、障害の除去、又は軽減により日常生活を容易にすること等を目的とした医療に公費負担を行う市町に対し助成する。（昭和 24 年度創設・平成 18 年度自立支援医療に移行）

第 11 表 更生医療の給付状況

（単位 人、千円）

区 分	令和 4 年度		令和 5 年度		令和 6 年度		
	給付人員	公費負担額	給付人員	公費負担額	給付人員	公費負担額	
入院	視覚障害	0	0	0	0	0	
	聴覚・平衡機能障害	0	0	0	0	0	
	音声・言語・そしゃく機能障害	0	0	0	0	0	
	肢体不自由	6	872	4	622	4	282
	心臓機能障害	3	85	0	0	10	1,645
	じん臓機能障害	92	25,656	72	35,460	68	54,990
	小腸機能障害	0	0	0	0	0	0
	肝機能障害	0	0	1	106	2	104
	免疫機能障害	1	1,027	1	113	1	0
入院外	視覚障害	0	0	0	0	0	
	聴覚・平衡機能障害	0	0	0	0	0	
	音声・言語・そしゃく機能障害	0	0	0	0	0	
	肢体不自由	2	8	2	8	3	169
	心臓機能障害	0	0	0	0	0	0
	じん臓機能障害	693	423,645	914	419,173	1,126	382,291
	小腸機能障害	0	0	0	0	0	0
	肝機能障害	42	5,329	50	4,698	60	1,210
	免疫機能障害	83	23,263	80	24,391	124	8,058
訪問看護	0	0	0	0	0	0	
計	922	479,885	1,124	484,571	1,412	448,749	

(注) 1 広島市、呉市及び福山市を除く。〔負担割合 国 1/2、県 1/4、市町 1/4〕
2 小数点以下の四捨五入により合計値と合わない。

イ 自立支援医療（精神通院医療）（予算額 4,014,112 千円）

心身の障害の軽減を図る自立支援医療のうち、在宅精神障害者の医療の確保を容易にするために行われる通院医療の医療費を公費負担する。（昭和 40 年度創設・平成 18 年度自立支援医療に移行）

第 12 表 精神通院医療の給付状況

（単位 人、件）

区 分	通院公費負担	
	通院患者数	年間診療件数
令和 6 年度	33,454	530,849
令和 5 年度	32,708	509,952
令和 4 年度	31,915	489,404

(注) 1 広島市を除く。〔負担割合 国 1/2、県 1/2〕
2 通院患者数については、各年度とも前年度 3 月から当年度 2 月分の累計である。

ウ 療養介護医療給付事業（予算額 135,338 千円）

医療的ケアを必要とする障害者のうち、常時介護を要する障害者を対象に、病院等における療養介護のうち医療に要する費用を給付する。（平成 18 年度創設）

第13表 療養介護医療給付事業の状況

(単位 市町、千円)

区 分	市 町 数	県費負担額
令和5年度	23	131,050
令和4年度	23	128,807
令和3年度	23	133,884

(注) 広島市、呉市及び福山市を含む。

[負担割合 国1/2、県1/4、市町1/4]

エ 重度心身障害児(者)医療の公費負担(予算額 3,938,021千円)

重度心身障害児(者)の健康管理と保護者の経済的負担の解消を図るため、身体障害者手帳1級～3級又は療育手帳④(最重度知的障害者)、A(重度知的障害者)、③(中度知的障害者)の交付を受けている児(者)の医療費を負担する市町(広島市、呉市及び福山市を含む。)に対し助成する。(昭和48年度創設)ただし、次の場合は対象から除く。

- ・生活保護の適用を受けているとき。
- ・児童福祉施設(公費により医療費が支弁される施設に限る。)に入所しているとき。
- ・障害者又はその扶養義務者の所得が一定額を超えるとき。
- ・国民健康保険法の被保険者で、同法第116条の2に規定する施設への入所措置により、当該市(町)の区域内に住所を有することとなったとき。

第14表 重度心身障害児(者)医療公費負担の状況

区 分	支給者数	助成件数 (A)	障害者医療助成額 (B)	(B)のうち県費補助額 (C)	1件当たり助成額 (B) / (A)
令和5年度	61,830人	1,963,432件	8,384,596千円	3,726,130千円	4,270円
令和4年度	62,495人	1,934,291件	8,317,045千円	3,708,340千円	4,300円
令和3年度	62,916人	1,885,231件	8,338,138千円	3,719,865千円	4,423円

[負担割合 県1/2、市町1/2、広島市は県40/100]

オ 精神障害者地域包括ケア促進事業[通院医療費の公費負担](予算額 32,957千円)

医療、障害福祉・介護、住まいや就労等を包括的に支援する「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築に向け、公費負担医療制度である自立支援医療(精神通院)とは別に、独自の通院医療費助成制度を創設し、再発・重症化による再入院等の防止を図ることにより、地域生活への移行・定着を促進するため、精神障害者保健福祉手帳1級所持者、かつ、自立支援医療受給者証(精神通院医療)所持者に対し助成する。(令和3年度創設)

対象除外の要件は、重度心身障害者医療と同じ。

第15表 精神障害者医療費公費負担の状況

区 分	支給者数	助成件数 (A)	障害者医療助成額 (B)	(B)のうち県費補助額 (C)	1件当たり助成額 (B) / (A)
令和5年度	971人	27,533件	63,464千円	27,635千円	2,305円
令和4年度	936人	25,447件	59,560千円	25,573千円	2,340円
令和3年度	842人	8,900件	11,688千円	3,367千円	1,313円

[負担割合 県1/2、市町1/2、広島市は県40/100]

カ 広島県障害者介護給付費等不服審査会の運営(予算額 383千円)

市町の行った介護給付費に係る処分に対する審査請求の事案を調査審議するために設置している広島県障害者介護給付費等不服審査会を運営する。(平成18年度創設)

第 16 表 審査請求の状況

区 分	件 数	審 査 結 果
令和 6 年度	2	取下げ 1 件、令和 7 年度へ繰越 1 件
令和 5 年度	1	令和 6 年度へ繰越 1 件
令和 4 年度	3	棄却 2 件、処分取消 1 件

(2)療育体制の充実（予算額 111,847 千円）

ア 発達障害児支援の充実(予算額 74,351 千円)

(ア) 発達障害者支援センター運営事業（予算額 35,001 千円）

発達障害児（者）及びその家族等に対する支援体制の充実を図る。（平成 17 年度創設）

- 実 施 主 体 県
- 事業委託法人 社会福祉法人 つつじ（東広島市八本松米満）
- 事 業 概 要 相談・療育・就労支援、普及啓発・研修、関係機関の連絡調整

第 17 表 発達障害者支援センター事業実績（令和 6 年度）

事 業 内 容		実 績			
相談支援・発達支援	実支援人数・延支援件数	実支援人数	220 人	延支援件数	929 件
	医学的診断、心理学的判定	実診断人数	0 人	実判定人数	7 人
	夜間等の緊急時保護、行動障害による一時保護	実支援人数	0 人	延支援件数	0 件
	相談支援・発達支援に伴う情報共有等(調整会議)	3 件			
	相談支援・発達支援に伴う関係機関職員への助言(機関コンサルテーション)	181 件			
相談支援・就労支援	実支援人数・延支援件数	実支援人数	60 人	延支援件数	350 件
	相談支援・就労支援に伴う情報共有等(調整会議)	11 件			
	相談支援・就労支援に伴う関係機関職員への助言(機関コンサルテーション)	0 件			
	職場拡大のための企業等への啓発活動	9 回			
地域住民に対する普及啓発	パンフレットの作成等	8 件			
	地域住民向け講演会の開催等	51 回			
関係施設及び関係機関に対する普及啓発及び研修	センター主催又は共催で企画した研修	実施回数	26 回	延参加人数	786 人
	外部から講師依頼を受けた研修(講師派遣)		35 回		1,136 人
	(再掲)教育関係者との合同研修会		3 回		89 人
関係施設・関係機関等の連携	連絡協議会の開催状況	実施回数	0 回		
	障害者総合福祉法第 89 条協議会等への参加状況		13 回		
	他の協議会への参加状況		2 回		
職員の研修派遣状況	参加回数	19 回			
職員の支援等に関する専門性の確認状況	評価回数	0 回			

[負担割合 国 1/2、県 1/2]

(イ) 発達障害地域支援体制推進事業（予算額 39,350 千円）

発達障害児（者）とその家族が地域で安心して生活できる体制を整えるため、次の事業を行う。

○ 発達障害地域支援体制マネジメント事業（平成 27 年度創設）

発達障害児とその家族にとって身近な市町、事業所、医療機関、学校等において、本人の障害特性に合わせた個別の支援が重層的に行われる体制づくりを推進するため、発達障害者支援センターに発達障害地域支援マネジャーを 2 名配置し、市町への巡回指導や助言を行うとともに、支援人材の養成研修などを実施する。

○ 支援者人材の育成（平成 24 年度創設）

- ・ 発達障害支援基礎研修
- ・ 発達障害支援スキルアップ研修
- ・ 発達障害教育支援スキルアップ研修
- ・ 医師対象研修

○ 家族支援体制の整備

発達障害児等の子育てを担う保護者が、障害の特性を早期に理解し、適切な対応ができるよう家族支援体制を整備するため、ペアレント・トレーニング実施者、ペアレントメンター、ペアレントメンターコーディネーターの養成等を行う。（平成 27 年度創設）

- ・ ペアレントメンター養成研修
- ・ ペアレントメンターコーディネーター養成研修
- ・ ペアレント・トレーニング実施者養成研修
- ・ 家族支援関係者連絡会議

地域生活のあらゆる場面で、発達障害が理解され適切な配慮が受けられるよう、地域住民を対象としたセミナーやイベントを開催する。

○ 発達障害の医療ネットワーク構築事業

発達障害について適切な診療を確保するため、専門的医療機関を中心としたネットワークを構築し、高度な専門的医療機関を拠点医療機関と位置付け、発達障害医療コーディネーターを配置し、発達障害の診療医を増やすための陪席研修や困難事例に対する相談支援を実施する。（平成 30 年度創設）

○ 発達障害診療円滑化支援事業

a 圏域に拠点医療機関が不在の地域における取組

診療に必要なアセスメントや保護者等へのカウンセリングを支援機関で行い、医療機関へつなぐことで、診療の円滑化を図る。（令和元年度創設）

b 地域ネットワーク構築事業の取組

発達障害児・者とその家族が、身近な地域・市町で個々の発達障害の特性に応じた適切な支援を切れ目なく受けられるよう、専門性の高いアセスメントの実施及び実施結果の医療機関への適切な引継ぎ、学校や相談・支援に関わる機関への指導・助言、関係機関が連携できる地域ネットワーク体制の構築等をモデル的に実施する。（平成 30 年度創設）

イ 医療的ケア児（者）支援体制の整備（予算額 35,217 千円）

(ア) 医療型短期入所施設補助事業（予算額 2,353 千円）

日常的に医療的ケアと医療機器が必要な医療的ケア児（者）の家族等介護者の病気・出産・学校行事等、介護が困難な期間やレスパイトを含めた在宅支援を推進し、地域で安心して暮らせる環境づくりを構築するため、病院の病床を活用した医療型短期入所事業を展開し、医療型短期入所

施設補助事業を実施する市町に対し補助を行う。〔負担割合 県 1/2、市町 1/2〕

令和7年度は、尾三圏域及び備北圏域において実施する。(令和元年度創設)

(イ) 医療的ケア児支援部会の開催 (予算額 250 千円)

医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、保健、医療、障害福祉、教育等関係機関が連携を図るために設置された広島県障害者自立支援協議会「医療的ケア児支援部会」で、支援の課題や対応策について協議を行う。(平成30年度創設)

(ウ) 医療的ケア児支援センター運営事業 (予算額 32,614 千円)

医療的ケア児の家族などからの相談を受け止め、必要な機関等へつなげていく仕組みや、支援を行う市町をサポートする体制を構築し、医療的ケア児やその家族が安心して生活できるよう、医療的ケア児支援センターを設置・運営する。(令和5年度創設)

また、医療的ケア児(者)に対する支援者のネットワーク構築等と医療的ケア児(者)に対応できる看護師及び介護従事者の育成を実施し、在宅の医療的ケア児(者)が安心して生活できる環境の実現に向けた支援を行う。(令和2年度創設)

令和7年度は、医療的ケア児(者)及びその家族の生活状況や支援ニーズに関する調査を行う。

ウ 軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業 (予算額 2,279 千円)

身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴児の補聴器購入又は修理等に要する費用の一部を助成することにより、難聴児の健全な発達を支援し、福祉の増進を図る。(平成25年度創設)

エ 成人期移行に向けた支援体制

医療的ケア児等コーディネーター養成研修 (隔年実施のため、令和7年度該当なし)

医療的ケア児(者)が地域で安心して暮らしていけるよう、医療的ケア児(者)に対する支援が適切に行える人材を養成する。(平成30年度創設)

4 地域生活の支援体制の構築 (予算額 25,498,237 千円)

(1) 福祉サービス等の提供 (予算額 25,381,698 千円)

ア 訪問系サービスの確保および日中活動の場の充実 (予算額 24,789,756 千円)

(ア) 介護給付、訓練等給付事業 (予算額 17,718,181 千円)

居宅介護、同行援護、短期入所、共同生活援助等の障害福祉サービス事業を実施する市町に対し負担する。(平成18年度創設)

第18表 介護給付、訓練等給付事業の状況

(単位 市町、千円)

区 分	市 町 数	県費負担額
令和6年度(見込)	23	17,567,181
令和5年度	23	16,237,840
令和4年度	23	15,140,455
令和3年度	23	14,564,239

(注) 広島市、呉市及び福山市を含む。

〔負担割合 国 1/2、県 1/4、市町 1/4〕

第19表 指定障害福祉サービス等事業者数の状況（令和7年4月1日現在）

サービス種別	県分	その他市町分	合計
居宅介護（ホームヘルプ）	17	563	580
重度訪問介護	14	514	528
行動援護	3	89	92
同行援護	6	134	140
療養介護	8	3	11
生活介護	142	178	320
短期入所（ショートステイ）	12	273	285
重度障害者等包括支援	0	1	1
共同生活援助（グループホーム）	6	226	232
施設入所支援（障害者支援施設）	36	28	64
自立訓練（機能訓練）	3	2	5
自立訓練（生活訓練）	14	27	41
宿泊型自立訓練	2	2	4
就労移行支援	17	45	62
就労定着支援	7	30	37
就労継続支援A型	23	67	90
就労継続支援B型	156	279	435
自立生活援助	1	3	4
一般相談支援	2	191	193
特定相談支援	0	275	275

(注) 1 休止中・廃止の事業所は除く。

2 「施設入所支援（障害者支援施設）」は、児童福祉法に規定する福祉型障害児入所施設で、18歳以上の入所者も利用させることとした障害者支援施設を除く。

(イ) 重度訪問介護等の利用促進に係る市町支援事業（予算額 68,182千円）

重度訪問介護サービス等に対する支給額が、国庫負担基準額超過の市町に対し、財政支援を行い、重度障害者等の地域生活を支援する。（平成24年度創設）

第20表 重度訪問介護等の利用促進に係る市町支援事業の状況

（単位 市町、千円）

区分	市町数	県費負担額
令和6年度（見込）	3	66,776
令和5年度	2	79,152
令和4年度	1	66,611

(注) 広島市、呉市及び福山市を含まない。

〔負担割合 国1/2、県1/4、市町1/4〕

(ウ) 障害児通所給付事業（予算額 7,035,980千円）

障害児に対し、児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援等の障害児通所支援事業を実施する市町に対し負担する。（平成24年度創設）

第21表 障害児通所給付事業の状況

（単位 市町、千円）

区分	市町数	県費負担額
令和6年度（見込）	23	6,485,401
令和5年度	23	5,183,430
令和4年度	23	4,829,011

(注) 広島市、呉市及び福山市を含む。

〔負担割合 国1/2、県1/4、市町1/4〕

(エ) 障害児入所施設等への入所措置等（予算額 1,051,697千円）

障害のある児童が、日常生活の指導や治療等を受けるために障害児入所施設等へ入所（措置・契約）するための費用の一部又は全部を負担する。（昭和22年度創設）

児童福祉施設措置費（予算額 683,492千円）

障害児施設給付費（予算額 368,205千円）

(オ) 身体障害者（児）及び難病患者等の補装具の交付・修理（予算額 158,906 千円）

身体障害者（児）及び難病患者等の身体的機能の障害を補い、職業活動や日常生活を容易にするため、義手、義足、車椅子、補聴器、視覚障害者安全つえ等の補装具を交付・修理し、その社会復帰の促進を図る。（平成 18 年度創設）

第 22 表 補装具の交付・修理の状況（令和 6 年度）

（単位 件、千円）

種 目	種 別	交 付		修 理		計	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額
義 肢	装 具	46	21,358	75	16,423	121	37,781
座 位 保 持 装 置		71	41,890	148	23,578	219	65,468
視 覚 障 害 者 安 全 つ え		65	372	0	0	65	372
義 眼		11	981	0	0	11	981
眼 鏡		72	1,867	2	33	74	1,900
補 聴 器		267	18,819	134	2,887	401	21,706
人 工 内 耳				14	404	14	404
車 椅 子		139	44,621	340	19,936	479	64,557
電 動 車 椅 子		25	19,835	123	10,246	148	30,081
座 位 保 持 椅 子		20	1,520	6	311	26	1,831
起 立 保 持 具		0	0	0	0	0	0
歩 行 器		12	1,067	6	223	1918	1,290
頭 部 保 持 具		23	176	0	0	23	176
排 便 補 助 具		0	0	0	0	0	0
歩 行 補 助 つ え		22	231	4	4	26	235
重 度 障 害 者 用 意 思 伝 達 装 置		8	5,918	6	498	14	6,416
計		842	165,224	901	76,049	1,743	241,273

（注）広島市、呉市及び福山市を除く。

〔負担割合 国 1/2、県 1/4、市町 1/4〕

(カ) 特別児童扶養手当の支給（予算額 28,704 千円：支給事務費）

特別児童扶養手当は、身体、知的又は精神に障害のある児童を家庭において監護している者に対し国が手当を支給して、その障害児の福祉の増進を図ることを目的としており、県及び市町が、これらの手当の認定、支給に関する諸事務を行う。（昭和 39 年度創設）

項 目	内 容
支 給 要 件	重度若しくは中度の障害を有する 20 歳未満の児童を監護している父母等に支給。 ただし、次の場合は除く。 ○児童が施設等に入所しているとき。 ○児童が障害を支給事由とする年金を受けているとき。 ○受給者やその者の配偶者・扶養義務者の所得が一定の額以上であるとき。
手 当 額	○1 級（重度）児童 1 人につき月額 56,800 円 ○2 級（中度）児童 1 人につき月額 37,830 円

第 23 表 特別児童扶養手当の認定及び支給状況

（単位 人）

令和 5 年度末 受給者数	令和 6 年度 中 の 異 動											令和 6 年度末 受給者数
	新規認定	支給停止解除	他県から転入	資 格 喪 失						支給停止	他県へ転出	
				20 歳到達	児童死亡	障害が軽度 に	受給者死亡	そ の 他	計			
2,752	397	51	43	168	15	46	3	114	346	100	32	2,765

（注）広島市を除く。

第 24 表 特別児童扶養手当の障害別受給児童数

(単位 人)

区 分	受 給 児 童 数	障 害 別 受 給 児 童 数					
		精 神 障 害		身 体 障 害		重 複 障 害	
		重 度	中 度	重 度	中 度	重 度	中 度
令和 6 年度	3,103	762	1,925	200	208	7	1
令和 5 年度	3,078	769	1,886	208	212	1	2
令和 4 年度	2,952	748	1,790	209	219	2	4

(注) 1 広島市を除く。
2 各年度末の人数である。

(キ) 心身障害者扶養共済制度 (予算額 612,855 千円)

心身障害者(児)を扶養している保護者の死後、残された障害者(児)の生活の安定を図るため、心身障害者扶養共済制度を実施する。掛金の全額を納付することが困難と認められる加入者に対しては、掛金の減額を行う。(昭和 45 年度創設)

[制度の概要]

- 加入資格 心身障害者(児)の保護者で 65 歳未満のもの
- 掛金の額 保護者の加入時の年齢に応じて条例で定める額
- 年金の額 月額 20,000 円 (口数追加加入者の場合 月額 40,000 円)

第 25 表-1 心身障害者扶養共済制度の加入状況

(単位 口)

区 分		加 入 口 数	年 金 受 給 口 数	弔 慰 金 受 給 口 数 (累計)	脱 退 一 時 金 受 給 口 数 (累計)
	広島市分	618	635	268	299
	計	1,695	2,039	1,083	940
令和 5 年度	県 分	1,118	1,416	806	641
	広島市分	673	629	261	296
	計	1,791	2,045	1,067	937
令和 4 年度	県 分	1,173	1,401	798	640
	広島市分	734	608	251	296
	計	1,907	2,009	1,049	936

(注) 1 県分に呉市及び福山市を含む。
2 各年度末現在の数値である。

第 25 表-2 心身障害者扶養共済制度の異動状況

(単位 人)

令和 5 年度末	新規加入・他県から転入	加 入 者 数			令和 6 年度末	年 金 受 給 者 数			令和 6 年度末
		資 格 喪 失 (脱退・他県へ転出)	喪 失 (障害者死亡 (弔慰金請求))	失 効 (加入者死亡等 (年金請求))		令和 5 年度末	年 金 支 給 開 始	資 格 喪 失 (受給者死亡)	

(注) 広島市を除く。

イ 地域生活を支えるサービス等 (予算額 591,942 千円)

(ア) 障害者社会参加推進事業 (予算額 61,571 千円)

在宅の障害者に対し地域社会への参加を推進するため、次の事業を福祉団体に委託するなどして実施する。(昭和 39 年度創設)

第26表 障害者社会参加推進事業（県実施事業）の状況

（単位 千円）

事業名	事業内容	令和5年度予算	令和6年度予算	令和7年度予算
社会参加支援員等育成				
●手話通訳者養成・研修事業（平成2年度創設）	専門技能を有する手話通訳者及び手話奉仕員の養成に指導的役割を果たす手話通訳者を養成する。	3,102 【1,673】	3,111 【1,679】	3,177 【1,714】
○身体障害者・知的障害者相談員活動強化事業（平成10年度創設）	相談員の相談対応能力の向上を図るため研修を実施する。	373	376	380
○盲ろう者通訳・介助員養成・研修等事業（平成10年度創設）	視覚及び聴覚に重複した障害がある盲ろう者とのコミュニケーション手段の技術等の指導を行って、通訳・介助員を養成する。	2,599 【1,427】	2,131 【1,430】	2,160 【1,452】
○盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業（平成18年度創設）	盲ろう者の自立と社会参加を図るため、コミュニケーション及び移動等の支援を行う盲ろう者向け通訳・介助員を派遣する。	12,242 【9,118】	12,293 【9,337】	12,578 【9,353】
○盲ろう者向け相談・訓練事業（）	盲ろう者に対する相談対応、生活訓練等を実施する。	472 【236】	478 【239】	490 【245】
○身体障害者補助犬育成事業（平成元年度創設）	就労等により社会活動への参加に効果があると認められる重度の身体障害者に身体障害者補助犬を貸与する。	6,501	6,502	6,502
○点訳・音訳奉仕員養成事業（昭和45年度創設）	点訳または音訳に必要な技術等の指導を行って、これらに従事する点訳奉仕員・音訳奉仕員を養成する。	477	481	490
○要約筆記者養成事業（平成24年度創設）	専門技能を有する要約筆記者及び要約筆記奉仕員の養成に指導的役割を果たす指導者を養成する。	2,413 【1,016】	2,425 【1,020】	2,468 【1,039】
視覚障害者移動支援従事者資質向上研修（平成20年度創設）	視覚障害者移動支援従事者の資質向上を図るため、社会福祉法人日本盲人会連合が実施する「視覚障害者移動支援従事者資質向上研修」の参加者の旅費を負担する。	205	209	208
○失語症者向け意思疎通支援者養成事業（平成30年度創設）	失語症者向けの意思疎通支援者の養成を行うとともに、これら支援者を指導する者の確保が必要であるため、支援者指導者の養成も併せて行う。	2,431 【1,631】	2,453 【1,646】	2,512 【1,689】
○失語症者向け意思疎通支援者派遣事業（令和元年度創設）	養成事業において養成した失語症者向け意思疎通支援者を派遣する。	4,250 【3,132】	4,300 【3,247】	4,585 【3,514】
社会参加支援サービス				
○障害者社会参加推進センター設置事業（平成2年度創設。平成10年度改組）	障害者の社会参加を推進する拠点として設置する障害者社会参加推進センターの運営に要する経費を助成する。	6,229	6,236	6,240
○生活訓練事業（昭和47年度創設）	オストメイト（人工肛門、人工膀胱造設者）に対して、ストマ用装具や社会生活に関することについて講習等を実施する。	432	434	446
○音声機能障害者発声訓練・指導者養成事業（昭和47年度創設）	疾病等により喉頭を摘出した音声機能喪失者に対して、発声訓練を行い、また、この発声訓練に携わる指導者を養成する。	329	328	326
○点字による即時情報ネットワーク事業（平成4年度創設）	重度の視覚障害者に対して、新聞等による最新の情報を点訳し、提供する。	1,763	1,763	1,763
※2字幕入り映像ライブラリー等製作貸出事業（平成2年度創設）	字幕・手話を挿入したテレビ番組等のビデオ・DVD等の製作、貸し出しを行う。	584	590	590
●手話通訳者派遣ネットワーク事業（平成元年度創設）	手話通訳を必要とする者が、社会生活上必要と認められる外出をする場合、その目的地において必要となる手話通訳者を確保するためのネットワークを整備する。	2,220	2,234	2,267
○要約筆記者派遣ネットワーク事業（平成23年度創設）	要約筆記を必要とする者が、社会生活上必要と認められる外出をする場合、その目的地において必要となる要約筆記者を確保するためのネットワークを整備する。	3,958	4,010	4,291
○進行性筋萎縮症者（児）療養相談事業（昭和54年度創設）	進行性筋萎縮症を原疾患とする身体障害者（児）に対し、検診を行うとともに、療養方法、日常生活、更生援護に関する相談に応じ、必要な指導を行う。	194	196	196
心のバリアフリー推進員設置事業（平成30年度創設）	ヘルプマーク等障害者に関するマークの普及のための広報啓発や、障害者差別解消法の普及啓発・相談対応等により、県民の心のバリアフリーを推進する。	5,243	5,738	5,902

○障害者情報アクセシビリティ支援体制整備事業	関係機関が密に連携・協力し、障害者・支援者のニーズ及び地域の実情に応じて、障害者の情報の取得利用、意思疎通に係る支援を適切に提供することができるよう、障害者の社会参加促進施策を総合的に推進する役割を担う「社会参加推進センター」の機能強化を図る。	-	4,000	4,000
------------------------	--	---	-------	-------

[負担割合：国1/2・県1/2、【 】：広島市、福山市、呉市負担金]

- (注) 1 ○の事業は、広島県障害者社会参加推進センターに一括委託し、総合的に実施している。
2 ●の事業は、広島県聴覚障害者センターの指定管理業務として実施しており、※の事業は、字幕入りDVD等の製作を(社福)聴覚障害者情報文化センターに委託し、貸し出しを広島県聴覚障害者センターで行っている。

(イ) 市町障害者地域生活支援事業 (予算額 530,371千円)

障害者及び障害児等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、市町が実施する地域生活支援事業に対して補助する。(平成18年度創設)

事業名		事業内容
必 須 事 業	理解促進研修・啓発事業	地域住民に対して障害者等に対する理解を深めるための研修・啓発を行う。
	自発的活動支援事業	障害者等、その家族、地域住民等が、地域において自発的に行う活動に対する支援を行う。
	相談支援事業	
	基幹相談支援センター等機能強化事業	専門的職員を基幹相談支援センターに配置することや、基幹相談支援センターが地域における相談支援事業者に対する専門的な指導・助言、人材育成の支援、地域移行に向けた取組等を実施する。
	住宅入居等支援事業(居住サポート事業)	賃貸契約による一般住宅への入居に当たって支援が必要な障害者等に対する入居支援及び関係機関によるサポート体制の調整を行う。
	成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の申立てに要する経費及び後見人等の報酬を助成する。
	成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を行う法人等の活動を支援する。
	意思疎通支援事業	手話通訳者、要約筆記者を派遣する事業、手話通訳者を設置する事業、点訳、代筆、代読、音声訳等による支援事業など意思疎通を図ることに支障がある障害者等とその他の者の意思疎通を支援する。
	日常生活用具給付等事業	日常生活上の便宜を図るため、障害者、難病患者等に対し介護・訓練支援用具、在宅療養等支援用具、排泄管理支援用具などを給付又は貸与する。
	手話奉仕員養成研修事業	日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成する。
	移動支援事業	個別支援型、グループ支援型などの方法により、障害者等の社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための移動を支援する。
	地域活動支援センター機能強化事業	障害者等を通わせ、創作的活動又は生産活動の機会を提供するとともに、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整や、雇用・就労が困難な在宅障害者に対する機能訓練、社会適応訓練等を実施する。
任 意 事 業	福祉ホームの運営	家庭環境、住宅事情等の理由により、居宅において生活することが困難な障害者に低額な料金で居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与する。
	訪問入浴サービス	身体障害者の居宅を訪問し、浴槽を提供して入浴の介護を行う。
	生活訓練等	日常生活上必要な訓練・指導等を行う。
	日中一時支援	日中、障害福祉サービス事業所や学校の空き教室などにおいて、障害者等に活動の場を提供し、見守り、社会に適應するための日常的な訓練等を行う。
	地域生活支援拠点等・ネットワーク運営推進事業	地域生活支援拠点等・ネットワークの運営や機能の充実等に要する経費に対し、補助を行う。 ・拠点コーディネーターの配置による緊急時に備えるための相談支援や事前のニーズ把握 ・入所者や施設等への地域移行に向けた働きかけ ・緊急時のための支援や地域移行に関する支援のネットワークづくり等
	相談支援事業所等(地域援助事業者)における退院支援体制確保	相談支援事業所等(地域援助事業者)における退院支援体制を確保するため、必須職員以外の職員を配置するために必要となる賃金や諸経費等について助成する。
	協議会における地域資源の開発・利用促進等の支援	市町村協議会において、社会的資源の開発に向けて、障害児者のニーズ調査等先進的な地域資源の開発・利用促進等に向けた取組を行う。
	地域生活定着支援センターとの連携強化事業	障害により自立した生活を営むことが困難な起訴猶予者等の抱える課題等を把握し、地域において孤立を解消するための支援や適切なサービスのコーディネートを行う者を市町村に配置し、地域生活定着支援センターとの連携の強化を図る。
社 会 参 加 支 援	レクリエーション活動等支援	各種レクリエーション教室や障害者スポーツ大会等を開催し、障害者スポーツに触れる機会等を提供する。
	芸術文化活動振興	障害者等の作品展、音楽会、映画祭など文化芸術活動の機会を提供するとともに、障害者等の創作意欲を助長するための環境の整備や必要な支援を行う。
	点字・声の広報等発行	点訳、音声訳等により、広報、事業の紹介、生活情報等、必要度数の高い情報などを定期的に提供する。
	奉仕員養成研修	点訳又は朗読に必要な技術等を習得した点訳奉仕員、朗読奉仕員及び要約筆記奉仕員を養成する。
	複数市町村による意思疎通支援の共同実施促進	意思疎通支援事業について、単独での実施が困難等の理由により未実施となっている市町村等において、近隣市町村等との共同実施による効率的な事業実施の方法を検討する。
家庭・教育・福祉連携推進事業	教育・福祉の連携施策を実施するため、関係者が一同に集う場の設置、合同研修、ハンドブックの作成、地域連携推進マネージャーの配置などの施策を実施する。	

就業・就労支援	盲人ホームの運営	あん摩師免許等を有する視覚障害者であって、雇用・就労が困難な者に対し、施設を利用させるとともに、必要な技術の指導を行う。(本県該当なし)
	知的障害者職親委託	知的障害者を一定期間、知的障害者の更生援護に熱意を有する事業経営者等の私人に預け、生活指導や技能習得訓練等を行う。
特別支援事業		必須事業の実施が遅れている地域の支援や実施水準に格差が見られる事業の充実。
促進事業	発達障害児者地域生活支援モデル事業	発達障害者の特性を踏まえた先進的な取組を行い、自治体の取組として実施可能な条件等を整理するためのモデル事業を実施し、全国への普及につなげることを目的とする。
	障害者虐待防止対策支援	障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を行うため、地域における関係機関等の協力体制の整備や支援体制の強化を図る事業に要する費用を市町村に補助。
	成年後見制度普及啓発	成年後見制度利用促進のための普及啓発。
	発達障害児者及び家族支援事業	発達障害児者の家族同士の支援を推進する観点から、同じ悩みを持つ本人同士や発達障害児者の家族に対するピアサポート等の支援を拡充。
	意思疎通支援従事者キャリアパス構築支援事業	現任の手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員の資質向上のための研修、地域において計画的に意思疎通支援者を養成し、意思疎通を図ることに支障がある障害者等の自立と社会参加を推進。
	重度訪問介護利用者の大学修学支援事業	重度訪問介護の利用者が大学等に就学するにあたって必要な身体介護等を、大学等における支援体制が構築されるまでの間において提供する。
	地域における読書バリアフリー体制強化事業	点字図書館と公共図書館等の連携強化、視覚障害以外の障害者に対する利用促進に対する支援、地域における図書等の点字化、音声化、テキストデータ化ができる人材育成の強化を図る。
	雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業	雇用施策と福祉施策が連携し、通勤支援や職場等における支援を実施する。
特別促進事業		上記以外の事業であっても地域の特性等に応じて市町の判断で実施する重要な事業の支援。

(注) 広島市、呉市及び福山市を含む。

[負担割合 国 1/2 以内、県 1/4 以内、市町 1/4]

(ウ) 施設サービスの利用等

第 27 表 指定障害者支援施設数の状況 (令和 7 年 4 月 1 日現在)

(単位 所)

種 別	県 分	広島市、呉市及び福山市分	合 計	
施設入所支援	36	28	64	
サ 昼 ー 間 ビ ス ス 施	生活介護	34	27	61
	自立訓練 (機能訓練)	0	1	1
	自立訓練 (生活訓練)	2	1	3
	就労移行支援 (一般型)	1	0	1
	就労継続支援 B 型	3	1	4

第 28 表 指定障害者支援施設の定員及び利用人員の状況 (令和 7 年 4 月 1 日現在)

(単位 所、人、%)

区 分	施設数	定 員	利用人員	利用率
施設入所支援	64	3,137	2,952	94.1%

(注) 広島市、呉市及び福山市を含む。

第 29 表 指定障害児入所施設等の定員及び利用人員の状況 (令和 7 年 4 月 1 日現在)

(単位 所、人、%)

区 分	施設数	定 員	利 用 人 員				利用率
			県 分	広島市分	他県分	計	
福祉型障害児入所施設	9	197	102	36	3	141	71.6%
医療型障害児入所施設	8	506	237	152	5	394	77.9%
指定発達支援医療機関 (重心)	2	220	103	71	23	197	89.5%
指定発達支援医療機関 (肢体)	1	120	3	2	0	5	4.2%
合 計	20	1,043	445	261	31	737	70.7%

(注) 1 県分に呉市及び福山市を含む。

[負担割合 県分 国 1/2、県 1/2]

2 定員、利用人員及び利用率は、障害福祉サービス分を含む。

第30表 指定障害児通所支援事業の状況（令和7年4月1日現在）

（単位 所）

区分	事業所数	支援の種類				
		児童発達支援 （センター）	児童発達支援（セ ンターを除く。）	放課後等デイ サービス	居宅訪問型 児童発達支援	保育所等 訪問支援
県分	353	12	86	216	1	38
広島市分	419	8	107	280	1	23
呉市分	62	1	21	37	0	3
福山市分	255	5	67	164	2	17
計	1089	26	281	697	4	81

（注） 休止中の事業所を除く。

〔負担割合 国2/4、県1/4、市町1/4〕

(2) サービスの質の向上等（予算額 18,419千円）

ア 相談支援従事者等研修事業（予算額 18,419千円）

- 相談支援従事者研修（初任者・現任・主任）（平成20年度創設）

相談支援従事者の養成・資質向上を図るため、研修を実施する。

（令和6年度研修開催実績）

区分	初任者研修	現任研修	主任研修
対象者	相談支援事業所職員等 （新規従事者を対象）	初任者研修の修了者 （実務経験概ね5年程度）	現任研修の修了後、相談支援専門員 として従事した期間が通算して3年 （36ヶ月）以上である者
研修修了者数	190名	109名	30名

- サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者に係る研修（令和元年度改定研修）

利用者の状態に応じた適切な支援を行うための個別支援計画の策定等を行うサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者研修を実施する。（平成20年度創設）

（令和6年度研修開催実績）

区分	基礎研修	更新研修	実践研修	専門別研修
対象者	市町職員、相談支援事業所職員等 （新規従事者を対象）	平成30年度以前にサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者に係る研修を修了した者	基礎研修を修了した者で、実践研修受講までに2年以上の実務経験がある者	基礎研修修了者のうち受講を希望する者
研修修了者数	625名	216名	437名	85名

- 指導者養成研修等（国相談支援従事者指導者養成研修等への派遣）

県が実施する相談支援従事者研修等に係る講師の養成を図るため、国が実施する相談支援従事者指導者養成研修及びサービス管理責任者等指導者養成研修へ人材を派遣する。

イ 強度行動障害支援者養成研修

- 強度行動障害支援者養成研修

強度行動障害がある人に対して、障害福祉サービス事業所等において適切に支援を行うため、支援者（事業所従事者）に基礎的な知識と技術に関する情報を提供する。（平成26年度創設）

（令和6年度研修開催実績）

区分	対象者	研修修了者数
強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）	事業所職員等	2,439名
強度行動障害支援者養成研修（実践研修）	事業所職員等	1,721名

(3) 相談支援体制の構築（予算額 49,795千円）

ア 身近な地域における相談（予算額 23,996千円）

(ア) 児童発達支援センター等機能強化事業（予算額 23,665 千円）

○児童発達支援センター機能強化事業

地域療育の拠点である児童発達支援センター等において、障害のある子供や疑いのある子供への支援内容を検討し、医療機関等への適切な支援につなぐコーディネート体制の確保や保育所等地域の子育て支援機関等に対し、障害特性に応じた支援技術等に関する研修等を実施する。

（令和 2 年度創設）

第 31 表 事業実施施設一覧

主たる施設・事業所種別	主たる施設・事業所名	住 所	法 人 名
福祉型児童発達支援センター	呉本庄つくし園	呉市焼山北	(社福) 呉福祉会
児童発達支援事業所	デイサービスひろば	竹原市中央	(社福) 中国新聞社会事業団
福祉型児童発達支援センター	あいあい	尾道市木ノ庄町	(社福) 尾道さつき会
福祉型児童発達支援センター	あづみ園	尾道市久保町	(社福) あづみの森
福祉型児童発達支援センター	「ゼノ」こぼと園	福山市沼隈町	(社福) 「ゼノ」少年牧場
福祉型児童発達支援センター	草笛学園	福山市加茂町	(社福) こぶしの村福祉会
	ひかり園	福山市多治米町	
医療型障害児入所施設	子鹿障害児等療育支援事業所	三次市粟屋町	(社福) ともえ会
医療型児童発達支援センター 医療型障害児入所施設	若草園	東広島市西条町	(社福) 広島県福祉事業団
福祉型児童発達支援センター	広島西こども発達支援センター くれよん	廿日市市四季が丘	(社福) くさのみ福祉会
福祉型児童発達支援センター	柏学園	安芸郡府中町	(社福) 柏学園

(注) 広島市を除く。

[負担割合 国 1/2、県 1/2]

○スクリーニング機能強化事業

- ① 健診前後を含めた関係機関の連携強化等による効果的な健診の実施
 - ② 療育的支援による子どもの適応の改善と、ペアレント・トレーニング等による経過観察層・育児不安層への支援による保護者の困り感の解消
- により、不要な受診を減らすとともに、早期の専門支援の充実を図る。(令和 2 年度創設)

(イ) 障害福祉サービスの利用決定等に係る研修（予算額 331 千円）

障害福祉サービスの利用決定等を円滑に行うため、障害支援区分認定調査員、市町審査会委員の研修を実施する。(平成 26 年度創設)

(令和 6 年度研修開催実績)

区 分	障害支援区分認定調査員研修 (初任者研修)	障害支援区分認定調査員研修 (現任研修)	市町審査会委員研修
対 象 者	市町職員、相談支援事業所職員 等(新規従事者)	市町職員、相談支援事業所職員等 (初任者研修修了者)	市町審査会の委員 市町職員
研修修了者数	69 名	42 名	35 名

イ 専門的・広域的な相談支援（予算額 25,799 千円）

県立身体障害者更生相談所、こども家庭センター（児童相談所、知的障害者更生相談所）における相談指導。

知的障害児、重症心身障害者（児）に対し、生活、教育、職業及び医療等の各種の相談に応じ、施設入所の委託等の必要な措置を行う。また、身体障害者及び知的障害者について、同様の措置を行う市町を支援する。

第 32 表 障害児・知的障害者の相談・措置等の状況（県分）

（単位 件）

区 分		こども家庭センター		
			知的障害者更生相談所分	児童相談所分
令和 6 年度	相談指導	3,125	907	2,218
	施設措置	66	—	66
令和 5 年度	相談指導	2,987	1,027	1,960
	施設措置	97	—	97
令和 4 年度	相談指導	2,635	861	1,774
	施設措置	104	—	104

（注）広島市を除く。

第 33 表 身体障害者の更生相談の状況

（単位 人、件）

区 分		相談等実人員	相談件数	判定件数
県立身体障害者 更生相談所	令和 6 年度	3,141	3,691	1,088
	令和 5 年度	2,979	3,876	1,612
	令和 4 年度	4,276	4,990	1,931

（注）広島市を除く。

ろうあ者専門相談員の設置（予算額 25,799 千円）

次の機関に、ろうあ者専門相談員各 1 名（計 6 名）を設置し、手話によってろうあ者の相談に応じている。

障害者支援課・西部厚生環境事務所呉支所・東部厚生環境事務所（昭和 56 年度設置）、東部厚生環境事務所福山支所（昭和 47 年度設置）、北部厚生環境事務所（昭和 49 年度設置）、県立身体障害者更生相談所（昭和 45 年度設置）

第 34 表 ろうあ者専門相談員の活動状況

（単位 件、人）

区 分	家族関係	生活・生計	職業職場関係	住 居	健康・医療	教育・育児	福祉サービス	日常生活用具 補装具・	年金・保険	各種制度	災 害	通 訳	そ の 他	計	相談指導実人員
令和 6 年度	98	223	27	58	317	66	139	426	11	25	2	283	279	1954	866
令和 5 年度	138	221	42	20	347	44	138	376	7	33	6	224	262	1,858	839
令和 4 年度	82	167	25	10	231	8	55	235	5	31	3	94	238	1,184	500

(4) 地域生活への移行支援

ア 地域生活支援拠点等（システム）の整備

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を市町において構築する。

- イ 医療と福祉の連携による地域生活への移行支援（予算額 48,325 千円）
 精神障害者地域生活支援事業（予算額 48,325 千円）
 精神障害者が地域の一人として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を推進する。（平成 30 年度創設）
- ・措置障害者の地域生活支援に係る事業
 - ・保健・医療・福祉関係者による協議会開催
 - ・精神障害者の地域移行関係職員に対する研修に係る事業
 - ・精神障害者の家族支援に係る事業
 - ・ピアサポーターの養成・活用に係る事業
 - ・入院患者への訪問支援事業

5 暮らしやすい社会づくり

(1) バリアフリーの推進（福祉のまちづくりの推進）

「広島県福祉のまちづくり条例」（平成 7 年条例第 4 号）に基づき、福祉のまちづくりが円滑に推進されるよう県民意識の啓発・醸成を図るため、行政、事業者団体、当事者団体等で組織する「広島県福祉のまちづくり推進協議会」と連携して各種普及啓発事業を実施する。

(2) 災害・感染症対策の推進

災害発生時に備えた避難訓練等の確実な実施

- 障害福祉サービス事業所では、災害発生時に備えた非常災害対策計画の作成及び定期的な避難訓練が義務付けられ、また令和 3 年度からは、業務継続に向けた計画の策定、定期的な研修や訓練（シミュレーション）の実施が事業所の努力義務とされたため、各事業所の対応状況を指導監査実施時に確認し、担保する。

6 社会福祉施設の整備等（予算額 1,102,680 千円）

(1) 障害者施設等の整備（予算額 482,816 千円）

障害者の地域生活移行、就労支援等を図るため、計画的な整備を推進する。

令和 6 年度の整備実績は、次表のとおりである。（平成 17 年度創設）

第 35 表 令和 6 年度施設等の整備実績

施設種別	施設名	設置主体	整備区分	整備概要	定員	整備場所	備考
児童発達支援	(仮称) 発達支援 niocnico	(福) にこぶらす	創設	木造 2 階造	10 人	廿日市市	

(注) 広島市、呉市及び福山市の所管分を除く。

[負担割合 補助基本額に対し、国 2/3、県 1/3]

(2) 県立社会福祉施設の運営（予算額 619,864 千円）

社会福祉施設を設置し、これらの施設を総合的かつ効率的に経営するため、平成 17 年度以降、指定管理者制度の導入により、運営の委託を行っている。

- ・ 指定管理者 社会福祉法人 広島県福祉事業団
- ・ 指定管理者 社会福祉法人 広島県視覚障害者団体連合会（視覚障害者情報センター）
- ・ 指定管理者 一般社団法人 広島聴覚障害者協会

第 36 表 県立社会福祉施設の状況（令和 7 年 4 月 1 日現在）

（単位 人）

施設名	定員	施設の目的
総合リハビリテーションセンター	医療センター 病床数 160	障害者に対し医療を行うとともに、更生のために必要な相談及び指導を行う。
	若草園 入所 60	肢体不自由児を入所させて治療するとともに、独立自活に必要な知識、技能を与える。
	若草療育園 入所 53	重度の知的障害及び肢体不自由が重複している児童及び 18 歳以上の者を入所させて保護するとともに、治療及び日常生活の指導を行う。
	わかば療育園 入所 52	重度の知的障害及び肢体不自由が重複している児童及び 18 歳以上の者を入所させて保護するとともに、治療及び日常生活の指導を行う。
	在宅障害児(者)支援センター 通所 10	肢体不自由児を通所させて治療するとともに、児童発達支援を提供し、家族等関係者に対し、相談その他必要な援助を行う。
	あけぼの 入所 40 日中 60	障害者に対して施設入所支援を行うとともに、生活介護、自立訓練又は就労移行支援を行う。
	スポーツ交流センター —	身体障害者に対して各種の相談に応じるとともに、機能訓練、教養の向上、社会との交流の促進、及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与する。
福山若草園	福山若草育成園 通所 10	肢体不自由児を通所させて治療するとともに、独立自活に必要な知識、技能を与える。
	福山若草療育園 入所 54	重度の知的障害及び肢体不自由が重複している児童及び 18 歳以上の者を入所させて保護するとともに、治療及び日常生活の指導を行う。
松陽寮	松陽寮 入所 148 日中 163	障害者に対して、施設入所支援を行うとともに、生活介護又は自立訓練を行う。
視覚障害者情報センター	—	点字刊行物、視覚障害者用の録音物の閲覧及び貸し出しを行うとともに、点訳・朗読奉仕員の養成事業を行う。
聴覚障害者センター	—	手話や字幕入り DVD 等聴覚障害者用の録画物の閲覧及び貸し出しを行うとともに、意思疎通支援者の養成・派遣、相談業務を行う。